

第51回
全国消防救助技術大会
実施要領

一般財団法人 全国消防協会

目 次

第1 総 則

1 目 的	P. 1
2 安全管理	P. 1
3 審 査		
(1) 審判長等の要務	P. 1
(2) 訓練結果	P. 2
(3) 表彰	P. 2
4 施 設		
(1) 陸上施設	P. 2
(2) 水上施設	P. 3
(3) 施設の特例	P. 3
5 気象状況による特例	P. 3

第2 服装及び用具

1 通 則		
(1) 服 装	P. 4
(2) 用 具	P. 4
ア ロープ及び小綱	P. 4
イ カラビナ	P. 5
ウ 空気呼吸器	P. 5
エ 安全帯	P. 5
オ 滑車	P. 6
カ 浮環	P. 7
キ リング	P. 7
ク 水難救助用具	P. 7
ケ マネキン	P. 8
2 特 例	P. 8
3 点 検	P. 9

第3 審査上の統一事項

1 共通項目		
(1) 審査基準		
ア 減点方法	P. 10

イ	持点及び標準所要時間	P. 10
ウ	失格条件	P. 10
エ	スタート及びフライング	P. 10
オ	ゴール及び所要時間等の測定	P. 11
カ	標示線	P. 11
キ	審査員による合図	P. 11
ク	審判(査)員等による訓練停止後の措置	P. 11
(2)	用具の取り扱い等	
ア	ロープ	P. 12
イ	カラビナ	P. 12
2	陸上の部	
(1)	危険ゾーン	P. 13
(2)	要救助者	P. 13
(3)	座席	P. 13
(4)	命綱	P. 13
(5)	自己確保ロープ	P. 14
(6)	運搬綱	P. 14
(7)	空気呼吸器	P. 15
(8)	ロープによる信号伝達	P. 15
(9)	確保	P. 15
(10)	二人抱きかかえ搬送	P. 16
(11)	渡過	P. 16
(12)	はしご登はん	P. 16
(13)	垂直降下	P. 17
3	水上の部	
(1)	泳法等	P. 17
(2)	要救助者の確保及び搬送方法	P. 17
(3)	要救助者の協力範囲	P. 18
4	その他	P. 18
(図1-1)	陸上施設配置図)	P. 21
(図1-2)	付帯施設立体図)	P. 22
(図1-3)	付帯施設平面図)	P. 23
(図1-4)	付帯施設立面図)	P. 24
(図1-5)	各登はんの施設及び用具等配置図)	P. 25

第4 要 領

1 陸上の部

(1) ロープブリッジ渡過	P. 26
(2) はしご登はん	P. 28
(3) ロープ応用登はん	P. 30
(4) 障害突破	P. 32
(図5-1 障害突破の経路図)	P. 38
(図5-2 障害突破の用具等配置図)	P. 39
(図5-3 障害突破の用具等配置図)	P. 40
(5) ロープブリッジ救出	P. 41
(図6 ロープブリッジ救出の用具等配置図)	P. 45
(6) ほふく救出	P. 46
(図7 ほふく救出の用具配置図)	P. 49
(7) 引揚救助	P. 50
(図8-1 引揚救助の施設及び用具等配置図)	P. 58
(図8-2 引揚救助の塔上平面図及び各ロープ結着要領)	P. 59

2 水上の部

(1) 複合検索 (50メートルプール用)	P. 60
(2) 複合検索 (25メートルプール用)	P. 62
(3) 基本泳法	P. 64
(4) 溺者搬送	P. 65
(5) 人命救助	P. 66
(6) 溺者救助	P. 69
(7) 水中結索	P. 71
(8) 水中検索救助	P. 74

3 技術訓練	P. 78
--------	-------	-------

別表 審査表等

1 陸上の部・審査表

(1) ロープブリッジ渡過	P. 79
(2) はしご登はん	P. 80
(3) ロープ応用登はん	P. 81
(4) 障害突破	P. 82
(5) ロープブリッジ救出	P. 84
(6) ほふく救出	P. 86

(7) 引揚救助	P. 88
2 水上の部・審査表		
(1) 複合検索（50メートルプール用）	P. 90
(2) 複合検索（25メートルプール用）	P. 91
(3) 基本泳法	P. 92
(4) 溺者搬送	P. 93
(5) 人命救助	P. 94
(6) 溺者救助	P. 96
(7) 水中結索	P. 98
(8) 水中検索救助	P. 99
3 計時記録表	P. 101
※ 特例用具等申請書		P. 102

第 1 総 則

第5 1回全国消防救助技術大会実施要領

第1 総 則

1 目 的

この要領は、全国消防救助技術大会（以下「全国大会」という。）を実施するにあたり、全国消防救助技術大会実施計画（以下「実施計画」）で定める内容のうち、安全管理、審査、施設、用具及び実施内容等についての詳細を定めることを目的とする。

2 安全管理

全国大会の実施にあたっては、実施計画に定める安全管理基準を徹底する。

3 審査

各種目ごとに定めた実施内容（以下「実施内容」という。）に基づき、訓練の行動等の安全確実性及び所要時間等を評価する。

(1) 審判長等の要務

審判長等は、厳正に審査し、かつ、安全管理に配慮しなければならない。

ア 審判長

審判長は、全国大会の審査全般を総括し、審判員を通じて参加隊員を指導するとともに、訓練結果について公開する。

イ 審判部長

審判部長は、審判長を補佐するとともに、審判員を通じて参加隊員を指導する。

ウ 審判員

(ア) 配置

審判員は陸上の部に13名、水上の部に3名を配置する。

(イ) 審判員は実施計画に定められた任務を実施するため、担当種目の審査について審査要員を総括する。

(ロ) 審判員間では担当種目に関わらず、指導内容の詳細の調整について図るものとする。

エ 審査要員

審査員、スターター、安全管理員及び計時員は、全国大会開催地消防本部（以下「開催地」という。）の消防長又は当該地区支部長が推薦し、審判員を補佐する。

(ア) 審査員

a 審査員は、別表の審査表により審査及びフライング審査にあたる。

b 審査員は、隊員の行動等が安全性に欠け、危険があると認めた場合は、停止させ、必要な指示を与えなければならない。

なお、実施内容に定められていない行動で減点項目がない場合も同じとする。

c 用具、服装等で疑義のある場合は、直ちに審判員に申告し、指示を仰ぐ。

d 審査員は、資器材準備等において、円滑な訓練進行に支障があると判断した場合は、必要な指示を与えるものとする。

(イ) スターター

スターターは、各種目のスタートの合図にあたる。

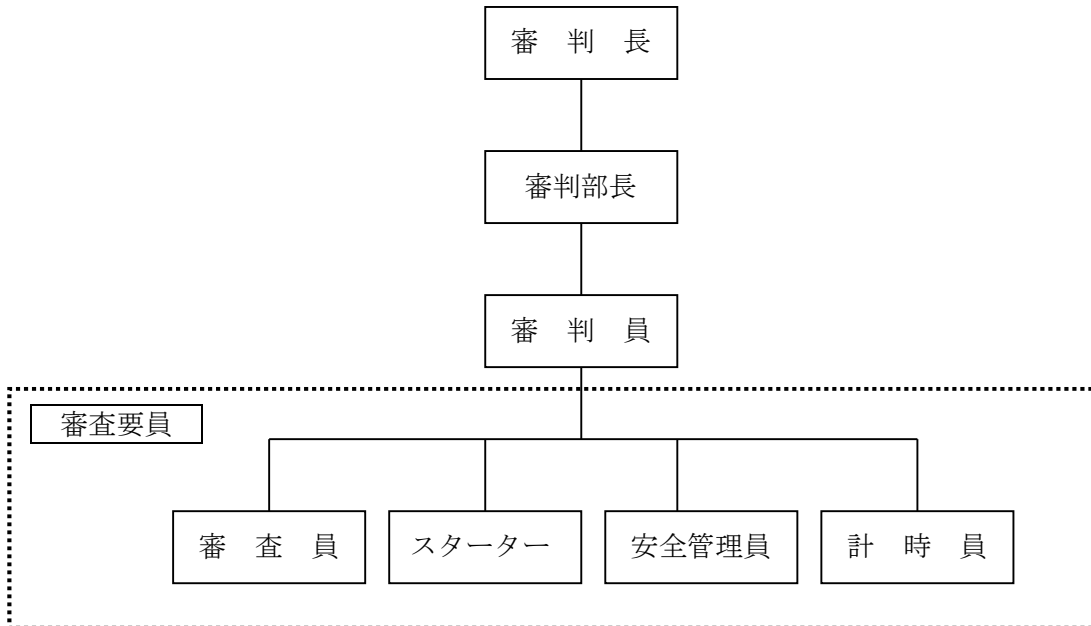
(ウ) 安全管理員

- a 安全管理員は、安全管理業務に専念し、事故防止にあたる。
- b 安全管理員は、事前に施設及び隊員の用具、服装等について点検を実施し、危険の排除措置をとらなければならない。
- c 安全管理員は、訓練中、施設及び用具等が安全性に欠け、危険であると認めた場合は、停止させなければならない。

また、隊員の行動で危険を認めた場合は、直ちに審査員に申告するものとする。

(エ) 計時員

計時員は、所要時間を測定し、別表の計時記録表に記録する。



(2) 訓練結果

ア 公開内容

審判長は訓練結果について、消防本部名、隊員名等、実施者を特定する内容、及び所要時間、減点（時間、行動）、得点、表彰の有無について全国大会当日に公開するものとする。

イ 審査の決定

審査結果については審判長が決定する。審判長の不在等により速やかに決定できない場合は、審判部長が代決することができる。

(3) 表彰

審査により、減点のない場合は全て表彰する。

4 施設

(1) 陸上施設

ア 陸上施設は、A塔、B塔及びC塔とし、その仕様は次のとおりとする。

(ア) 各塔は、メロシステム又はビティ方式等で構築されたもので、強度及び安全性に優れたものであること。

a メロシステム

鋼管で作られたトラス材を鋼球（グローブ）を介して、互いにネジ接続し、トラス

を組み広げていく工法

b ビティ方式

鋼製枠組足場

- (イ) A塔は、高さ17メートル、幅6メートル、奥行き4メートルとし、塔内部に昇降用階段を設ける。
- (ウ) B塔及びC塔は、高さ7メートル、幅6メートル、奥行き24メートルとし、両塔の適当な位置に昇降用階段を設ける。
- (エ) 各塔の配置は、図1-1のとおりとする。
- (オ) 各塔間に図1-3のとおり安全ネットを設ける。

イ 付帯施設の配置は、図1-2、図1-3、図1-4及び図1-5のとおりとする。

ウ 種目に応じて安全マット（縦1.8メートル、横2.3メートル、厚さ0.5メートル）を設置する。

(2) 水上施設

水上施設（プール）は、25メートル又は50メートルのいずれを使用してもよいものとする。

なお、水上施設の概要は、実施案内で定める。

(3) 施設の特例

施設の仕様は、開催地の事情により、一部変更してもよいものとする。

なお、変更した施設の仕様等については、実施案内で定める。

5 気象状況による特例

大雨等の気象状況により、安全管理上やむを得ない場合は、審判長の判断により訓練内容を変更して実施することとし、訓練内容については、開催地が発行する実施案内に記載する。

なお、訓練所要時間は参考扱いとし、審査対象から除外するが、訓練結果については公開するものとする。

第 2 服装及び用具

第2 服装及び用具

1 通 則

(1) 服 装

ア 陸上の部

破損等の補修を除き特別に工夫、加工等していない、通常の救助活動に着用している次の服装とし、救助者、補助者及び要救助者の全員が同一仕様のものを着用するものとする。

(ア) 救助服

訓練中における救助服のボタン及びファスナーの外し、腕まくり、ズボンの裾のたくしあげ等は安全管理上認めない。

また、救助服の内側（下）に布製サポーター又はすねあて（プラスチック製も可）、膝あて（プラスチック製も可）の他、身体保護のためのスライディングパンツ1枚又はスパッツ1枚の着用及びタオル（大きさが36cm×90cm以内のものとする。）1枚の着用（使用）は認めるが、いずれも市販の標準仕様のものとし、特注品の使用は認めない。

救助服ズボン（立体裁断等）に横縫目がない場合については、ズボン縫目を標示する方法を実施案内で定めるものとする。

(イ) 編上式半長靴

(ウ) 保安帽

(エ) ベルト

(オ) 革手袋

1枚の皮を切りつないだ仕様で手首から先が完全に被覆されているもので、穴の開いているものやメッシュタイプ等の仕様、手掌及び手の甲の部分にゴム加工等のすべり止めとなるような工夫、加工がしていないもの。すべり止め剤は、粉末ローゼング以外の使用は認めない。

イ 水上の部

次により着用するものとする。

(ア) 水着（FINA「国際水泳連盟」の承認した水着とする。）については1枚の着用とする。

(イ) 水泳帽（溺者搬送の要救助者は除く。）

(ウ) 水中メガネ（着用は自由とする。）

(エ) 革手袋（仕様は陸上の部と同様とし、人命救助及び溺者救助の補助者に限り、その着用は自由とするが、すべり止め剤の使用は認めない。）

(2) 用 具

この要領で使用する用具は、次のとおりとする。

なお、持込用具（隊員が準備する用具）として指定された用具のうち、開催地が貸出用として準備する空気呼吸器の形状及び規格並びにロープの長さは、実施案内で定めるものとする。

ア ロープ及び小綱

(ア) ロープ及び小綱の仕様は、基準第108条に定めるものとし、使用にあってはナイロン製三つ打ち、12ミリのもので、着色ビニールテープ等により端末処理したものとする。

(イ) 陸上の部で使用するロープの色は、確保ロープ及び確保専用ロープを赤色とし、その他のロープは赤色以外で自由とするが、開催地で準備するその他のロープは白色とする。

なお、持ち込み用ロープにあっても同様とする。

- (ウ) 水上の部で使用するロープの色、材質は自由とする。
- (エ) 小綱の色は自由とする。
- (オ) 持込み用のロープの長さは、訓練ができる長さであればよいものとし、訓練実施時短い場合は訓練続行不能と判断し審査員が中止させる。ただし、懸垂ロープは、自然に垂下したとき、安全マットに接する長さ以上とし、設定時、審査員がロープの長さを確認するとともに、必要な指示を与える。

イ カラビナ

- (ア) O型ネジ式安全環付（外径寸法で長径10.5センチメートル～11センチメートル、短径5.5センチメートル～6センチメートル）とし、本体と安全環双方にネジ山があり安全環を締めたとき、ネジ山が食い込むようにしっかり締まる構造のものとする。
なお、安全環の内ネジが二重ラセンに切り込まれているもの及び安全環を締め込むのは速いがロープ等の接触により安全環に一旦緩みが生じたとき、簡単に落下してしまうなど、安全環としての機能が失われる恐れのあるものの使用は認めない。
- (イ) ロープとの摩擦等により削れているもので使用強度が減少しているもの、ロープを損傷する恐れのあるものの使用は認めない。
- (ウ) 安全環の緩みを視認できるよう、本体のキャッチ部及び開閉環の安全環を締めたときに安全環で隠れる部分全体を赤色で塗色すること。
- (エ) 事前にロープ等にカラビナを結合しておく場合は、カラビナをビニールテープ等で固定してはならない。

ウ 空気呼吸器

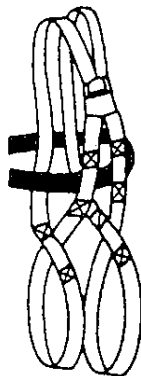
- (ア) 高圧空気の容器で内容積が4.5リットル以上の空気呼吸器とし、訓練開始時ボンベの圧力を100kg/cm²・(10MPa)以上に充てんしておくものとする。
- (イ) 面体バンドは、末端から3センチメートルの位置から末端側に着色標示することとし、標示方法は自由とする。
なお、面体バンドが予め締め付け調整をする仕様のバンドについては、着色標示しないこととする。
- (ウ) 首掛けひもは、面体付属品とし、メーカーが正規に製作したものを使用し、首掛けひも取り付け金具と面体をビニールテープ等で固定したり、長さ及び取り付け位置について工作してはならない。
- (エ) 背負いバンド等の余長部分にビニールテープ等を巻き付け固定する等の加工をしてはならない。ただし、バンドの余長部分にマジックテープ、遊環等を設け余長部分のぶらつきを防止する構造で、バンドの調整に支障のない仕様のもの及びバンドと同材質又は布によるバンド通し等の補修は「固定する等の加工」とはみなさない。
- (オ) 胸バンド、腰バンドの余長の折り返しは外側とし、10センチメートル以上の余長があり、各バンドとも長さ調整ができる状態とすること。ただし、胸バンドの調整器側の折り返しについては内側で10センチメートル以下でもよい。

エ 安全ベルト等

- (ア) 安全ベルトは、墜落制止用器具の規格（平成31年1月25日付け厚生労働省告示第11号）に適合する強度を有するものとし、救助用縛帯（以下「縛帯」という。）の使用荷重は1,000キログラム以上のものとする。

- (イ) 縛帯腰ベルトは先端から10センチメートルの位置を標示する。なお、標示方法は、腰ベルトがバックルから10センチメートル以上突出したことを容易に判別できるようにマジック等で、先端から10センチメートルの位置にラインを引くものとする。
- (ロ) 縛帯の工作等は認めない。ただし、腰ベルトの端末処理は危害防止の観点から工作とはみなさない。

救助用縛帯図



安全ベルト図



オ 滑車

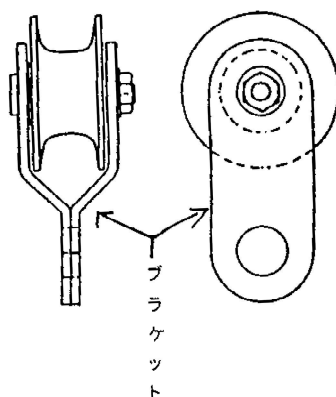
(ア) 定滑車

金属製（長さ490ミリメートル以内、幅160ミリメートル以内、厚さ140ミリメートル以内、重量11キログラム以内、使用荷重750キログラム以上）で、12ミリメートルロープ2本掛け用オーフスナッチ式のものとする。

(イ) 動滑車

金属製で、12ミリメートルロープ2本掛け用のもので、使用荷重が200キログラム以上とし、ブラケットを閉じることにより、ロープが外れない構造とする。

動滑車図



カ 浮環

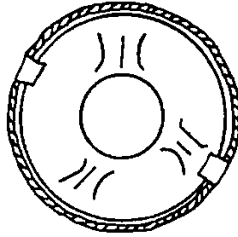
(ア) 救命浮環

船舶救命設備規則第28条に定められたもので、内径は42.5センチメートル～43.0センチメートルとする。

(イ) 小型救命浮環

小型船舶安全規則第51条に定められたものとし、工作等は認めない。

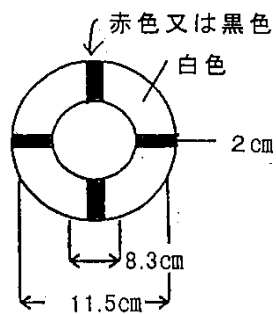
小型救命浮環図



キ リング

プラスチック製で、内径8.3センチメートル、外径11.5センチメートルのものとし、赤色又は黒色で部分着色する。

リング図



ク 水難救助用具

各消防本部で水難救助用として使用している次のものとする。

(ア) マスク

(イ) スノーケル

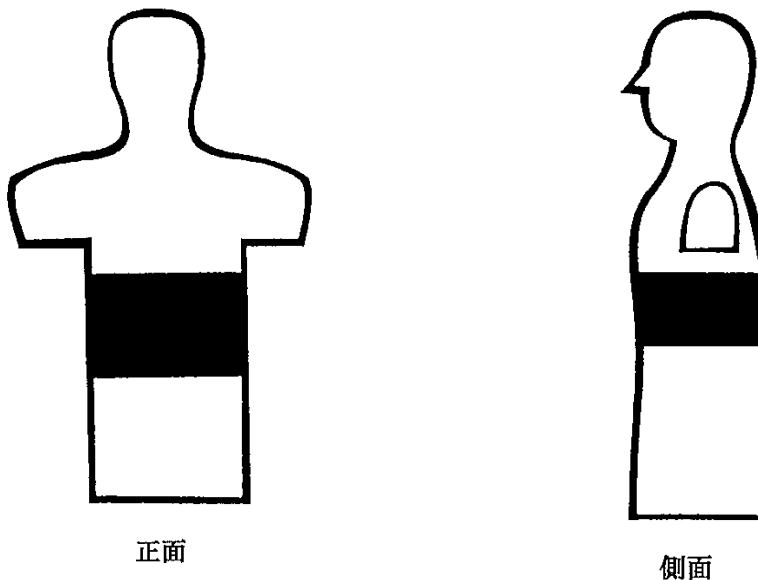
(ウ) フィン（長さ60センチメートル、幅24センチメートル以下のもの）

(エ) フィン用ソックス又はブーツ（フィンを着用する者に限り使用することができる。）

ケ マネキン

材質は自由とし、身長約100センチメートル、肩幅約40～50センチメートル、厚み約20センチメートルで、胴体中央部に、幅約20センチメートルのラインが塗色されているものとする。また、内部に水を注入し重量調整可能な構造のものとする。

マネキン図



2 特例

本要領において規定される服装及び用具以外のもので、隊員の安全確保を目的に開発され、且つ、消防本部において通常配備している服装及び用具（以下「特例用具等」という。）の使用については、事前の申請により認める場合がある。

- (1) 特例用具等の申請については、毎年度9月1日から9月30日の間に一般財団法人全国消防協会に申請するものとする。
- (2) 申請様式については巻末の様式を用い、全ての項目を記入するものとする。
- (3) 特例用具等の申請については、全国消防救助技術大会研究会専門部会が検討し、全国消防救助技術大会研究会が許可する。
- (4) 特例用具等の使用が許可された場合は、許可内容を公開するものとする。
- (5) 特例用具等について、使用が許可された場合は、許可の出た特例用具等以外を大会において使用することはできない。

ただし、何らかの不具合が発生し、当該消防本部が通常配備を廃止するなどした場合は、本要領において規定される服装及び用具を使用して大会に参加できる。

この場合においても、不具合の発生等について一般財団法人全国消防協会に報告するものとし、報告内容は公開するものとする。

3 点検

本要領の規定によらない服装及び用具（以下「不適正用具等」という。）の使用については、安全管理上、大事故につながる可能性があることから、厳正に対処する。

(1) 事前点検

本大会の訓練に使用する服装及び用具については、事前点検において厳しく点検する。

(2) 不適正用具等の持ち込み

持ち込んだ服装及び用具について、故意による不正改造等が明らかであると複数の審判員が判断した場合は、審判長は当該隊員もしくは当該隊員の属する隊を失格処分とし、訓練を中止させる。

さらに、その不適正用具等を持ち込んだ消防本部名及び不適正用具等の内容について、全国消防救助技術大会研究会専門部会報告書に記載し、公開するものとする。

(3) 持ち込んだ服装及び用具の不良等

持ち込んだ服装及び用具（以下「持込用具等」という。）が訓練直前に破損したり、持込用具等の不良の程度に故意性が明らかでないとして複数の審判員が判断した場合は、審判部長は当該隊員もしくは当該隊員の属する隊に大会開催地事務局の用意した代替用具等を使用させて訓練を実施させることとする。

ただし、訓練名及び持込用具等が不良であった状況を全国消防救助技術大会研究会専門部会報告書に記載し、公開するものとする。

第 3 審査上の統一事項

第3 審査上の統一事項

1 共通項目

(1) 審査基準

ア 減点方法

- (ア) 種目ごとに定められた持点から、審査表の評価の要素に該当した場合に減点する。
- (イ) 種目ごとに定められた標準所要時間を越えたときは、1秒につき1点を減点する。
- (ウ) 減点計算は小数点以下を切り上げて計算する。

イ 持点及び標準所要時間

(ア) 陸上の部

a	ロープブリッジ渡過	持点	100点	標準所要時間	28秒
b	はしご登はん	持点	100点	標準所要時間	24秒
c	ロープ応用登はん	持点	200点	標準所要時間	16秒
d	障害突破	持点	500点	標準所要時間	2分37秒
e	ロープブリッジ救出	持点	400点	標準所要時間	1分15秒
f	ほふく救出	持点	300点	標準所要時間	1分2秒
g	引揚救助	持点	500点	標準所要時間	2分9秒

(イ) 水上の部

a	複合検索	持点	100点	標準所要時間	40秒
b	基本泳法	持点	100点	標準所要時間	40秒
c	溺者搬送	持点	200点	標準所要時間	42秒
d	人命救助	持点	300点	標準所要時間	1分13秒
e	溺者救助	持点	300点	標準所要時間	43秒
f	水中結索	持点	300点	標準所要時間	1分46秒
g	水中検索救助	持点	400点	標準所要時間	1分42秒

ウ 失格条件

- (ア) 審査表の「審査基準の失格事項」に該当したとき。

なお、「用具の落下」とは、用具が塔上から塔下又は足場へ落下したときとし、地上、塔上、足場を問わず自らの足元への落下については、本人が拾えば用具の落下とみなさない。

- (イ) 実施内容に定めがあるとき。

エ スタート及びフライング

(ア) スタート地点等

各種目のスタート地点及び位置は、実施内容に定める。

なお、スタート地点での、指揮者、救助者、補助者及び泳者の並び方は、実施内容に定めがある場合を除き、自由とする。

(イ) スタートの方法

隊員は、訓練準備を完了して（審査員から指示を与えられたときは、速やかに訓練準備を完了させること）「準備よし」と呼称後、スターターの「用意」の合図で両足を接地して静止し、スターターの号砲によりスタートする。ただし、実施内容に定めのあるものは除く。

なお、水上の部の「スタート台横」は、スタート台横の左右いずれかで、プール壁面に足の指を掛けてもよいが、スタート台に手を掛けてはならないものとする。

(ウ) フライング

フライングを認めた場合であっても訓練を続行し、フライングのあった個人又はチームを減点とする。

a 条件

(a) スターターの「用意」の合図で速やかに静止しなかったとき。

(b) 上記の静止以後、スターターの号砲までの間に動いたとき。

b 対象

フライングは、フライングした全ての個人又はチームに適用する。

なお、連携訓練にあってはチーム内の1人がフライングすれば、チームがフライングしたものとする。

オ ゴール及び所要時間等の測定

(ア) ゴールの認定

ゴール標示線を訓練の終了としている種目にあつては、実施内容に定めがある場合を除き、最終隊員の足の一部がゴール標示線を越えて接地したときとする。

(イ) 所要時間の測定

単位は秒とし、小数点以下第1位まで記録する。

カ 標示線

標示線は、踏んでもよいが、踏み越えて接地してはならない。ただし、危険ゾーンの標示線は、踏んではならない。

キ 審査員による合図

審査員が行う合図は、実施内容に定めがある場合を除き「赤旗及び警笛」とする。

ク 審判（査）員等による訓練停止後の措置

(ア) 停止後の措置

審判（査）員は危険な行為、施設等を是正した後、訓練を再開させる。

(イ) 所要時間の測定

a 停止の原因が隊員にある場合は、停止中も所要時間の測定を継続する。

b 停止の原因が施設等にあると審判長が認めた場合は、訓練を中断させ、所要時間の測定を打ち切り、再度訓練を実施する。

(2) 用具の取り扱い等

ア ロープ

(ア) 取扱い

- a 足で踏み付けてはならない。ただし、壁面、煙道及びほふく救出の要救助者待機位置内は審査基準の減点対象としない。
- b 結索箇所は、結索及び結索を解くとき以外、手でつかんで行動してはならない。ただし、実施要領で定めのあるもの、事前設定されているもの及びカラビナの付け外し時は除く。
- c 結索したロープが行動中に緩んだときは、端末を引いて締める等修正を行わなければならない。
なお、この行動は結索したとみなし、審査基準の減点対象としない。

(イ) 結索要領

- a 実施内容で結索種別等が指定されているもの以外については、基準第112条に定める種別のいずれかによるものとする。ただし、半結びについては、単独では結索とはみなさない。
- b ロープの端末の半結びは、基準及び実施内容に定められている以外は自由とする。
- c ロープの端末は、半結びをとった場合も含めて握りこぶし以上の余長をとること。

(ウ) 整理要領

- a 一ひろ巻きは、基準第109条第1号の定めによるものとし、大きさは訓練開始前は携行している隊員が、訓練終了後はロープを携行してゴールした隊員が肩にかけ、自然に垂下した時の膝までの大きさを最大とし、巻きの大小の差が倍以上にならないようにすること。
- b 端末ロープの巻き付け部の4～8回については、どの部分から見ても4巻き以上あるものとし、端末の長さは、握りこぶし以上、一ひろの半分の長さ以下とする。
- c ロープ処理部（巻き付け部）付近の輪にしたロープを任意に1本持ってロープ全体を吊り上げたとき、持ったロープが巻き付け部から抜けないように締め付けて巻くこと。
なお、事前点検時及びスタート時に、緩んでいる場合は、審査員が締め直しを指示する。

(エ) 配置等

- a 取り易いように浮かしたり、曲げたりして配置してはならない。
- b 小綱は、四つ折りにし、両端末と二つ折りにした部分が一直線上になるよう長さをそろえて配置すること。
- c ロープに目印を目的としたテーピング、着色等をしてはならない。

イ カラビナ

- (ア) カラビナをロープ等に付ける場合は、指で開閉環を確実に開いてから行う。（以下「カラビナを付ける」という。）
- (イ) カラビナは、ロープ等に付けた後は、安全環を締めるものとする。（以下この一連の取り扱いを「カラビナを掛ける」という。）
- (ウ) 渡過ロープ等に運搬綱のカラビナを2個使用して掛ける場合は、カラビナの安全環が同一方向にそろわないようにする。

2 陸上の部

(1) 危険ゾーン

ア 標示

危険ゾーンは、赤色標示線で標示する。

イ 行動

危険ゾーン内での行動は、自己確保ロープを着けて行わなければならない。ただし、実施内容で定めのあるものは除く。

(2) 要救助者

ア 体重等

要救助者の体重は、装備等を装着した状態で63キログラム以上とする。

なお、体重の調整方法については、自由とする。

イ 待機姿勢

(ア) 意識のない場合

両腕を伸ばして体側につけ、つま先をそろえて両足を伸ばし、仰臥位姿勢で待機する。

(イ) 意識のある場合

自由とする。

ウ 協力範囲

(ア) 意識のない場合

一切認めない。

(イ) 意識のある場合

実施内容で示す範囲での行動を認める。

(3) 座席

ア 作成要領

基準第123条第2号の定めによるものとする。

なお、「後腰部」とは、ズボン横縫目より後方とする。

また、本結び・半結びの端末は、握りこぶし以上の長さが残るようにし、制動の手の反対側の腹部で本結びを作成した後の最初の半結びは、本結びのロープ1本に対してかけることとする。(その後の余長の処理については、後腰部に回したロープと合せた2本にかけることも可とする。)

イ 座席カラビナのつけ方

基準第123条第3号の定めによるものとする。

ウ 確保ロープ及び確保専用ロープの取付け

取付け位置は、後腰部に回っている2本のロープにカラビナを掛ける。

(4) 命綱

ア 作成要領

基準第133条第1号の定めによるものとする。

なお、もやい結びの輪の直径は、最低が10センチメートルとし、腰部に回すロープは、ふた巻きとし、半結びは腰部に回した全てのロープに掛け、端末は握りこぶし以上の長さが残るようにすること。また、実施内容で定めのあるものを除き、腹部のコイル巻きもやい結びの結び目はズボンの横縫目から腹部側にくるようにすること。

イ 確保ロープ及び確保専用ロープの取付け

命綱のカラビナを確保ロープ及び確保専用ロープのもやい結びの輪に掛ける。

ウ 命綱作成時の服装

股上部分の折込、又バンド通しからバンドを抜く行為等により保護布を巻き付けた部分を故意に高くする行為は認めない。

なお、保護布は二つ折りとする。

(5) 自己確保ロープ

ア 着装基準

(ア) 隊員が塔上で行動する場合又は塔上に進入した場合は、直ちに自己確保ロープを着け、着装中、外れたり、緩んだりしてはならない。

(イ) 1本の自己確保ロープに2人以上が着装してはならない。

(ウ) 離脱を指示する号令又は合図の前に自己確保ロープのカラビナに触れてはならない。ただし、実施内容で定めのあるものは除く。

イ 着装方法

(ア) 座席の場合

塔上に設置されている自己確保ロープのカラビナを後腰部に回っている2本のロープ又は後部に回っている1本のロープに掛ける。

(イ) 命綱の場合

塔上に設置されている自己確保ロープに命綱のカラビナを掛ける。ただし、実施内容で定めのあるものは除く。

(ウ) 安全ベルトの場合

塔上に設置されている自己確保ロープのカラビナを安全ベルトのD環（同様の機能のものを含む。）に掛ける。

(6) 運搬綱

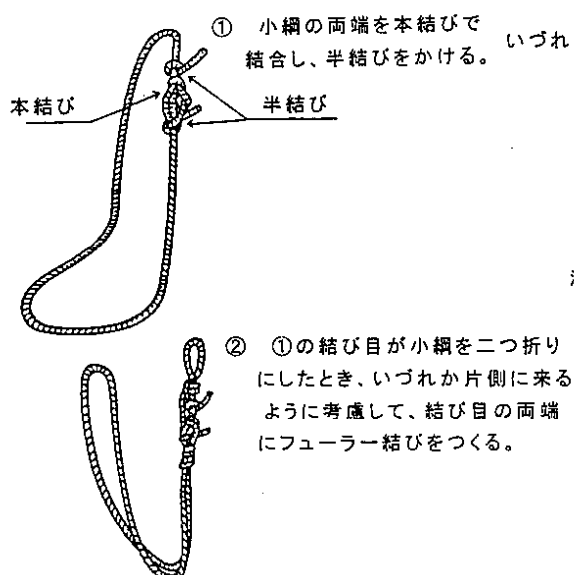
ア 作成要領

小綱の両端で本結びを作り、半結びを掛け、さらに結び目が片側に来るように二つ折りにし、結び目の両端にフューラー結びを作る。

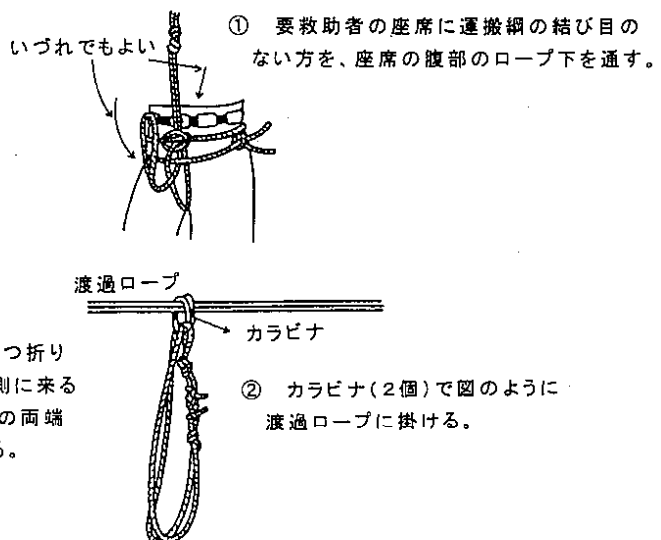
イ 着装方法

運搬綱の結び目のない方を座席腹部のロープ下を通し、カラビナ2個を二つ折りの端末に付ける。

作成要領



着装方法



(7) 空気呼吸器

ア 着装要領

(ア) 基準第12条第2号、第13条第2号及び第14条第2号の定めによるものとする。

(イ) そく止弁を「開」の状態にし、面体密着度の確認は、呼吸器及び吸気管の種別にとらわれず、必ず実施するものとする。

なお、そく止弁の『「開」の状態』とは、そく止弁開放後からゴールまでの間に警報ベルが鳴動（空気漏れによる修復の場合は除く。）しない状態をいう。

(ロ) 吸気管が導管の場合は、各消防本部で実施している方法でよいものとする。

（両手で面体を押さえることにより、密着度の確認と同等の効果があるものとする。）

(ハ) 面体バンドは、本数を問わず全て締めるものとする。ただし、予め締め付け調整をする仕様のバンドは除く。

(ニ) 胸バンド及び腰バンドは確実に締めるものとし、背負ハーネスがガイド金具（金具を引くことで胸バンドを施したのと同等の効果があるもの。）の場合は金具を引くこと。

イ 面体の保護

(ア) 着装中に首かけひもが外れた場合は、面体離脱時に直ちに掛け直すこと。

(イ) 首かけひもが切れた場合は、次のいずれかによるものとする。

a 腕に通す。

b ボンベ上部又は圧力計に掛ける。

ウ 手動補給弁

煙道内で行動中は開弁してもよいが、全身が煙道の外に出たら直ちに閉めるものとする。

なお、「引揚救助」の手動補給弁の取扱いについては塔上以外を煙道としてみなす。

エ 空気漏れ

(ア) 着装中及び訓練途中に空気漏れがあった場合は、直ちにこれを修復すればよいが、修復不能の場合は「用具の損傷（訓練続行不能）」とみなす。

(イ) 修復は、他の救助者又は補助者がこれを補助してもよいが、次の行動までとする。

a 「引揚救助」は、降下前の塔上

b 「ほふく救出」及び「障害突破」は、煙道進入前

(8) ロープによる信号伝達

ア 基準第6条第5項各号の定めによるものとする。

イ ロープを引く長さは、ロープを握った腕を完全に伸ばした状態から、握りこぶしが胸に触れるまでとする。

ウ 退出信号は、5回以上引くものとする。

(9) 確保

確保姿勢は次のとおりとする。

ア 肩確保

基準第135条、第137条第1号の定めによるものとする。

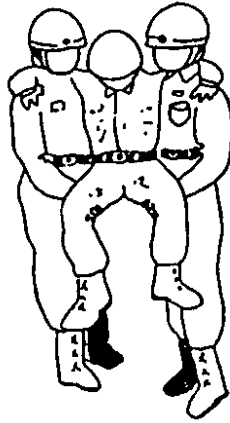
イ 腰確保

基準第135条、第137条第2号の定めによるものとする。

(10) 二人抱きかかえ搬送（以下「二人搬送」という。）

救助者（補助者）は、協力して要救助者の手首をつかんで要救助者の上体を起こし、要救助者の腕を互いに肩に掛けて膝が伸びる状態まで立たせ、要救助者の膝付近を持って抱き上げ、審査員が赤旗を上げ、警笛で合図後に搬送に移る。

形態図



(11) 渡過

ア 渡過要領

渡過の要領は次のとおりとする。ただし、実施内容で定めのあるものは除く。

(ア) セーラー渡過

基準第133条第2号の定めによるものとする。ただし、文中の「右足首」を「右（左）足首」に、「左足」を「左（右）足」とみなす。

(イ) モンキー渡過

基準第133条第3号の定めによるものとする。

(ウ) チロリアン渡過

基準第133条第4号の定めによるものとする。

イ 保護布

セーラー渡過をする場合は、命綱の渡過ロープ接触部分に、20センチメートル四方の9号綿帆布をロープ保護布として、命綱をベルトの上にしてベルト部分を一体として包むように巻き、両端をビニールテープで固定するものとする。この際、ベルトの余長を折り返してはならず、保護布は二つ折りとする。

なお、保護布は用具とはみなさない。

(12) はしご登はん

ア はしごの標示等

(ア) はしごの最下段は、地面直上の踏棧（安全マット設置種目にあつてはその直上）とし、赤色標示する。

(イ) はしごの最上段（到達点）は、「はしご登はん」については15メートル、「障害突破」にあつては塔上床面直下の踏棧とし、赤色標示する。

イ 登はん方法

足の運びは最下段から1段ずつ行い、手の運びは自由とするが、必ず踏棧を握ること。

なお、用具等は手に持ってはならない。

ウ 登はんの完了

「はしご登はん」は到達点の踏棧を握ったとき、「障害突破」は塔上に進入して両足が床につき、手のはしごから離れたときとする。

なお、塔上への進入方法については、はしごの横から進入するものとし、その際、縦棒を握ってもよい。

(13) 垂直降下

ア 着地姿勢

下部停止線内で静止後、安全マット上に着地する。

イ 着壁及び静止要領

(ア) 着壁

上部停止線、下部停止線及び着壁点内で、両足の靴底の全部又は一部を壁面に接すること。

なお、「障害突破」の下部停止線での着壁は、片足（下方の足）でもよい。

(イ) 静止

着壁時に身体を静止させる。（着壁点を除く。）

3 水上の部

(1) 泳法等

ア 泳法

泳ぐ際の手（腕）及び足（脚）の使い方は、日本水泳連盟競泳競技規則の定めによるものとする。

イ 前方注視の泳ぎ

要救助者（前方）を注視しながらの泳ぎは、目を常に水面に出し、顔が正面を向いた状態を基準とし、顔の振りは、中心線より左右に45度以内とする。

ウ じゅんか飛び込み

足を前後に開き、入水と同時に強く水を挟み、手は前方にやや開き、入水と同時に水面を押さえるようにして、足から飛び込み、飛び込んだあと顔（目）が水中に沈んではならない。

なお、入水及び空中姿勢は概ね45度から90度以内の身体前傾姿勢とすること。

エ 逆行の姿勢

両手をそろえて前方に出し、水を押さえて身体を起こして立泳ぎし、要救助者に対して身体を真横に向けた姿勢とすること。

(2) 要救助者の確保及び搬送方法

ア チンプル

腕を曲げて、要救助者のあごを手で確保する。

イ ヘヤキャリー

要救助者の額の髪生えぎわをしっかりとつかみ、腕を伸ばして手首を起こし、要救助者のあごが上がるようにし、逆あおりで引いて運ぶ。

なお、「逆あおり」は、横泳ぎの状態の上側の足が後方に来て、片手は水面に出し、身

体は、水面に寝かさず、腰から上は直角に近い姿勢となり、蹴った後の水の力で溺者の体を浮かせる。

ウ クロスチェストキャリー

要救助者の肩口から脇の下に腕を回して胸を抱きかかえ、脇と肘を締めて要救助者を固定して運ぶ。

エ ヒューマンチェーン

救助者と要救助者が互いに片手を差し合のべ、握手をするように相互の手首をしっかりと握りあう。

(3) 要救助者の協力範囲

実施内容で示す範囲での行動を認める。

4 その他

各審査表の審査基準には、次の評価の要素を含むものとする。

審査基準項目	評価の要素
結索が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・結索しなかったとき ・行動中やゴール時に、結索、整理要領に不備があったとき ・ロープの結索箇所を手でつかんで行動したとき
ロープを足で踏み付けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・行動中、ロープを足で踏み付けたとき (壁面、煙道及びほふく救出の要救助者待機位置内は除く)
カラビナを打付けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉環を指で開けずに付けたとき
カラビナを掛けなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・カラビナを掛けなかった場合の他、行動中及びゴール時、安全環が緩んだ(赤塗色が視認できる状態)とき
カラビナが同一方向であったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬綱カラビナの安全環が同一方向であったとき
危険ゾーン内で行動したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・自己確保ロープを着けずに行動したとき (実施内容に定めがある場合を除く)
要救助者が協力したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・意識がないと想定されている要救助者が救助者の行動に協力したとき ・意識があると想定されている要救助者が実施内容で示す行動をしなかったとき又はその範囲外の行動をしたとき

審査基準項目	評価の要素
保安帽の装着が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保安帽をかぶらなかったとき ・うしろまえ、あごひもを締めなかったとき ・頭部から外れ、ひもだけで首にぶら下がったとき ・空気呼吸器脱着時に足元に落下したとき <p>(脱着時の「着時」とは、空気呼吸器に触れてから面体を装着するまでとし、「脱時」とは面体を外し始めてから本体を収納するまでとするが、面体を外してゴールする種目にあつては、保安帽に触れてから面体を外し保安帽をかぶり終わった時までとする)</p> <p>なお、前記以外で訓練中に保安帽が頭部から落下したときは、「用具の落下」として扱う</p>
座席（カラビナを含む）が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・座席作成要領等に不備があったとき（行動中及びゴール時を含む） <p>ただし、形のくずれまでは減点の対象としない</p>
命綱作成が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・命綱作成要領に不備があったとき
自己確保ロープを着けなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・自己確保ロープ装着基準等に不備があったとき（装着基準(ウ)は除く）
呼吸器装着要領が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器装着要領に不備があったとき
面体の保護をしなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・面体の保護の方法をとらなかったとき
手動補給弁を閉めなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・煙道通過後、手動補給弁を閉めなかったとき
信号伝達を行わなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・信号伝達要領に不備があったとき
確保姿勢が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・確保姿勢に不備があったとき
確保が不完全であったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・確保ロープがたるんで、地面又は床面等に接したとき
要救助者の搬送要領が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・二人搬送要領に不備があったとき
搬送中、要救助者を落としたとき又は一緒に転倒したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・「落としたとき」とは、要救助者の身体の一部が地面に触れたときをいう <p>なお、面体の首かけひもが外れたため等、救助者が一旦停止して地上に降ろしたときは除く</p>

審査基準項目	評価の要素
渡過要領が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> 渡過要領に不備があったとき
保護布を巻かなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> 保護布を巻かないで「セーラー渡過」したとき又は渡過中、保護布が落下したとき ただし、「障害突破」、「ロープブリッジ救出」については渡過中、保護布が落下しても、直ちに渡過方法を変えれば落下したとはみなさない
登はん要領が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> はしご登はん及び完了要領に不備があったとき
足を踏み外したとき	<ul style="list-style-type: none"> 明らかに両足が踏棧（横さん）から離れ、手だけでぶら下がったとき
垂直降下要領が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容で定める垂直降下の要領及び「着地、着壁及び静止要領」に不備があったとき
救助者（補助者）が各呼称、合図をしなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> 呼称、合図を実施内容どおりにしなかったとき 行動完了前に、その行動完了を示す呼称、合図をしたとき（審査基準にある場合を除く）
高塀から落ち、転倒したとき	<ul style="list-style-type: none"> 救助者が高塀に触れた後、土台（人）等から落ち、尻餅をついたり、完全に腹ばいになるなど、明らかに転んだと認められる状態のとき（着地時を含む）
スノーケリングを始める前にスノーケルクリアを行わなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> 下記の場合にスノーケルクリアを行わなかったとき * 入水時にスノーケルが水没した後 * 第2、第4浮環を潜る前 * 第2、第4浮環を潜った後
前方注視を怠ったとき	<ul style="list-style-type: none"> 前方注視の泳ぎ要領に不備があったとき
じゅんか飛び込みが不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> じゅんか飛び込み要領に不備があったとき
逆行の姿勢が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> 逆行の姿勢要領に不備があったとき
要救助者の搬送方法が不適であったとき	<ul style="list-style-type: none"> 要救助者の搬送方法に不備があったとき

图 1-1 陸上施設配置図

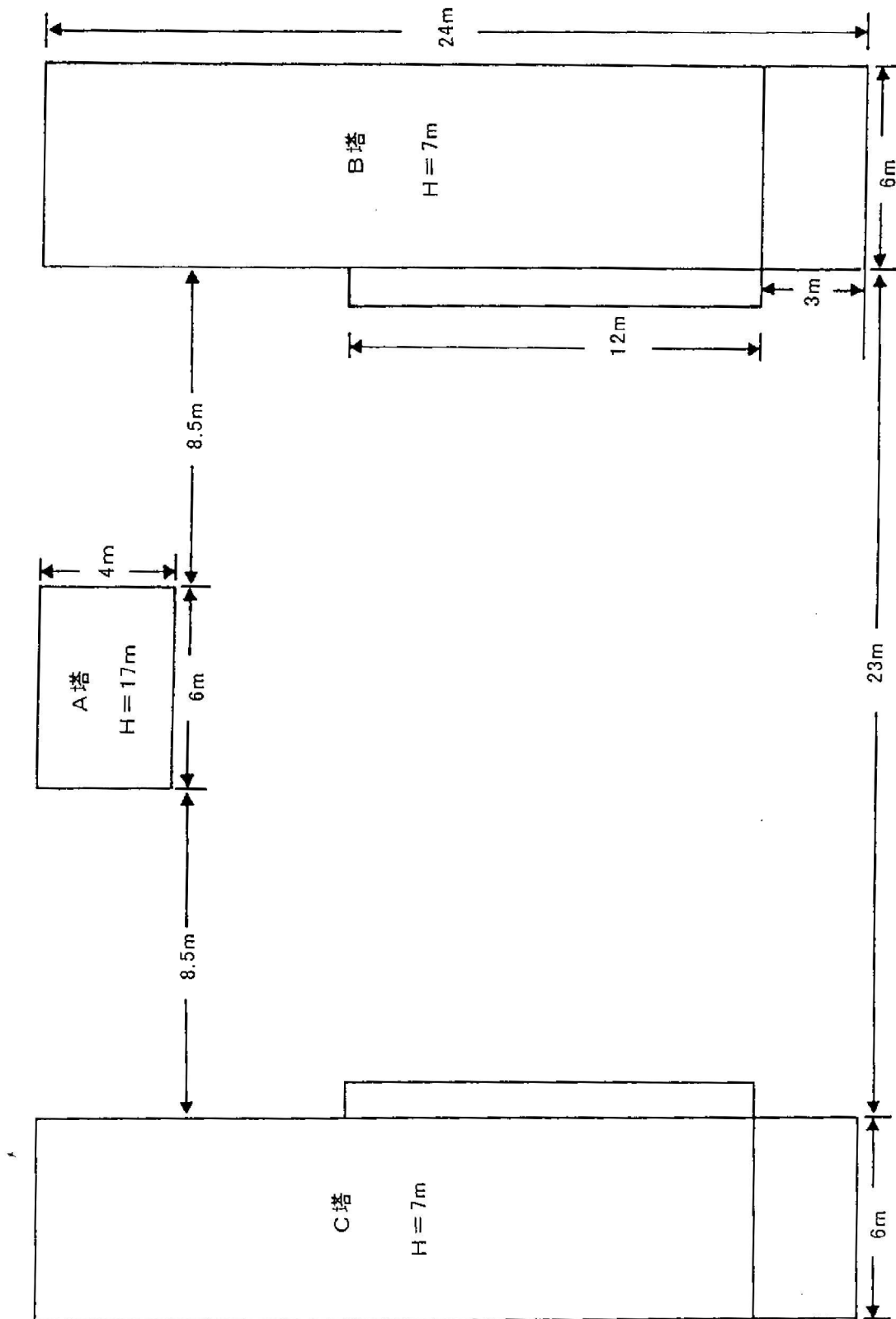


図 1-2 付帯施設立体図

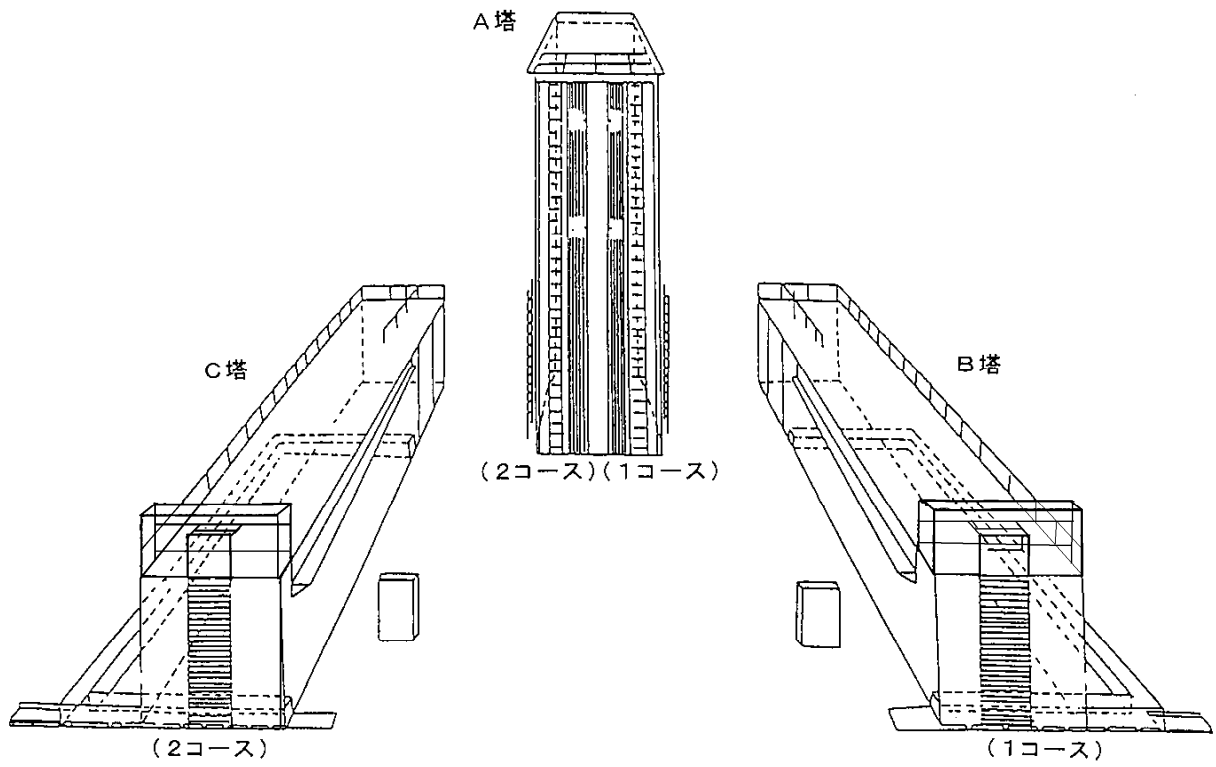


図 1 - 3 付帯施設平面図

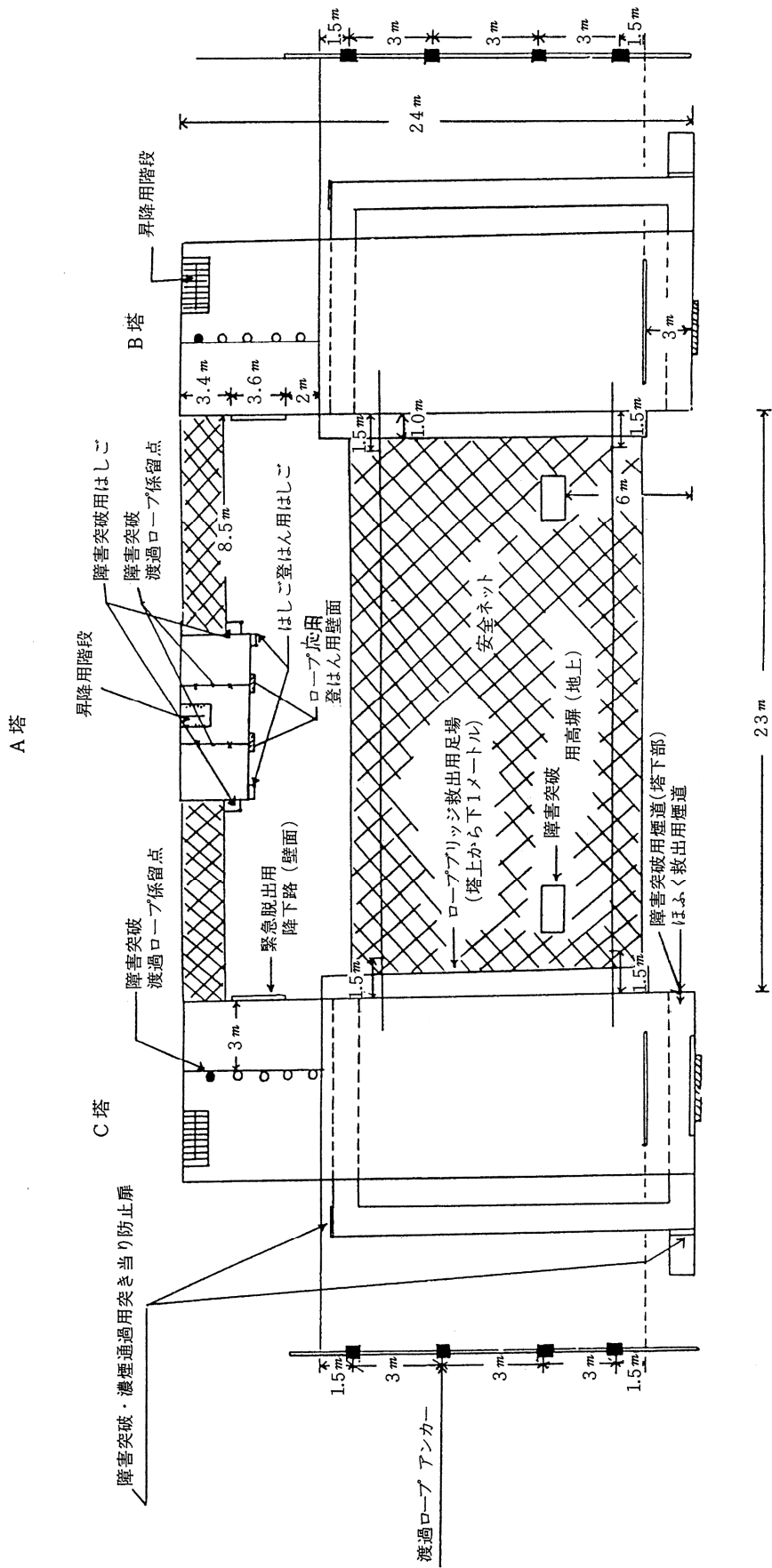


図 1 - 4 付帯施設立面図

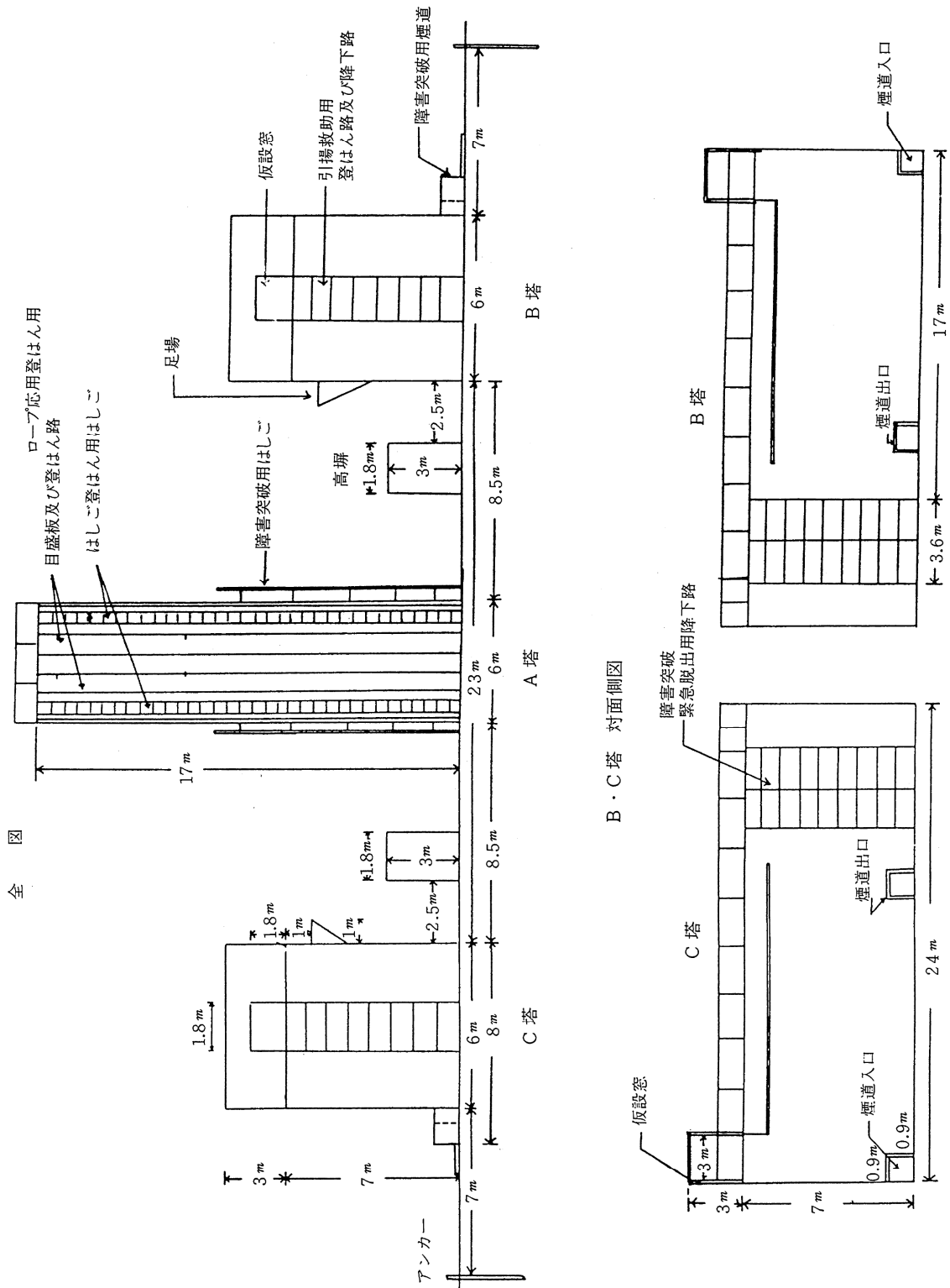
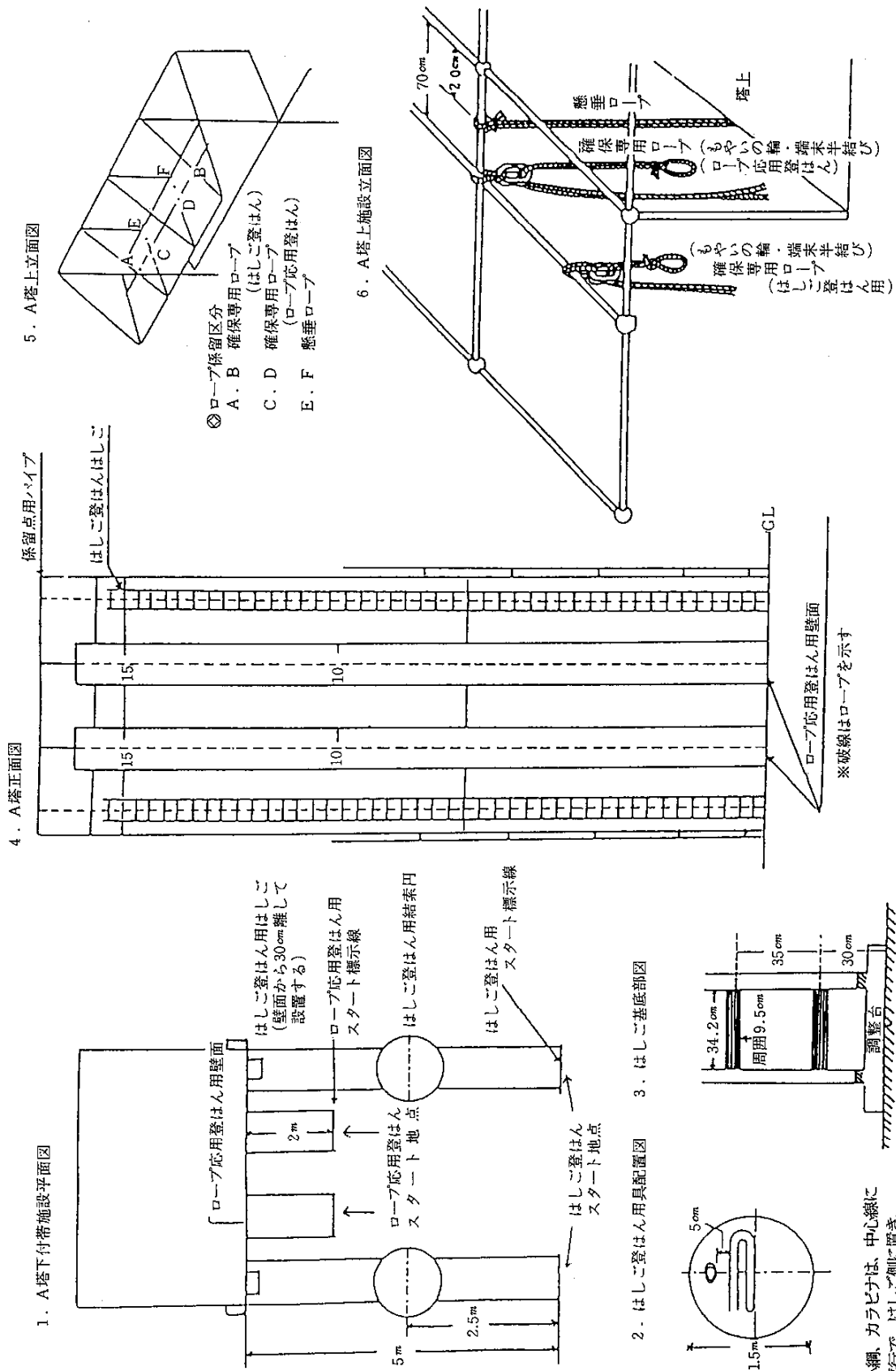


図 1-5 各登はんの施設及び用具等配置図



第 4 要 領

第4 要 領

1 陸上の部

(1) ロープブリッジ渡過

水平に展張した渡過ロープの、スタート地点から折り返し地点までの往復40メートルの間を、往路はセーラー渡過、復路はモンキー渡過し、その安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

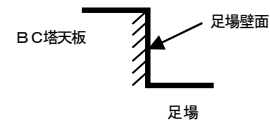
- a 命綱を着け、保護布を巻く。
- b B塔上の準備位置で命綱のカラビナを渡過ロープに掛けた後、渡過ロープのスタート標示線に両手を合せてセーラー渡過の姿勢をとり、審査員に「準備よし」と呼称し、合図する。

(イ) 実施要領

- a 渡過要領は、往路はセーラー渡過、復路はモンキー渡過とする。
- b スタートし、折返し標示線を越えてロープに手が触れた後、折返して復路につき、手がゴール標示線を越えてロープに触れたときをもって終了とする。
- c 渡過終了後、塔上に至り命綱のカラビナを外す。

(ウ) 実施上の注意事項

- a スタート時、足場壁面を蹴ってはならない。
- b セーラー渡過中は、曲げた片足（足首）はロープにつけることなく浮かしても、足を使ってこいでも良いが、渡過ロープより下に下げてはならない。
- c セーラー渡過中に、バランスを取るため、一旦止まって両足を渡過ロープより下に下げる行為は、「渡過要領が不適」とはみなさない。



イ 施設及び用具

(ア) 施設

- a B塔及びC塔のそれぞれの塔上両側にロープを保護するため、単管パイプ等を足場に固定する。
- b ロープを固定する方法は、B塔及びC塔の外側に支持点を設け、支持点を径14ミリメートルのワイヤーロープでつなぎアンカー打ちし、可搬式ウインチで固定する。
- c 渡過ロープの設定は、B塔及びC塔のそれぞれ外側に固定したロープ保護措置に対し、地上45度の角度をもって展張する。
- d 渡過ロープは、ロープ2本合わせとし、同一要領で4線設定する。
- e スタート（ゴール）標示線及び折返し標示線を渡過ロープのB塔及びC塔の先端から1.5メートルの位置に赤色標示（幅2センチメートル）する。
- f ロープ展張度は700キログラムとし、計測器により測定して誤差が生じたときは、随時修正する。

(イ) 施設等の配置状況

図1-3のとおり。

(ウ) 持込用具

- a 小綱（命綱用） 1本
- b カラビナ（命綱用） 1個

ウ 安全管理

- (ア) ロープ展張中における可搬式ウインチのハンドグリップの抜け、ワイヤーロープ先端の落下及びロープの切断等の防止
- (イ) 適正展張の維持と超過展張によるロープの切断防止
- (ウ) 折り返し時における足場への激突又は腰部負傷の防止
- (エ) モンキー渡過における塔前1.5メートルの停止指示
- (オ) 落下時におけるロープの反動による身体の負傷防止
- (カ) 渡過終了時におけるカラビナ離脱にともなう安全措置
- (キ) 塔上作業における身体接触等による転落の防止
- (ク) 安全ネットの展張
- (ケ) 保護布によるロープ損傷防止の徹底

エ 所要時間の測定

スタートの号砲から、折返し標示線で折り返し、手がゴール標示線を越えてロープに触れるまでの所要時間を測定する。

(2) はしご登はん

塔前5メートルの位置からスタートし、自己確保の結索を行った後、垂直はしごを15メートル登はんし、その安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

- a 第1命綱を着け、確保専用ロープに第1命綱のカラビナを掛け、結び目をズボンの横縫目より背部に回す。
- b 小綱とカラビナを結索円内に配置（用具配置は図1-5に示す。）し、第1命綱と確保専用ロープの結索部を手を持って、スタート地点で待機する。
- c 確保専用ロープは、スタートして結索円内に至ったとき都合のよい長さになるように調整しておく。
- d スタート地点は、図1-5のとおり。

(イ) 実施要領

- a スタートし、結索円内に至り、小綱及びカラビナにより第2命綱を作る。
なお、結索手順は自由とする。
- b 確保専用ロープに第2命綱のカラビナを掛け、結び目をズボンの横縫目より背部に回して、円内で手を上げて「確保ロープよし」と呼称し、登はんを開始する。
- c 到達点の踏棧を手で握ったとき「確保」と呼称する。
- d 審査員は、隊員の「確保」の呼称後、直ちに塔下の確保者に合図する。
- e 登はん終了後、審査員から結索等の審査を受ける。

(ウ) 確保要領

- a 隊員の確保は、2人1組で行う。
- b 確保は、腰確保とする。

イ 施設及び用具

(ア) 施設

- a A塔壁面にはしごを2箇所設置する。
- b はしごは、アルミ合金製で長さ15メートル以上とし、壁面から30センチメートル離して設置する。
- c はしごの縦棒の内幅は、34.2センチメートル、踏棧の間隔は中心から中心までが、35センチメートル、踏棧の周長（握り太さ）は、9.5センチメートルとする。
- d 確保専用ロープは2本合わせとし、A塔上に上部支持点を設けるとともに、訓練の支障とならない位置（地上部分）にも下部支持点を設け、確保専用ロープを設定する。
なお、末端に直径10センチメートルのもやい結びの輪を作り、この輪をテープで巻き保護すること。
- e A塔壁面から前方5メートルにスタート標示線を、その中間に結索円（直径1.5メートル）を設け、結索円内には小綱とカラビナを置く。

(イ) 施設等の配置状況

図1-3、図1-4及び図1-5のとおり。

(ウ) 持込用具

- a 小綱（第1、第2命綱用） 2本

b カラビナ（第1、第2命綱用） 2個

ウ 安全管理

- (ア) 登はん前における確保専用ロープの体重負荷による安全確認
- (イ) 登はん中における足の打撲等負傷に対する布製サポーター又はすねあて等（プラスチック製も可）を必要に応じて使用すること。
- (ウ) 登はん中における確保者の登はん状況の常時注視及び確実な確保姿勢の徹底

エ 所要時間の測定

スタートの号砲から、到達点の踏棧を手で握るまでの所要時間を測定する。

(3) ロープ応用登はん

登はん者が塔前2メートルからスタートし、地上高15メートルの到達点まで器具を使わずにロープのみで登り、その安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

- a チームの編成は、登はん者1人、補助者1人の計2人とする。
- b 登はん者は、命綱を着け、確保専用ロープに命綱のカラビナを掛け、結び目をズボンの横縫目より背部に回し、スタート地点で待機する。
- c 補助者は、懸垂ロープの位置で待機する。
- d スタート地点は、図1-5のとおり。

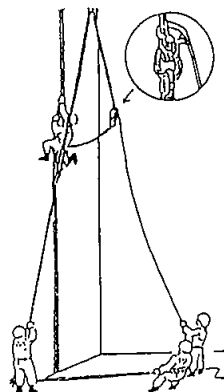
(イ) 実施要領

- a 号砲で行動を開始する。
- b 登はん方法及び補助者の待機姿勢並びに補助要領は自由とする。
なお、登はん者は、補助者の肩の上から登はんしてもよい。
- c 登はん者は、懸垂ロープに確保専用ロープ（2本）が巻きつかないように注意して登はんするとともに、登はん中確保専用ロープを握った場合は、そのまま懸垂ロープを握り直して登はんを続行する。
- d 登はん者は、到達点又は限界に達したら「確保」と呼称する。
- e 審査員は、登はん者の「確保」の呼称後、直ちに塔下の確保者に合図する。

(ウ) 確保要領

- a 登はん者の確保は、2人1組で行う。
- b 確保は、腰確保とする。
- c 懸垂ロープと確保専用ロープとの絡み防止対策として、リードロープ要員を1人置く。
- d リードロープは、登はん者の後方で訓練に支障のない位置で、懸垂ロープと確保専用ロープとの絡み状況を注視しながら操作する。

確保及びリードロープ要領



イ 施設及び用具

(ア) 施設

- a A塔上から懸垂ロープ2線を設定する。
- b 懸垂ロープは2本合わせとし、A塔壁面から20センチメートル離して設定する。
- c 到達点は、地上15メートルから上に、赤色標示(幅10センチメートル)する。
- d 確保専用ロープは2本合わせとし、A塔壁面から70センチメートル(懸垂ロープから50センチメートル)の位置に上部支持点を設けるとともに、訓練の支障とされない位置(地上部分)に下部支持点を設定する。
なお、端末に直径10センチメートルのもやい結びの輪を作り、この輪にテープを巻き保護しておくこと。
- e 懸垂ロープと確保専用ロープとの絡み防止対策として、リードロープ(35メートル)を設定する。
- f リードロープの先端には、もやい結びの輪(カラビナ付)を作成し、確保専用ロープのもやい結び目の上部に結着する。
- g A塔壁面に懸垂ロープと並行して標示板を設定する。
なお、標示は、17メートルまでとし、1メートル単位とする。
- h A塔壁面から前方2メートルの位置にスタート標示線を設けるものとする。

(イ) 施設等の配置状況

図1-3、図1-4及び図1-5のとおり。

(ウ) 持込用具

- a 小綱(命綱用) 1本
- b カラビナ(命綱用) 1個

ウ 安全管理

- (ア) 登はん前における確保専用ロープの体重負荷による安全確認
- (イ) 登はん時における補助者の背中からの転落防止
- (ウ) 登はん到達点又は限界時における「確保」の呼称と警笛等による確保者への伝達の徹底
- (エ) 登はん中における確保者の登はん状況の常時注視及び確実な確保姿勢の徹底
- (オ) 補助者については肩部にパッド、登はん者については足のすね部に布製サポーター又はすねあて(プラスチック製も可)の着用を必要に応じて使用すること。

エ 所要時間の測定

スタートの号砲から、登はん者の手が到達点より上部(到達点を含む)を握ったときまでの所要時間を測定する。

(4) 障害突破

5人（補助者を含む）1組で、スタート地点からゴール地点に至る経路に設けられた5箇所の障害を、互いに協力して救助者全員が突破するまでの安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

- a チームの編成は、救助者4人、補助者1人の計5人とする。
- b 救助者は、命綱を着け、保護布を巻く。
- c 設定ロープの垂下を修正し、持込用具（事前準備で装備する用具を除く。）を配置（用具等の配置は図5-2、図5-3に示す。）後、救助者はスタート地点で待機する。
- d 補助者はB塔又はC塔上で自己確保ロープ（安全ベルト）を着け待機する。
なお、自己確保設定位置は、係留点の左右いずれでもよい。
- e スタート地点は、図5-1のとおり。

(イ) 実施要領

スタート後、経路に設けられた5箇所の障害を救助者4人が協力して、次の要領により突破する。

a 高塀乗越え

- (a) 乗越え方法は自由とするが、補助する救助者の肩、背中及び腰部を利用してはならない。
- (b) 降り方は、必ず両手で塀上の手がかりを利用して高塀に一度ぶら下がり、両手を伸ばした後、「ブレーキ」と呼称し、着地する。

b はしご登はん

- (a) 登はんは2人1組とし、最上段の踏棧に至り、両手、両足をそれぞれ同一の踏棧に揃えた状態で一時停止し、「進入準備よし」と呼称した後、審査員の赤旗を上げた合図によりA塔上へ進入する。

なお、第2登はん者は、登はん完了後「登はんよし」と呼称する。

- (b) 第3及び第4登はん者は、第2登はん者の登はん完了の呼称後の審査員の赤旗を上げた合図により登はんを開始する。

c 応急ブリッジ

(a) 展張要領

準備された渡過ロープと、砂袋付きリードロープまたはこれに類するもの（以下「リードロープ」という。）を併用してB塔又はC塔に投げ、補助者の係留を待つて展張する。

- ① 救助者は、はしご登はん完了後、直ちに自己確保ロープを着け、リードロープをB（C）塔に投げ、補助者がリードロープを握った後、垂下されている渡過ロープのもやい結び（半結びを掛ける）の輪にリードロープを結索する。
- ② 補助者は、救助者の投げたリードロープを引きよせ、渡過ロープのもやい結びの輪を係留点に掛け、手を上げて「展張準備よし」と呼称し、A塔の救助者に合図後、渡過の支障となるリードロープを整理（リードロープは結索したままでよ

い。)する。

- ③ 救助者は、補助者の合図後、協力して渡過ロープを展張結着し「展張よし」と呼称する。

(b) 渡過要領

- ① 救助者は、「展張よし」と呼称後の、審査員の赤旗の合図により、危険ゾーン外で自己確保ロープを外し、命綱のカラビナを渡過ロープに掛け「カラビナよし」と呼称し、渡過を開始する。
- ② 渡過は、2人1組とし、第1渡過者が渡過完了後、第3渡過者が渡過を開始し、第2渡過者が渡過完了後、第4渡過者が渡過を開始する。

なお、「渡過完了」とは、危険ゾーン外で命綱のカラビナを渡過ロープから外した時点をいう。

- ③ 第3渡過者は、渡過完了後「よし」と呼称する。

- ④ 第3及び第4渡過者の渡過準備は、命綱のカラビナを渡過ロープに掛けて、渡過ロープをまたがずに両足を接地する姿勢とする。

なお、第1及び第2渡過者の渡過完了前に、ロープに触れたり、またいだ場合は渡過したものとみなす。

d 緊急脱出

- (a) 身体懸垂は、基準第119条及び第121条の定めによるものとし、各脱出者は、塔上審査員の赤旗の合図後に危険ゾーン内に進入して、上部停止線内で静止した後、次の要領により降下するものとする。

なお、足の運びは、すり足でもよい。

- (b) 第1及び第2脱出者は、塔上から垂下されている懸垂ロープを使用して、身体懸垂により降下し、着地後、ロープを外し、手を上げて「脱出完了」と呼称する。

- (c) 第1及び第2脱出者は、第3渡過者の渡過完了の合図後、降下を開始する。

なお、第1及び第2脱出者は、同時に降下を開始してもよい。

- (d) 第3及び第4脱出者は、第1及び第2脱出者の脱出完了の合図後、上記要領で脱出する。

なお、ロープをまたぐ行為は、脱出開始とみなさない。

- (e) 第3及び第4脱出者は、第1及び第2脱出者が「脱出完了」と呼称するまでロープに触れてはならない。

e 煙道通過

煙道の入口に準備された空気呼吸器を着装し、2人1組で次の要領により通過する。

- (a) 第1通過者及び最終通過者は、自ら誘導ロープの端末を腰部にもやい結び（半結びを掛ける）による結着又は端末でもやい結び（半結びを掛ける）を作成し命綱のカラビナに掛け、手を上げて「誘導ロープよし」と呼称する。

なお、誘導ロープを命綱のカラビナにもやい結び（半結びを掛ける）で結着してもよい。

- (b) 第1通過者は、第2通過者の誘導ロープ結索完了の合図確認後、煙道に進入する。

- (c) 第2通過者は、第1通過者の後方約3メートルの位置で自ら誘導ロープを命綱のカラビナに結索後、手を上げて「誘導ロープよし」と呼称し、第1通過者に続いて

煙道に進入する。

(d) 第3通過者は、最終通過者より前方約3メートルの位置に第2通過者と同じ要領で誘導ロープを結索し、呼称する。

(e) 第3通過者及び最終通過者は、第1通過者の身体の一部が煙道の出口から出たのを確認し、煙道出口審査員が赤旗を上げ、警笛で合図後、煙道に進入する。

(f) 各通過者は、煙道から出た後、誘導ロープの各結索部分を解き、煙道からロープをたぐり出し、一ひろ巻きにより整理し、肩に掛けた（掛け方は自由）ままゴールする。

なお、ロープのたぐり出し及び整理は、協力して行ってもよい。

(ウ) 実施上の注意事項

a はしご登はん

第3及び第4登はん者は、第2登はん者の登はん完了後の審査員の合図があるまで、安全マット上に進入してはならない。

b 応急ブリッジ

(a) リードロープが施設等にからんだり、切れたりして渡過ロープが展張できないと救助者自身が判断した場合は、渡過ロープを投げて展張するものとする。

(b) 救助者は、砂袋を投げた後、もやい結びの輪にリードロープや腕等を通して、結索の準備をしてもよい。

(c) 補助者のリードロープを引き寄せる要領は自由とするが、砂袋を後方等へ投げてはならない。

(d) 補助者の係留補助とは、リードロープを引き整理するまでをいい、補助者は係留補助すること以外、口頭指示を含め協力してはならない。

(e) A塔上の係留点への渡過ロープの結着方法は巻き結びとする。ただし、半結びは2回とし、係留点の縦パイプ、横パイプのいずれかに掛けること。

(f) 渡過ロープは2本とも、均等かつ確実に展張すること。

(g) 渡過準備中（待機中）に渡過ロープを押さえたり、持ち上げたりして先行する渡過者への補助をしてはならない。

(h) セーラー渡過の場合の渡過要領は、「ロープブリッジ渡過」の場合に準じる。

なお、バランス調整時の動作は「渡過要領が不適」とはみなさないが、ロープを握り身体を引き寄せる渡過動作を開始させたときには、「ロープブリッジ渡過」の姿勢をとること。

c 緊急脱出

首又は肩がらみの姿勢をとった後、懸垂点から身体の巻き付け部を含む全てのロープのゆるみをとった後、「準備よし」と呼称し、審査員の赤旗の合図後、危険ゾーン内に進入しなければならない。

なお、壁面に出る際は、手掌及び膝を支持点として床面につけることとし、立ち姿勢のまま出てはならない。

d 煙道通過

(a) 他の通過者は、空気呼吸器の胸バンド及び腰バンドの着装に限り補助してもよい。

(b) 第2通過者及び第3通過者の誘導ロープの結索要領は、ロープをシングルで使用

した、巻結び、8の字結び又はフューラー結びで結索環を作り、その結索環に命綱のカラビナを掛けること。

(c) 煙道通過者は、空気呼吸器のボンベ、保護棒等を煙道入口に接触させないように進入し、煙道のコーナー2箇所に設けた突き当たり防止扉（片開き）を開放させないように通過すること。

(d) 空気呼吸器は、着装したままゴールするが、面体は、中間線までに全員が離脱すること。

(e) 面体及び保安帽並びに誘導ロープの整理等は、中間線までに行うこと。

イ 施設及び用具

(ア) 施設

a 高塀

(a) 高塀は木製で高さ3メートル、幅1.8メートル、厚さ1.0メートルのもの2個をB塔及びC塔からそれぞれ2.5メートル離し設置する。

なお、上部に手がかり（3センチメートル×3センチメートル×180センチメートル）を設ける。

(b) 高塀の前後及び左右に体育用マットを設ける。

b はしご

(a) 「はしご登はん」で使用するはしごと同種類で、最上段に足が掛かるまで踏棧を持っていられる長さ以上とする。

(b) はしごの下に安全マットを2枚設ける。

c 応急ブリッジ

(a) 渡過ロープは、A塔の地上高7メートルの位置に20メートルロープ2本を合せて、一端にもやい結びの輪を作り、この結び目を塔のパイプに掛け壁面に垂下しておく。

(b) 渡過ロープの下に安全ネットを設ける。

(c) ロープの係留点は、A塔は、塔上1メートルで壁面から2メートル後方、B塔及びC塔は、塔上から1メートルで壁面から3メートル後方のパイプとする。

(d) 危険ゾーンは、A塔の塔上先端から1メートルとする。

(e) リードロープは、渡過ロープ係留パイプ下の容器に入れておく。

d 緊急脱出

(a) 懸垂ロープは、各2線2本合せとし、その一端をB塔及びC塔上の手すりパイプに結着して垂下させる。

(b) 脱出路は、幅3.6メートルの板張りとし、上部停止線を塔上から1.3メートルの幅及び下部停止線を地上1メートルから上部0.4メートルの幅で赤色標示する。

(c) 危険ゾーンは、B塔及びC塔の塔上先端から1メートルとする。

(d) 安全マットは、脱出路に接して設置する。

e 煙道通過

(a) 煙道は、B塔及びC塔に幅90センチメートル、高さ90センチメートル、長さ26.2メートル（内周）の「コ」の字形通路とする。

(b) 煙道の各コーナーに突き当たり防止扉（0.9メートル×0.9メートル）を片開式で設ける。

(c) 空気呼吸器は、煙道から1メートル手前に、器具の間隔を50センチメートル、背当てを下に、上部を塔側にして、図5-2のとおり配置するものとする。また、面体及び背負いバンド等は区域外にはみ出さないように配置すること。

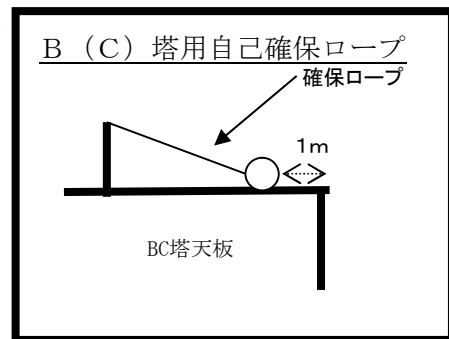
(イ) 用具

- a ロープ 15本
 - (a) 渡過ロープ（20メートル） 2本
 - (b) 懸垂ロープ（40メートルを2つ折り） 2本
 - (c) 誘導ロープ（一ひろ巻き） 1本
 - (d) 小綱 9本

① A塔自己確保ロープ用（もやいの輪付き1メートル） 4本

② B（C）塔用自己確保ロープ 1本

（安全ベルト付きで、ロープの長さは、対角線実長、塔上危険ゾーン先端から1メートル内側までとする。）



③ 命綱用 4本

(e) リードロープ（容器入りのもの） 1本

容器、砂袋の材質、ロープの長さ・径等は規制しないが、投げても補助者に危険のない安全性の高いもの（突起物のないもの）とし、容器は、縦45センチメートル×横45センチメートル×高さ30センチメートル以内に収まる単体のものとする。

また、リードロープの端末処理に限り着色ビニールテープ等による処理及び止め結びは行ってもよい。

b カラビナ 5個

(a) 命綱用 4個

(b) 自己確保ロープ用（B塔又はC塔） 1個

c 空気呼吸器 4基

(ウ) 施設等の配置状況

図5-1、図5-2及び図5-3のとおり。

(エ) 持込用具

- a 小綱（命綱用）
- b カラビナ（命綱用）
- c リードロープ
- d 誘導ロープ

- e 空気呼吸器
- f 安全ベルト

ウ 安全管理

(ア) 高塀乗越え

- a 肩、背中及び腰部利用の禁止及び転落による足首等の負傷防止
- b 降下時、手がかりの利用及び両手ぶら下がりの厳守による着地時における足首の負傷防止
- c 前後及び左右に体育用マットの設置
- d 命綱の利用による引上げ時の高塀頂部への激突の防止

(イ) はしご登はん

- a 登はん中における足の打撲等負傷に対する布製サポーター又はすねあて等（プラスチック製も可）を必要に応じて使用すること。
- b 安全マットの設置
- c 塔上進入時等の転落防止の徹底

(ウ) 応急ブリッジ

- a 落下時のロープの反動による身体の負傷防止
- b 渡過終了におけるカラビナの離脱に伴う安全措置
- c 安全ネットの展張
- d 保護布によるロープ損傷防止の徹底

(エ) 緊急脱出

- a 懸垂ロープの体重負荷による安全確認及びロープのもつれの確認の徹底
- b 降下時の確実な制動による着地の徹底
- c 安全マットの設置
- d 緊急対策用の必要資器材等の準備

(オ) 煙道通過

- a 空気呼吸器の装着時における腰部等の負傷防止及び各バンドの適切な締めつけ（約10センチメートルの余長）の徹底
- b 煙道進入における頭部等の負傷防止及び脚部保護のための布製サポーター又は膝あて（プラスチック製も可）を必要に応じて使用すること。
- c 吸気管閉塞テストの徹底

エ 所要時間の測定

スタートの号砲から、救助者4人がゴール標示線を越えるまでの所要時間を測定する。

図 5-1 障害突破の経路図

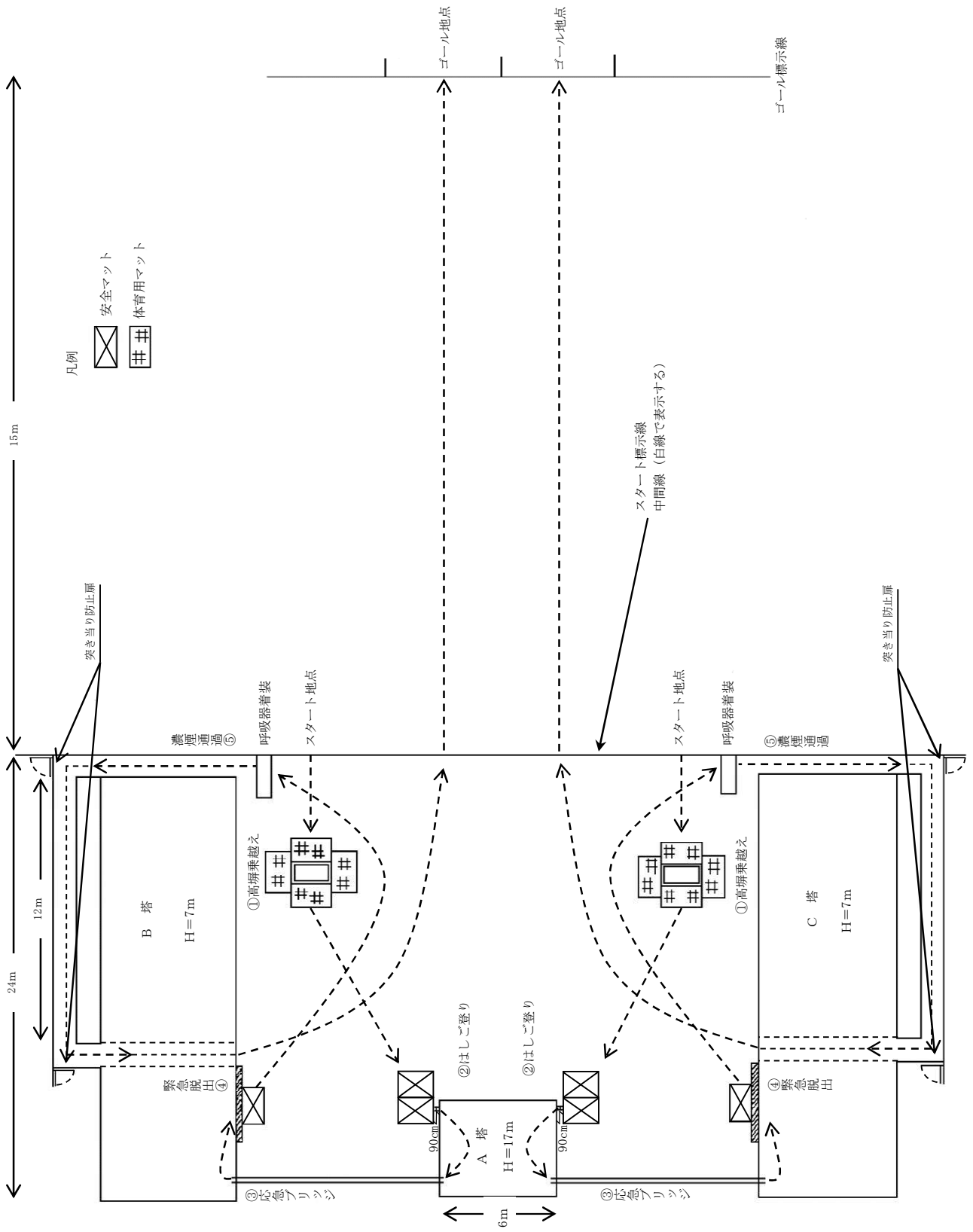
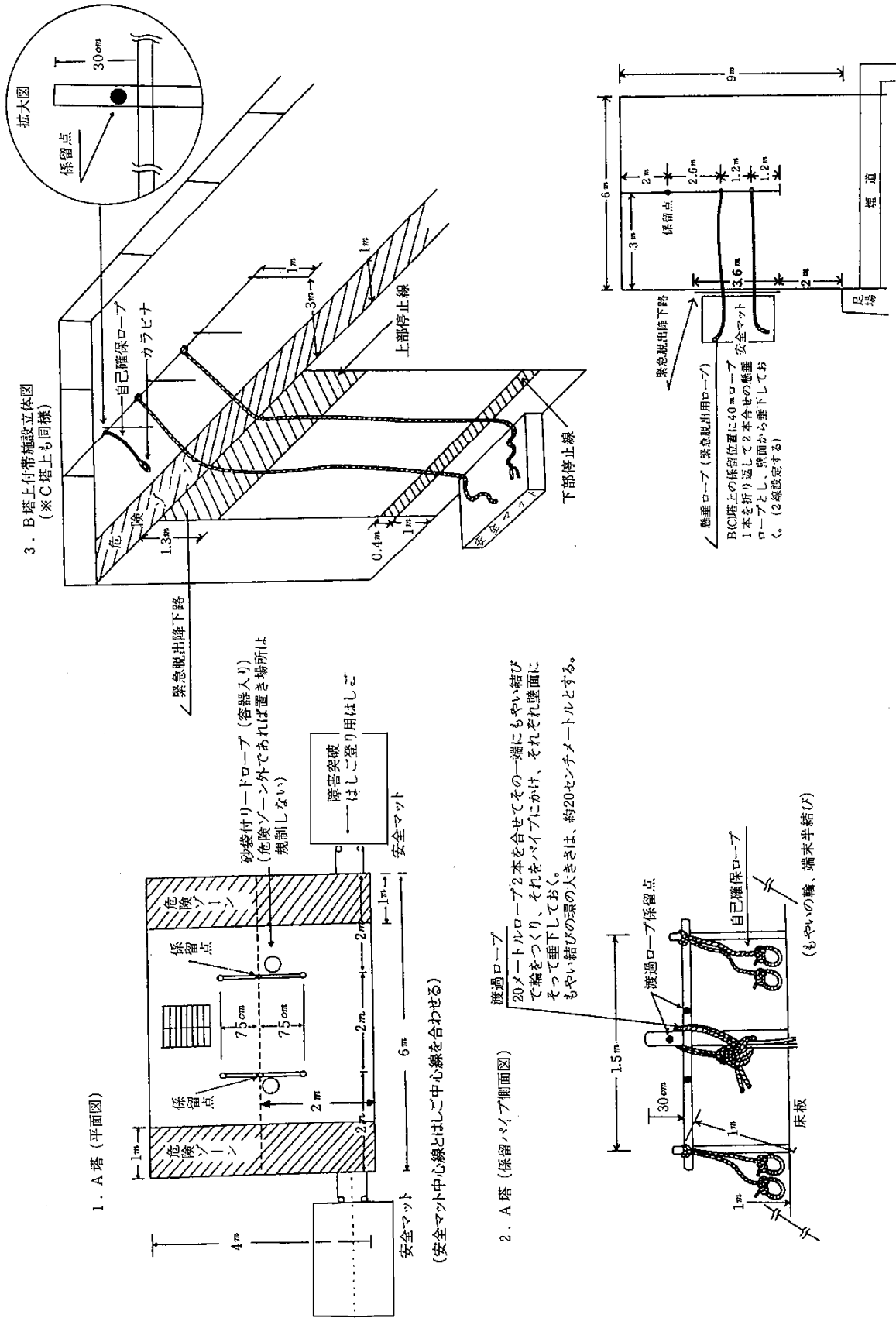


図 5 - 3 障害突破の用具等配置図



(5) ロープブリッジ救出

4人（要救助者を含む）1組で、設定された渡過ロープにより対面する塔上に進入し、要救助者を救出後脱出するまでの安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

- a チームの編成は、救助者3人（渡過者2人、救出ロープけん引者1人）、要救助者1人の計4人とする。
- b 救助者は、B塔の自己確保ロープ及び持込用具を床面に標示された用具位置に配置（用具配置は図6に示す。）後、スタート地点で待機する。
なお、救出ロープけん引者は、安全ベルトを着用する。
- c 要救助者は、C塔の自己確保ロープを配置後、意識があるものと想定し、要救助者待機円内で待機する。
- d スタート地点等は、図6のとおり。

(イ) 実施要領

a 渡過

スタート後、救助者はB塔上に用意された用具を使い、次の作業を行う。
なお、作業手順は自由とする。

- (a) 渡過する救助者は、命綱又は座席を着装後、自ら自己確保ロープを着け「確保ロープよし」と呼称する。
- (b) 小綱で運搬綱をつくる。
- (c) 要救助者をけん引するための救出ロープを整理し、一端にもやい結び（半結びを掛ける）の輪を作り、カラビナ1個を付ける。
- (d) 渡過ロープに命綱又は座席のカラビナを掛け「カラビナよし」と呼称後、自己確保ロープを外し、運搬綱、要救助者の座席用小綱及びカラビナを携行し、救出ロープを伸ばしながら、C塔へ渡過する。
- (e) B塔の救助者は、救出ロープを操作する。
- (f) 自己確保ロープを置く位置は自由とするが、C塔の救助者用自己確保ロープを除き、危険ゾーン内に配置してはならない。

なお、C塔の自己確保ロープは塔上単管パイプより、足場側にはみ出して配置してはならない。

b 救出準備

渡過した救助者は、協力して次の作業を行う。

- (a) 渡過後、直ちに自己確保ロープを着け「確保ロープよし」と呼称後、渡過ロープに掛けたカラビナを外す。
- (b) 塔上の要救助者待機円内において、要救助者に座席、運搬綱及び自己確保ロープ（作業手順は自由）を着ける。
なお、塔上での救助者の作業位置は、要救助者待機円外でもよい。
- (c) 要救助者の運搬綱を持ち、要救助者を介添えしながら歩かせ、足場上に降ろす。
- (d) 運搬綱カラビナを渡過ロープに掛け、要救助者を渡過ロープへぶら下げて体重を掛けさせた後、「運搬綱よし」と呼称し、要救助者の自己確保ロープを外す。

なお、「体重を掛ける」は、要救助者に運搬綱を両手で握らせた後、両足を上げさせ運搬綱を張らせ、全体重を渡過ロープに掛けることをいい、要救助者が握った部分より下の運搬綱は緩んでいてもよいものとする。

- (e) 救出ロープのカラビナを要救助者の運搬綱又はカラビナに掛ける。ただし、救出ロープのカラビナを運搬綱等に掛けて搬送した場合は、要救助者の自己確保を外す前（『運搬綱よし』の呼称後）に、カラビナの安全環の締まりを手で触って確認しなければならない。

なお、確認しなかった場合は「運搬綱よし」の呼称前に、救出ロープのカラビナを掛けたものとみなす。

- (f) 要救助者は、「運搬綱よし」の呼称から渡過終了まで、運搬綱を両手で握り、両膝を曲げて両足を前に上げ、渡過ロープにぶら下がる。
- (g) B塔の救助者に手を上げて準備完了の合図をする。

なお、合図後、要救助者に触れてはならない。

c 救出

- (a) B塔の救助者は、渡過した救助者の準備完了の合図後、けん引円内で要救助者を救出ロープでけん引する。
- (b) 要救助者は、運搬綱のカラビナがゴール標示線を通過後、自力で塔上に上がるものとする。

d 脱出

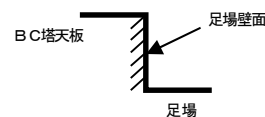
- (a) 渡過ロープに命綱（座席）のカラビナを掛け、「カラビナよし」と呼称し、自己確保ロープのカラビナを外す。
- (b) 救助者は、要救助者がゴール標示線を通じたときの審査員の赤旗を上げて、「よし」の呼称の合図で、渡過脱出し、2人目の救助者の手がゴール標示線を越えて渡過ロープに触れたときをもって終了する。

なお、脱出準備の姿勢は自由とする。

(ウ) 実施上の注意事項

a 渡過

- (a) 命綱を着装した場合の自己確保ロープの取付け位置は、腰部に回っている2本のロープとする。
- (b) 足場に降りる際は、渡過ロープを手で握らなければならない。
- (c) 危険ゾーン内のカラビナの離脱は、足場上で行わなければならない。
- (d) 2人続けて渡過してもよいが、渡過する際足場壁面を蹴ったり、第1渡過者が第2渡過者の身体を利用して渡過してはならない。



なお、セーラー渡過の場合の渡過要領は、「ロープブリッジ渡過」の場合に準じる。

- (e) 運搬綱等を口にくわえて搬送してはならない。

b 救出準備

- (a) 要救助者は、救助者の介添え（声だけの指示は除く。ただし、要救助者の身体に触れながらの声の指示はよい。）があれば協力してもよいが、ロープに触れ

てはならない。

- (b) 要救助者は、足場に降りる際及び降りた後体重を掛けるまでの間、両手で渡過ロープを握らなければならない。
- (c) 救助者が、要救助者の自己確保ロープを外す位置は塔上、足場上どちらでもよい。
- (d) 救出ロープの一端を渡過ロープに結着（フューラー結び等）したり、自己確保ロープのカラビナを利用してのけん引姿勢を取ってはならない。

c 救出

- (a) B塔の救助者は、危険ゾーン内で行動するときは、スタート後に安全ベルトD環に自己確保ロープのカラビナを掛けること。
- (b) 渡過した救助者の準備完了の合図前に、運搬綱のカラビナがC塔標示線を越えない範囲で救出ロープのたるみをとるのはよいが、要救助者をけん引してはならない。

d 脱出

審査員の赤旗と「よし」の呼称まで、C塔標示線を越えてロープに触れてはならない。

イ 施設及び用具

(ア) 施設

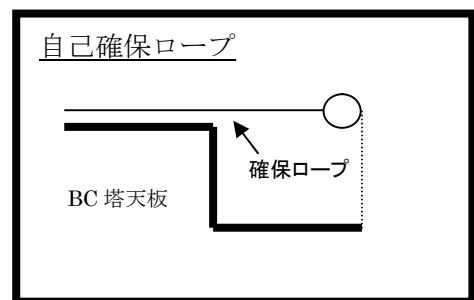
- a 「ロープブリッジ渡過」と同施設とする。
- b B塔及びC塔上の床面に円、用具位置等を標示する。
- c 危険ゾーンは、足場上及び塔上先端から幅1メートルとする。

(イ) 用具

a 小綱

- (a) 渡過者の命綱又は座席用 2本
- (b) 運搬綱用 1本
- (c) 要救助者の座席用 1本
- (d) 自己確保ロープ 6本
(設定方法は、「実施案内」で定めるものとし、ロープの長さは足場上先端までとする。ただし、水平実長)

10本



1本

b 救出ロープ（一ひろ巻き）

11個

c カラビナ（安全環は締めない）

- (a) 渡過者の命綱又は座席用 2個
- (b) 救出ロープ用 1個
- (c) 運搬綱用 2個
- (d) 自己確保ロープ用 6個

d 安全ベルト

1本

e 保護布等

（保護布及びビニールテープとし、配置及びその位置は自由とする）

(ウ) 施設等の配置状況

図1-3、図1-4及び図6のとおり。

(エ) 持込用具

- a 小綱（命綱又は座席用及び運搬綱用）
- b カラビナ（命綱又は座席用、救出ロープ用及び運搬綱用）
- c 救出ロープ
- d 安全ベルト

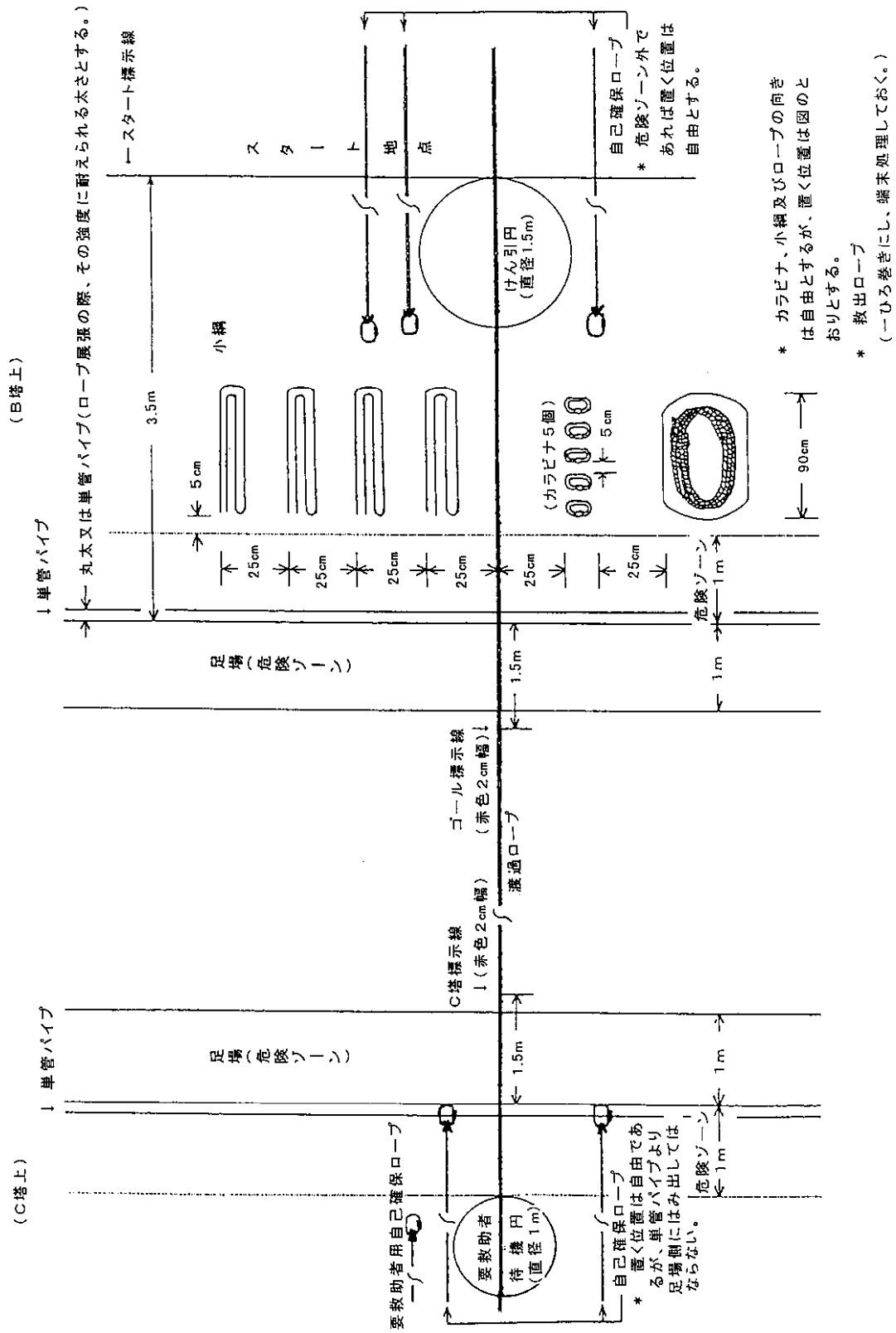
ウ 安全管理

- (ア) ロープ展張中における可搬式ウインチのハンドグリップの抜け、ワイヤーロープ先端の落下及びロープの切断等の防止
- (イ) 適正展張の維持と超過展張によるロープの切断防止
- (ウ) 渡過ロープから塔上へ移行する場合における塔角又は足場への激突の防止
- (エ) 要救助者及び渡過者のコース板への激突の防止
- (オ) 渡過終了時におけるカラビナ離脱にともなう安全措置
- (カ) 落下時におけるロープの反動による身体の負傷防止
- (キ) 塔上作業における身体接触等による転落の防止
- (ク) 安全ネットの展張
- (ケ) 保護布によるロープ損傷防止の徹底

エ 所要時間の測定

スタートの号砲から、救助者がC塔に渡過し、要救助者を救出後、2人目の救助者の手がゴール標示線を越えて触れるまでの所要時間を測定する。

図6 ロープブリッジ救出の用具等配置図



(6) ほふく救出

3人（要救助者を含む）1組で、2人がB塔又はC塔後方10メートルの位置からスタートし、空気呼吸器を装着して確保ロープ及び小綱を両足首に結着した後、煙道を検索して、要救助者を屋外に救出し、2人が協力して要救助者を搬送するまでの安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(7) 事前準備

- a チームの編成は、救助者1人、補助者1人及び要救助者1人の計3人とする。
- b 救助者及び補助者は、持込用具を用具置台に配置（用具配置は図7に示す。）し、スタート地点で待機する。
- c 要救助者は、意識がないものと想定し、煙道の延長の空間である要救助者待機位置内で待機する。
- d スタート地点は、図7のとおり。

(イ) 実施要領

スタート後、次の作業を行う。

なお、煙道進入まで及び煙道からの要救助者引き出し後における作業手順は自由とし、ロープは、救助者及び補助者が協力して扱ってもよい。

a 救助者

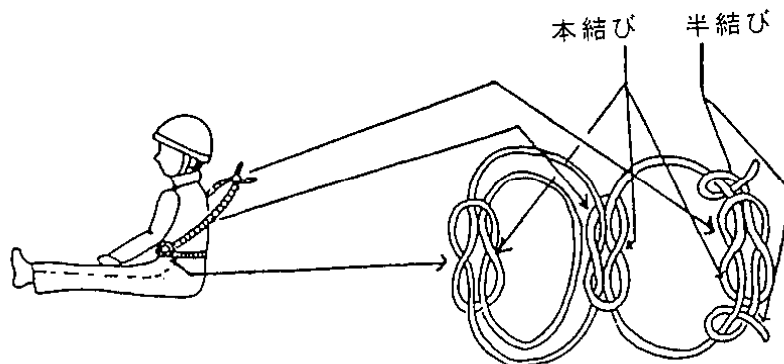
- (a) 空気呼吸器を装着し、手を上げて「よし」と呼称後、小綱を携行し、補助者の合図に、手を上げて「よし」と呼称後、煙道に進入する。

なお、小綱の携行にあっては、手の掌の下に置き床面に継続的にこすりつける等摩擦することのない方法とすること。

- (b) 要救助者の位置に至り、要救助者の身体の一部に手を触れてから確保ロープで「発見の信号」を送り、補助者の「よしの信号」を確認した後、要救助者の上半身を両手で介添えして起こし、小綱でけん引綱を作り確保ロープで補助者へ「退出の信号」を送り、「始めの信号」を確認する。

なお、介添えは、両手を要救助者の肩の下に差し入れ、持ち上げる動作があればよい。

要救助者身体結着要領図（けん引綱）



- (c) 要救助者の頭が床にぶつからないように、けん引綱を手で握って引き下がる。
なお、救助者の引き下がる時の姿勢は、自由とする。
- (d) 要救助者の身体を完全に煙道の外に引き出し、補助者の「よし」の合図で停止し、自己の両足首に結着してある小綱を解く。
- (e) 面体を離脱後、補助者と「二人搬送」により、ゴールする。

b 補助者

- (a) 小綱で救助者の両足首を結着し、「確保ロープよし」と呼称し、両手でロープを持って「準備よし」と合図する。
なお、結着要領は、基準第2 2 1条第3号の定めによるものとする。
- (b) 救助者の空気呼吸器の着装を補助してもよいが、補助の範囲は、胸バンド及び腰バンドとする。
- (c) 確保ロープの操作位置及び姿勢は自由とするが、煙道内に身体の一部を入れてはならない。
- (d) 救助者の「発見の信号」を確認したら、「発見よし」と呼称後、確保ロープで「よしの信号」を送る。
- (e) 救助者の「退出の信号」を確認したら、「退出始め」と呼称後、確保ロープで「始めの信号」を送り、確保ロープをたぐり出し、要救助者の全身が煙道から出た時点で「よし」と呼称する。
- (f) 確保ロープを一ひろ巻きにより整理し、小綱及びカラビナとともに、地面に落としたり、引きずったりすることなく携行し、救助者と「二人搬送」により、ゴールする。

(ウ) 実施上の注意事項

- a 救助者は、煙道進入時に、空気呼吸器のボンベ、保護棒等を入口に接触させてはならない。(退出時も同様とする。)
- b 救助者は、確保ロープによる信号伝達を、煙道枠内で行ってはならない。
- c 起こされた要救助者は、両手の掌を膝頭に置くものとし、膝頭から離してはならない。
- d 救助者がけん引綱を要救助者に結着する際、要救助者の手を取って動かすことはよいが、結着後は救助者が要救助者の手を確実に膝の上に戻すものとする。
- e 要救助者を引き下げる際に要救助者の身体や衣服をつかんではならない。
- f 補助者は、救助者の面体離脱に協力してもよい。
- g 確保ロープの「もやい結び」は解くが、小綱にカラビナを掛けたままでもよい。
また、けん引綱は、要救助者に結着したままでよい。
- h 確保ロープ、小綱及びカラビナは、救助者、補助者のどちらかが携行してもよい。

イ 施設及び用具

(ア) 施設

- a 煙道は、B塔及びC塔に幅90センチメートル、高さ90センチメートル、長さ8メートルの通路とする。
- b 煙道は、ベニヤ板張りとし、側壁は2箇所以上透明のビニール張りとする。
- c スタート及びゴール標示線は、B塔及びC塔から10メートルの位置に設ける。

d 用具置台は、長さ180センチメートル、幅90センチメートル、高さ75センチメートルのものとする。

(イ) 用具

- | | |
|----------------|-----|
| a 空気呼吸器 | 1 基 |
| b 小綱 | 2 本 |
| c カラビナ | 1 個 |
| d 確保ロープ（一ひろ巻き） | 1 本 |

(ウ) 施設用具等の配置状況

図1-3及び図7のとおり。

(エ) 持ち込み用具

- a 小綱（救助者用及びけん引綱用）
- b カラビナ
- c 空気呼吸器
- d 確保ロープ

ウ 安全管理

(ア) 空気呼吸器の装着時における腰部等の負傷防止及び各バンドの適切な締めつけ（約10センチメートルの余長）の徹底

(イ) 煙道進入における頭部等の負傷防止及び脚部保護のための布製サポーター又は膝あて（プラスチック製も可）を必要に応じて使用すること。

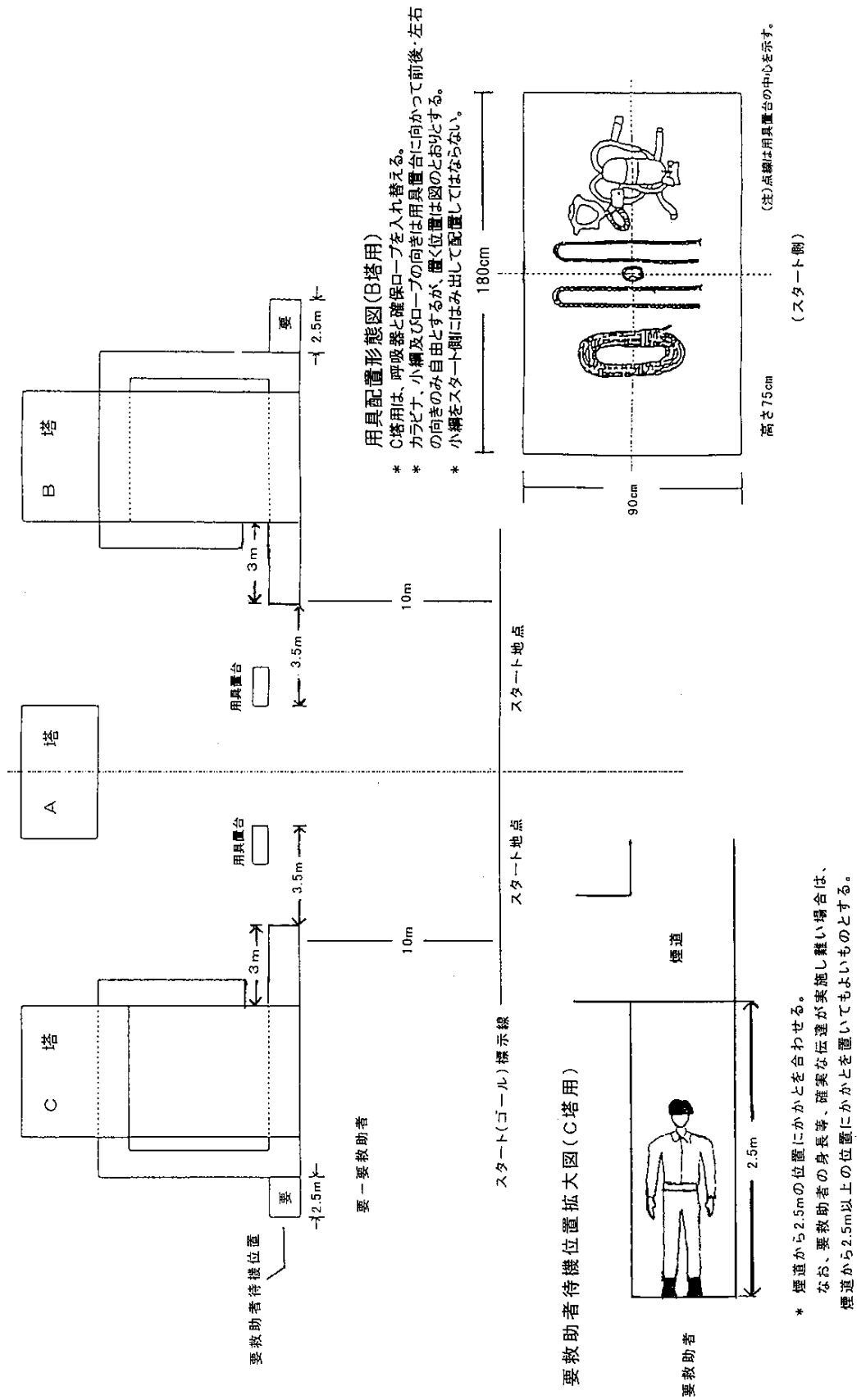
(ウ) 吸気管閉塞テストの徹底

(エ) 「二人搬送」時における転倒防止等の徹底

エ 所要時間の測定

スタートの号砲から、救助者と補助者が要救助者を救出搬送し、ゴール標示線を越えるまでの所要時間を測定する。

図7 ほふく救出の用具配置図



* 煙道から2.5mの位置にかかとを合わせる。
なお、要救助者の身長等、確実な伝達を実施し難い場合は、煙道から2.5m以上の位置にかかとを置いてもよいものとする。

(7) 引揚救助

5人（要救助者を含む）1組で、2人が空気呼吸器を着装してスタート地点（塔上）より塔下に至り、検索後、要救助者を「二人搬送」により救出し、他の2人と協力して塔上へ引揚げ、救助及び脱出するまでの安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

- a チームの編成は、救助者4人、要救助者1人の計5人とする。
- b 救助者は座席を着け、塔下へ降下する救助者はカラビナを付ける。
なお、塔下へ降下する救助者以外は座席に替えて安全ベルトを着用してもよい。
- c 救助者4人は、自己確保ロープを着け、持込用具（事前準備で装備する用具を除く。）を設定し配置（用具の設定及び配置区域は図8-1・2に示す。）するとともに、確保専用ロープを修正し、スタート地点で待機する
なお、用具の配置位置は自由（重ね可）とするが、区域外にはみ出したり（動滑車から配置区域床面に触れるまでの救出ロープを除く。）、取りやすいように細工して置くことは認めない。
- d 要救助者は、塔上救助者のロープ修正に協力後、意識がないものと想定し、塔下の要救助者待機位置で腰が円の中心にくるようにして待機する。
- e スタート地点等は、図8-2のとおり。

(イ) 実施要領

スタート後、次の作業を行う。

a 降下準備及び降下

(a) 1番員（指揮者）

- ① 2番員の座席左側に、確保専用ロープのカラビナを掛け「よし」と呼称する。
- ② 2番員が座席懸垂の要領でカラビナに懸垂ロープを巻き付けて手を上げて「準備よし」と呼称するのを確認後、2番員の自己確保ロープを外し、肩をたたいて「よし」と合図する。
- ③ 確保専用ロープにより確保の体勢をとり、「確保よし」と呼称した後「降下始め」と指示する。
- ④ 2番員の降下完了の合図により確保を解き、3番員に「よし」と合図し、4番員が行う3番員の降下確保の姿勢と「確保よし」の呼称を確認後、3番員の座席に掛かっている自己確保ロープのカラビナを外し、3番員の肩をたたいて「よし」と合図し、「降下始め」を指示する。
- ⑤ 3番員の降下完了合図により、4番員に「確保解け」を指示する。

(b) 2番員

- ① 空気呼吸器を着装し、座席懸垂の要領でカラビナを懸垂ロープに巻き付けて1番員に手を上げて「準備よし」と呼称する。
なお、空気呼吸器の着装は、1番員が補助してもよいが、補助の範囲は、胸バンド及び腰バンドとする。
- ② 確保専用ロープの結着及び自己確保ロープのカラビナが外れるのを確認し、

1番員の「確保よし」及び「降下始め」の指示で、危険ゾーン内に進入し、降下姿勢を取った後、着壁点を両足でほぼ同時に着壁しながら経路して降下し、着地する。

- ③ 着地後、懸垂ロープを外し、手を上げて塔上の救助者へ合図した後、確保専用ロープを外す。

(c) 3番員

- ① 空気呼吸器を着装し、1番員の「よし」の合図後、懸垂ロープを握り座席懸垂の要領でカラビナを懸垂ロープに巻き付けて1番員に手を上げて「準備よし」と呼称する。

なお、空気呼吸器の装着は、4番員が補助してもよいが、補助の範囲は、胸バンド及び腰バンドとする。

- ② 4番員から縛帯を受け取って携行し、確保ロープの結着及び自己確保ロープが外れるのを確認して、1番員の「よし」の合図及び「降下始め」の指示で危険ゾーン内に進入し、降下姿勢をとった後、着壁点を両足でほぼ同時に着壁しながら経路して降下着地する。

なお、4番員が縛帯を渡す手順は自由とし、携行方法は、空気呼吸器のポンベに掛けたり、腕に通してもよい。

また、開始後ならば腰ベルト末端をバックルに通し、輪にした状態で携行してもよいが、要救助者に装着するときは、いったん抜いてから装着すること。

- ③ 着地後、懸垂ロープを外し手を上げて塔上の救助者へ合図する。

なお、確保ロープはそのまま、次の検索ロープとして利用する。

(d) 4番員（作業手順は自由とする。）

- ① 3番員へ縛帯を渡す。
- ② 確保ロープを確保支持点（カラビナ）に通し、カラビナの安全環を締め、「カラビナよし」と呼称する。
- ③ 確保ロープの端末にもやい結び（半結びを掛ける）の輪を作ってカラビナを付け、このカラビナを3番員の座席に掛けて、3番員の肩をたたいて「確保ロープよし」と呼称する。
- ④ 確保ロープの他方を後部支持パイプ（1.8メートル間）に通した後、確保の体勢をとり「確保よし」と呼称、3番員の降下を確保し、1番員の指示で確保を解く。

b 検索

(a) 1番員

4番員に「確保解け」を指示した後、救出ロープを手送りで塔下へ降し、救出ロープの先端を後部支持パイプに通す。

(b) 2番員

確保ロープを座席のカラビナに結索し、検索支持点の係留を確認して、3番員に従い検食用通路に進入して要救助者の位置に至る。

なお、3番員との距離は、約3メートルとし、確保ロープの結索要領は、ロープをシングルで使用した、巻結び、8の字結び又はフューラー結びで結索環を作

り、その結索環に座席のカラビナを掛ける。

(c) 3番員

- ① 検索支持点のカラビナに確保ロープを通し、安全環を締め、検索ロープに切り換えた後、2番員の肩をたたいて「よし」と合図する。
- ② 2番員へ合図後、先行して検食用通路に進入し、要救助者の位置に至る。

(d) 4番員

3番員の塔下における行動を注視しつつ、検索ロープを送り出す。

c 救出、搬送

(a) 2番員

- ① 要救助者の待機円内に至り、要救助者の身体の一部に手を触れてから、塔上の救助者へ検索ロープにより、「発見の信号」を送る。

なお、要救助者の身体の一部に手を触れる確認行為及び「発見の信号」を送る行為については、2番員及び3番員のどちらが行ってもよいものとする。

- ② 塔上からの「よしの信号」を確認したら「退出の信号」を送り、塔上からの「始めの信号」を確認した後、引き続き、要救助者を3番員と「二人搬送」で搬送し、救助用通路を通過して塔下安全マット上に至る。
- ③ 要救助者を一旦座らせた後、縛帯を着装するとともに、自らの検索ロープを外す。

なお、縛帯着装後の要救助者は両手で介添えして移動させるものとし、腰又は背中を壁面に接触させて正面向きに座らせておく。

- ④ 確保専用ロープのカラビナを3番員の座席左側に掛けて、3番員の肩をたたいて「よし」と呼称する。

(b) 3番員

- ① 要救助者を2番員と「二人搬送」で救助用通路を通過して搬送し、塔下安全マット上に至り、2番員と協力して要救助者に縛帯を着装する。

なお、縛帯着装後の要救助者の移動は、3番員が行なってもよい。

- ② 検索支持点に掛かっている検索ロープを外す。

なお、検索ロープは、この時点で再び確保ロープとする。

(c) 4番員

- ① 3番員の塔下における行動を注視しつつ、検索ロープを保持する。
- ② 2番員又は3番員からの「発見の信号」を受けて「発見よし」と呼称後、「よしの信号」を送り、「退出の信号」を受けて「退出始め」と呼称後、「始めの信号」を送る。

d 引揚

(a) 1番員

- ① 3番員の登はん準備完了の合図と2番員の「準備よし」の合図を確認した後、4番員に「補助」、さらに3番員に「登はん始め」と指示し、確保専用ロープで3番員の登はんを補助する。

- ② 塔上へ登はんした、3番員の座席の背部へ自己確保ロープを着け、肩をたたいて「よし」と呼称後、2番員に「確保解け」、4番員に「補助やめ」と指示

し、確保専用ロープのカラビナを外し、塔下へ降ろす。

- ③ 2番員の確保準備完了の合図と4番員の「確保準備よし」の合図を確認した後、「救出始め」と指示し、滑車のロープ引出し側で3番員と協力して要救助者を塔上へ引揚げる。
- ④ 要救助者の縛帯が塔上面角にきたら、4番員に「確保解け」と指示し、4番員とともに要救助者の縛帯をつかんで介添えし、危険ゾーン外に搬送後、2番員と3番員に「確保解け」及び「補助やめ」を指示する。

なお、要救助者は、その後、救助者の活動に支障のない塔上の安全な場所に退避するものとし、その後の姿勢は自由とする。

(b) 2番員

- ① 塔下の確保位置で確保専用ロープにより確保の姿勢をとり、塔上の救助者へ手を上げて「準備よし」と呼称した後、3番員の登はんを確保、補助し、1番員の指示で確保を解く。
- ② 救出ロープの動滑車のカラビナ及び確保ロープのカラビナを要救助者の縛帯D環に掛け、かつ、確保専用ロープを縛帯の背帯に通して結着し、塔上の救助者へ手を上げて引揚げ準備完了の合図をする。
- ③ 塔下の確保位置で確保専用ロープにより、確保の姿勢をとり、塔上の救助者へ手を上げて確保準備完了の合図をして、要救助者の引揚げを確保し、1番員の指示で確保を解く。

(c) 3番員

- ① 確保専用ロープ及び確保ロープのカラビナの結着を確認して、塔上の救助者へ手を上げて登はん準備完了の合図をした後、1番員の「登はん始め」の指示で懸垂ロープにより塔上へ登はんする。
なお、カラビナの結着状況は、手で各ロープを引き、カラビナの外れ、安全環の緩み又はロープの緩みを確認する。
- ② 登はん後、危険ゾーン外で自己確保ロープを着けられ、確保ロープ等を外された後、空気呼吸器を離脱する。
- ③ 1番員の「救出始め」の指示により、救出ロープで1番員と協力して要救助者の引揚げを補助し、1番員の指示により補助をやめる。
なお、補助の姿勢は、自由とする。

(d) 4番員

- ① 1番員の指示により、確保ロープにより3番員の登はんを補助する。
なお、補助の要領は自由とするが、確保ロープは、後部支持パイプを経由させて使用すること。
- ② 1番員の指示で補助をやめ、登はんが完了した3番員の確保ロープのカラビナを外し、塔下へ降ろす。
- ③ 確保姿勢をとって1番員に「確保準備よし」と呼称し、1番員の「救出始め」の指示により、確保ロープで要救助者の引揚げを確保する。
- ④ 1番員の「確保解け」の指示により確保を解き、1番員と協力して塔上に至った要救助者の縛帯をつかんで介添えし、危険ゾーン外へ搬送する。

e 脱出

(a) 1 番員

① 要救助者の縛帯に取付けてある確保専用ロープのカラビナを外し、塔下へ降ろした後、2番員の登はん準備完了の合図を確認した後、4番員に「補助」更に3番員に「確保」、2番員に「登はん始め」と指示する。

② 2番員の登はんを確保専用ロープで補助し、2番員の脱出を確認後、危険ゾーン外へ出て救助行動を完了する。

なお、「脱出」とは、危険ゾーン外へ出た時点をいう。

(b) 2 番員

確保専用ロープのカラビナを座席左側に、確保ロープのカラビナを座席右側にそれぞれ掛け、塔上の救助者へ手を上げて登はん準備完了の合図をした後、1番員の「登はん始め」の指示で懸垂ロープにより塔上へ登はんし、脱出する。

(c) 3 番員

1番員の指示により、2番員の登はんを4番員と協力して確保ロープにより確保、補助した後、2番員の脱出を確認し、危険ゾーン外へ出て救助行動を完了する。

(d) 4 番員

要救助者の縛帯に取付けてある確保ロープのカラビナを外し、塔下へ降ろした後、1番員の指示で確保ロープにより2番員の登はんを補助し、2番員の脱出を確認し、危険ゾーン外へ出て救助行動を完了する。

(ウ) 実施上の注意事項

a 降下準備及び降下

(a) 座席懸垂は、基準第123条の定めによるものとし、上部停止線内で静止した後、降下するものとする。

(b) 着壁点以外に着壁してはならない。

(c) 2番員及び3番員は、1番員の自己確保ロープを外した合図後、危険ゾーン内に進入できる。

(d) 縛帯は、口にくわえたり手にもったりして携行してはならない。

(e) 3番員は降下するとき、懸垂ロープに併せて確保ロープを持って降下してはならない。

(f) 塔上及び携行中に縛帯を塔下へ落下させたときは、「用具の落下」とみなす。

b 検索

救出ロープをはじめ各ロープを降ろす方法は、手送りにより行い、ロープを投げ降ろしてはならない。

c 救出、搬送

(a) 信号を送る行為については、待機円内で信号を送らなければならない。

(b) 要救助者に触れた手を離さずに二人抱きかかえ搬送に移ってはならない。

(c) 要救助者を一旦座らせる前に、救助者1名が肩で確保（要救助者の腕を肩に乗せ手首等を保持するか、片腕を要救助者の体側部に廻し身体を支える動作）又は背部から抱きかかえて身体を確保すれば、要救助者の足に縛帯を通すのはよいが、

座らせた後でなければ、肩及び腰ベルトを装着してはならない。なお、臀部がマット上につく前に、肩ベルトを要救助者の手や腕に通したときは、座らせる前に装着したものとみなす。

(d) 縛帯の腰ベルトは、バックルから10センチメートル以上突出するように完全に締める。

d 引揚

(a) 要救助者の搬送は、引きずる等粗暴に扱ってはならない。

(b) 確保ロープ及び確保専用ロープによる登はん者の補助は、支持点カラビナから補助者側のロープを引いて行うものとし、懸垂ロープで引揚げ補助してはならない。

(c) 救出ロープ及び確保ロープは、後部支持パイプ（1.8メートル間）を経由させ使用すること。

イ 施設及び用具

(ア) 施設

a 訓練塔上の地上高7メートルの位置に高さ1.8メートル、幅1.8メートルの窓枠を設ける。その窓枠上さんから後方3メートルのパイプ間に補強用パイプ2本を設け、更にそのパイプ間に前面から0.5メートルの位置に補強用パイプ1本を設ける。

なお、後部支持パイプは窓枠から3メートル奥の床面から0.3メートルの高さになるように設ける。

b スタート標示線を塔上先端から2.5メートルの位置に設ける。

また、危険ゾーンは、塔上先端から0.5メートルとする。

c 窓枠の下端から地上までは登はん及び降下用として幅1.8メートルの板張りとし、上部停止線を塔上面から1メートルの幅及び下部停止線を地上1メートルから上方に0.4メートル幅で赤色標示する。

d 着壁点は、壁面に赤色円（直径0.5メートル）で3個ジグザグに設ける。

e 塔下部壁面に密着して安全マットを設置する。

f 検索用通路（救助者用通路）をジグザグの白線標示、ポール（白旗等の目印付き）及びトラロープにより設ける。

なお、要救助者が待機する円（直径2メートル）を含む。

g 検索支持点を小綱及びカラビナにより地上0.7メートルの位置に設ける。（10センチメートルのフューラー結びの索環にフリー式カラビナを掛けておく。なお、カラビナの向きは自由とする）

h 確保ロープ支持点を小綱及びカラビナにより塔上1.8メートルの位置に設ける。

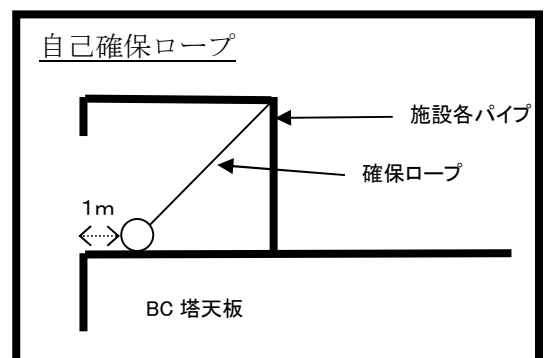
なお、カラビナの安全環は締めない。

(イ) 用具

a 小綱 10本

(a) 自己確保ロープ用 4本

（ロープの長さは、塔上危険ゾーン先端から1メートル内側までとする。



ただし、対角線実長)

- | | |
|---|----------|
| (b) 確保専用ロープ上部カラビナ結着用 | 1本 |
| (c) 確保専用ロープ下部支持点結着用 | 1本 |
| (d) 滑車結着用 | 1本 |
| (e) 確保ロープカラビナ結着用 | 1本 |
| (f) 検索支持点カラビナ結着用 | 1本 |
| (g) 救出ロープ支持点カラビナ結着用 | 1本 |
| b 確保専用ロープ(25メートル) | 1本 |
| c トラロープ(8mmφ) | 延べ99メートル |
| d ポール(高さ1.5メートル白旗付き) | 14本 |
| e 定滑車 | 1個 |
| f カラビナ | 15個 |
| (a) 自己確保ロープ用 | 4個 |
| (b) 確保専用ロープ支持点用 | 2個 |
| (c) 確保専用ロープ用 | 1個 |
| (d) 確保ロープ支持点用 | 1個 |
| (e) 検索支持点用 | 1個 |
| (f) 救出ロープ支持点用 | 2個 |
| (g) 座席用 | 2個 |
| (h) 確保ロープ用 | 1個 |
| (i) 動滑車用 | 1個 |
| g 空気呼吸器 | 2基 |
| h 縛帯 | 1組 |
| i 確保ロープ(一ひろ巻き) | 1本 |
| j 懸垂ロープ | 1本 |
| (塔上パイプに直接、巻き結び(半結びを掛ける)又はふた回りふた結びで結着した後、上部パイプ又は同一パイプに巻き結び(半結びを掛ける)又はふた回りふた結びで二次支点を設定する。) | |
| k 救出ロープ | 1本 |
| l 小綱(座席用) | 4本 |
| m 動滑車 | 1個 |
| (ブラケットの穴にカラビナを掛け、救出ロープに取付けておく。
なお、事前準備の際、自重で動滑車が落下するのを防止するため、
救出ロープで「止め」の工夫をしてもよい。) | |
| (ウ) 施設等の配置状況 | |
| 図8-1及び図8-2のとおり。 | |
| (エ) 持込用具 | |
| a 小綱(座席用) | |
| b 安全ベルト | |

- c カラビナ（座席用、確保ロープ用及び動滑車用）
- d 動滑車
- e 救出ロープ
- f 縛帯
- g 空気呼吸器
- h 確保ロープ
- i 懸垂ロープ

ウ 安全管理

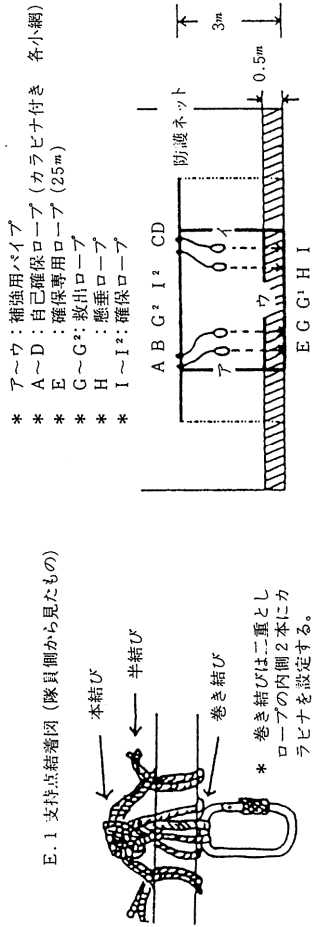
- (ア) 塔上作業における身体接触等による転落の防止
- (イ) 空気呼吸器装着時の降下における的確な制動着地の徹底
- (ウ) 安全マットの設置
- (エ) 降下又は登はん中における確保者の降下又は登はんの注視及び確実な確保姿勢の徹底
- (オ) 二人搬送時における転倒防止等の徹底
- (カ) 引揚げ時における要救助者等の身体の負傷防止の徹底
- (キ) 空気呼吸器の装着時における腰部等の負傷防止及び各バンドの適切な締めつけ（約10センチメートルの余長）の徹底
- (ク) 吸気管閉塞テストの徹底

エ 所要時間の測定

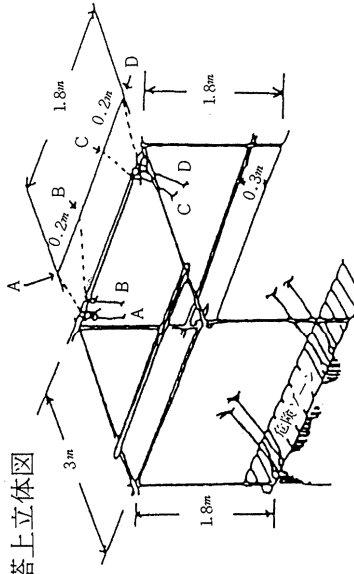
スタートの号砲から、最後の救助者の両足が危険ゾーンと用具配置区域との境界を越え、接地するまでの所要時間を測定する。

図 8 - 1 引揚救助の施設及び用具等配置図

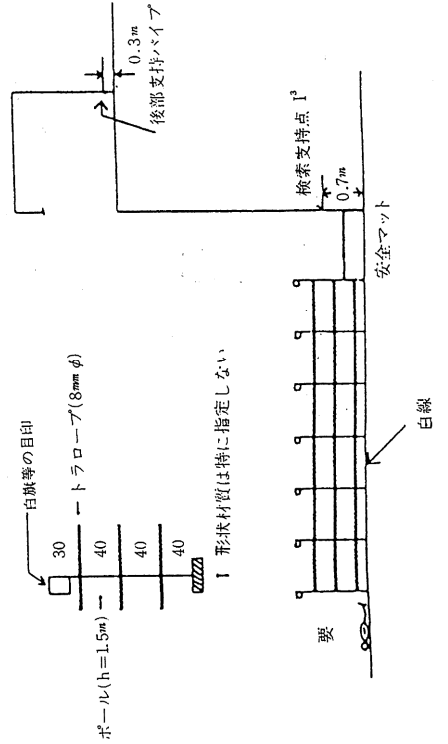
2 ロープ支持点平面図



3 塔上立体図



4 施設側面図



1 施設・器具の平・側面図

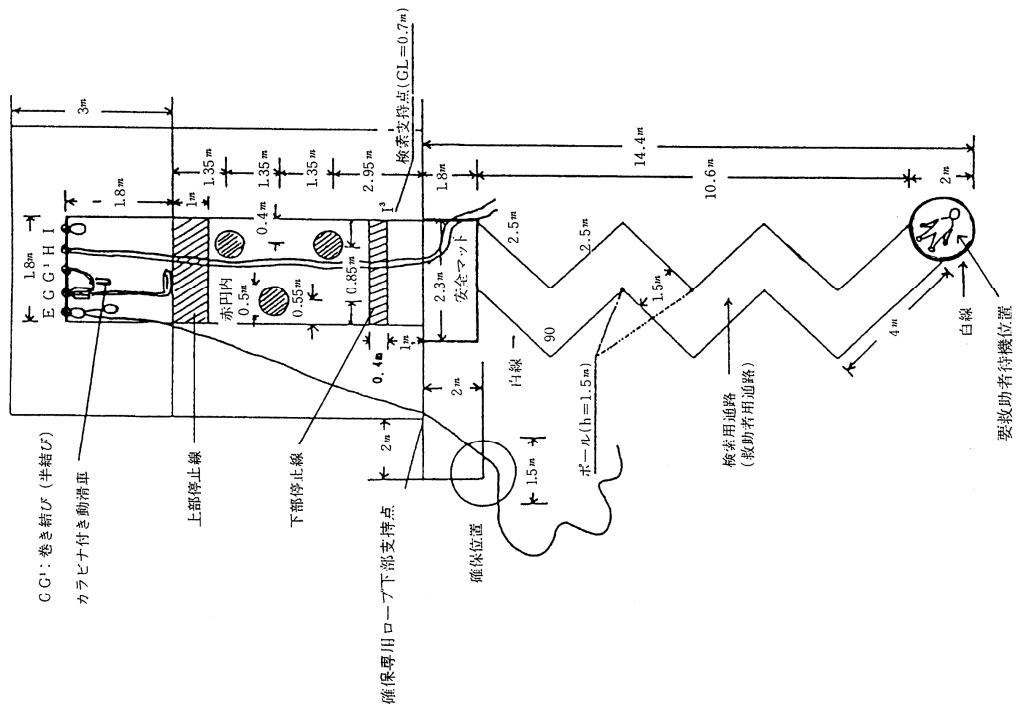
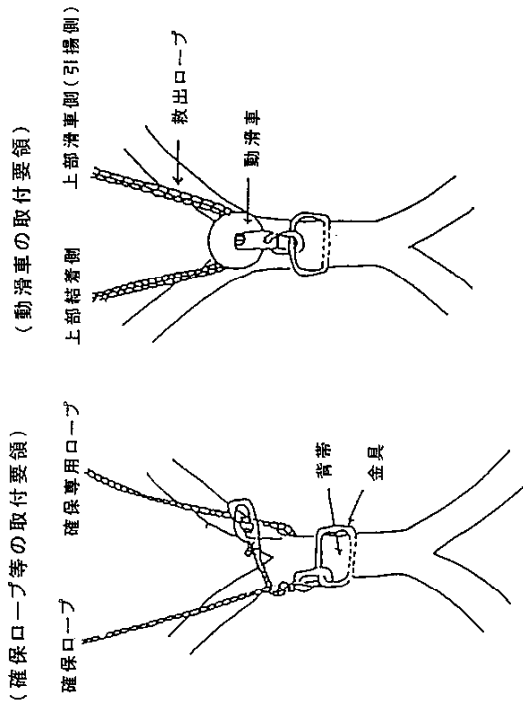
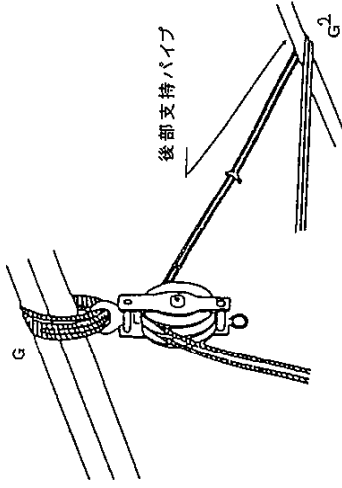


図 8 - 2 引揚救助の搭上平面図及び各ロープ結着要領

1 縛帯と各ロープ・動滑車の取付け要領

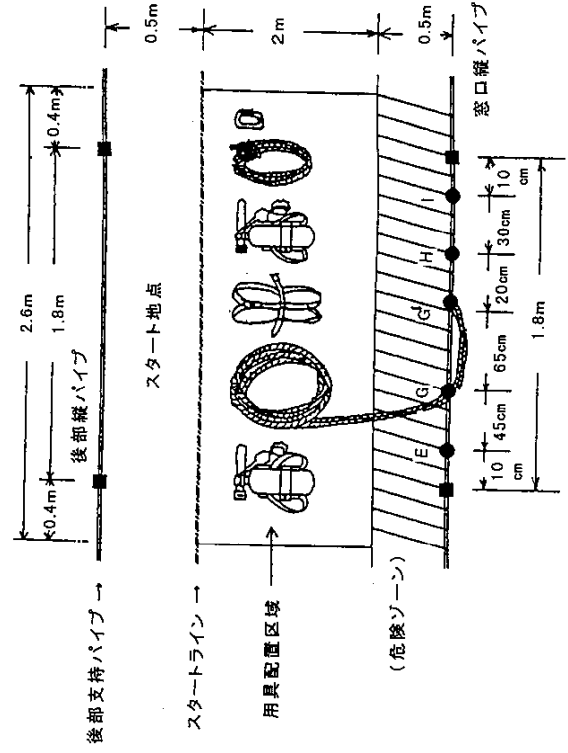


3 滑車の結着及び救出ロープ經由要領

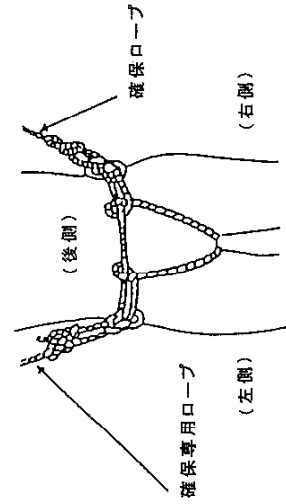


4 搭上平面図

(注) 図中の用具は、配置の一例を示す。



2 座席への確保ロープ等の取付け要領



2 水上の部

(1) 複合検索（50メートルプール用）

マスク、スノーケル及びフィン（以下「3点セット」という。）を着装し、スノーケリングで障害物（救命浮環）を突破しながら水中のリング4個を検索して、引揚げるまでの安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(7) 事前準備

3点セットを着装して入水し、スタート側の壁面に背中を付けて立ち、待機する。

なお、「壁面に背中を付ける」とは、左右の肩甲骨が壁面に接している状態とする。

(4) 実施要領

- a スタート後、直ちにスノーケリングで泳ぎ、第1救命浮環を上から潜り抜け、第1検索位置でリング2個を拾い、同じ要領で第2救命浮環を潜り抜けた後、スノーケリングで泳ぎ、同じ要領で第3救命浮環を潜り抜け、第2検索位置でリング2個を拾い、さらに同じ要領で第4救命浮環を潜り抜けた後、直ちにスノーケリングで泳ぐ。

なお、「スノーケリング」とは、スノーケルの先端部分を常時水面上に出して呼吸し、両手を概ね体側に付け、手を使わず足だけで泳ぐことをいう。

- b スタート時にスノーケルが水没したとき、リングを拾ってから次の救命浮環（第2及び第4救命浮環）を潜るまで及び第2、第4救命浮環を潜り抜けた後は、スノーケリングを始める前にスノーケルクリアーを行うこと。
- c リングの運搬方法は自由とする。
- d ゴールは、手がプール壁面にタッチしたときとし、リングはゴール後、直ちにプールサイドに置くものとする。
- e 行動中にマスクに水が入った場合は、マスククリアーを行わなければならない。
なお、マスククリアーの審査は、ゴール後行うこととし、ゴール後マスクに触れてはならない。
- f ゴール前にリング不足に気が付いたときは、検索に戻ってもよいが、必ず救命浮環を潜り抜けてから検索し、検索後はスノーケルクリアーを行い、再度救命浮環を潜り抜け、スノーケルクリアーをしてからスノーケリングでゴールすること。

(7) 実施上の注意事項

- a スタート時の腕の形は自由であるが、スタート後は直ちに体側部に付けること。
- b 第1浮環から第2浮環まで、第3浮環から第4浮環までの間の手の位置は自由とする。
- c スタート時にスノーケルが水没したとき及び第2、第4浮環を潜り抜けた後は、直ちにスノーケルクリアーを行うこと。
なお、救命浮環間はリングを拾ってから次の救命浮環を潜るまでに行うこと。
- d スノーケルクリアーは、排水技術及び使用用具（浮上しながら排水を行う技術及び排水弁付スノーケルの使用）により、水面上においてスノーケルの先端から水がでない場合もあるが、排水し呼吸することであり、スノーケルの先端が水面上にでないときは、スノーケルクリアーをしなかったものと見なす。
- e 救命浮環を潜った後の「ひとかき」以外に手を使って泳いではならない。

なお、「ひとかき」は、前方に伸ばした手で両手同時に又は片手で水を1回かいたときとする。

- f ゴール時、リングはプールサイドに投げて置いてはならない。
- g スタートからゴールまでの間に3点セットが身体から離脱してはならない。

イ 施設及び用具

(7) 施設

コースは隔コース（隣接するコースは空けておく）とする。

(i) 用具

a 救命浮環

4個

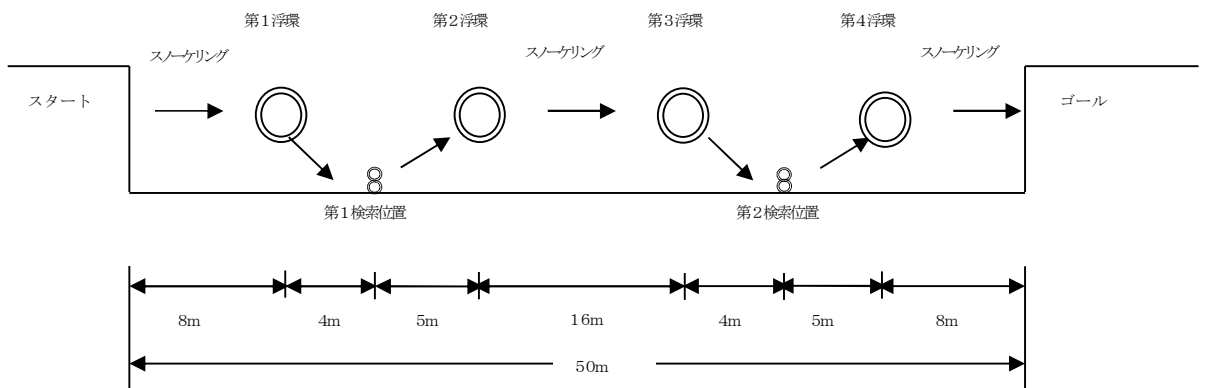
（浮環は、スタート側の壁面から8メートル、17メートル、33メートル及び42メートルの位置の各コース中央に、ロープで連結して係留する。）

b リング

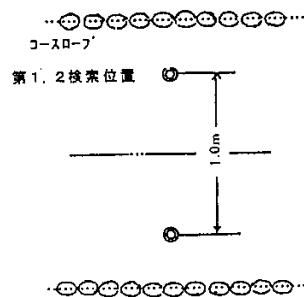
4個

（各コース同一色のものを、スタート側の壁面から12メートル及び37メートルのコース底にリング間を1メートルとして2個ずつ配置する。）

施設配置図



リングの配置要領



c 持込用具

水難救助用具（3点セット）

ウ 所要時間の測定

スタートの号砲から、リングを拾い対岸のプール壁面に手でタッチするまでの所要時間を測定する。

(2) 複合検索（25メートルプール用）

マスク、スノーケル及びフィン（以下「3点セット」という。）を着装し、スノーケリングで障害物（救命浮環）を突破しながら水中のリング4個を検索して、引揚げるまでの安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(7) 事前準備

3点セットを着装して入水し、スタート側の壁面に背中を付けて立ち、待機する。

なお、「壁面に背中を付ける」とは、左右の肩甲骨が壁面に接している状態とする。

(4) 実施要領

- a スタート後、直ちにスノーケリングで泳ぎ、第1救命浮環を上から潜り抜け、検索位置でリング2個を拾い、同じ要領で第2救命浮環を潜り抜けた後、スノーケリングで泳ぎ、対岸の壁面にタッチし、拾ったリング2個をプールサイドに置く。

なお、「スノーケリング」とは、スノーケルの先端部分を常時水面上に出して呼吸し、両手を概ね体側に付け、手を使わず足だけで泳ぐことをいう。

- b リング2個をプールサイドに置いた後ターンし、直ちにスノーケリングで泳ぎ、第2救命浮環を上から潜り抜け、検索位置でリング2個を拾い、同じ要領で第1救命浮環を潜り抜けた後、直ちにスノーケリングで泳ぐ。

なお、ターンの方法は自由とする。

- c スタート時にスノーケルが水没したとき、リングを拾ってから次の救命浮環を潜るまで、往路で第2救命浮環を潜り抜けた後及び復路で第1救命浮環を潜り抜けた後は、それぞれスノーケリングを始める前にスノーケルクリアーを行うこと。

- d リングの運搬方法は自由とする。

- e ゴールは、手がプール壁面にタッチしたときとし、リングはゴール後、直ちにプールサイドに置くものとする。

- f 行動中にマスクに水が入った場合は、マスククリアーを行わなければならない。

なお、マスククリアーの審査は、ゴール後行うこととし、ゴール後マスクに触れてはならない。

- g ゴール前にリング不足に気が付いたときは、検索に戻ってもよいが、必ず救命浮環を潜り抜けてから検索し、検索後はスノーケルクリアーを行い、再度救命浮環を潜り抜け、スノーケルクリアーをしてからスノーケリングでゴールすること。

(7) 実施上の注意事項

- a スタート時の腕の形は自由であるが、スタート後は直ちに体側部に付けること。

- b 第1浮環と第2浮環の間の手的位置は自由とする。

- c スタート時にスノーケルが水没したとき及び往路の第2浮環と復路の第1浮環を潜り抜けた後は、直ちにスノーケルクリアーを行うこと。

なお、救命浮環間はリングを拾ってから次の救命浮環を潜るまでに行うこと。

- d スノーケルクリアーは、排水技術及び使用用具（浮上しながら排水を行う技術及び排水弁付スノーケルの使用）により、水面上においてスノーケルの先端から水がでない場合もあるが、排水し呼吸することであり、スノーケルの先端が水面上にでないときは、スノーケルクリアーをしなかったものと見なす。

- e 救命浮環を潜った後の「ひとかき」以外に手を使って泳いではならない。

なお、「ひとかき」は、前方に伸ばした手で両手同時に又は片手で水を1回かいたと

きとする。

f リングはプールサイドに投げて置いてはならない。

g スタートからゴールまでの間に3点セットが身体から離脱してはならない。

イ 施設及び用具

(ア) 施設

コースは隔コース（隣接するコースは空けておく）とすること。

(イ) 用具

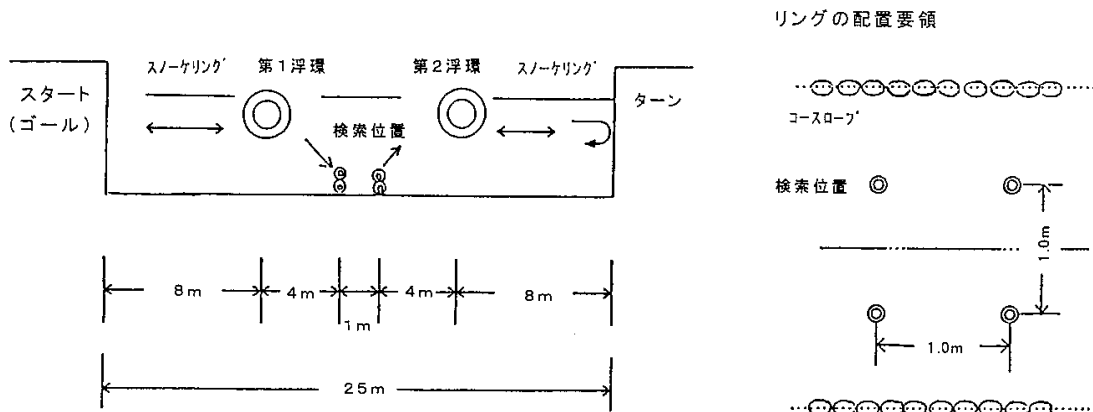
a 救命浮環 2個

（浮環は、スタート側の壁面から8メートル、対岸の壁面から8メートルの位置の各コース中央に、ロープで連結して係留すること。）

b リング 4個

（各コース同一色のものを、スタート側の壁面から12メートル及び13メートルのコース底にリング間を1メートルとして2個ずつ配置すること。）

施設配置図



c 持込用具

水難救助用具（3点セット）

ウ 所要時間の測定

スタートの号砲から、リングを拾い対岸に置き、再度リングを拾ってスタート側のプール壁面に手でタッチするまでの所要時間を測定する。

(3) 基本泳法

水難救助の基本泳法2種類（ぬき手、平泳ぎ）で25メートルずつ泳ぎ、その安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

泳者は、スタート台横に立ち待機する。

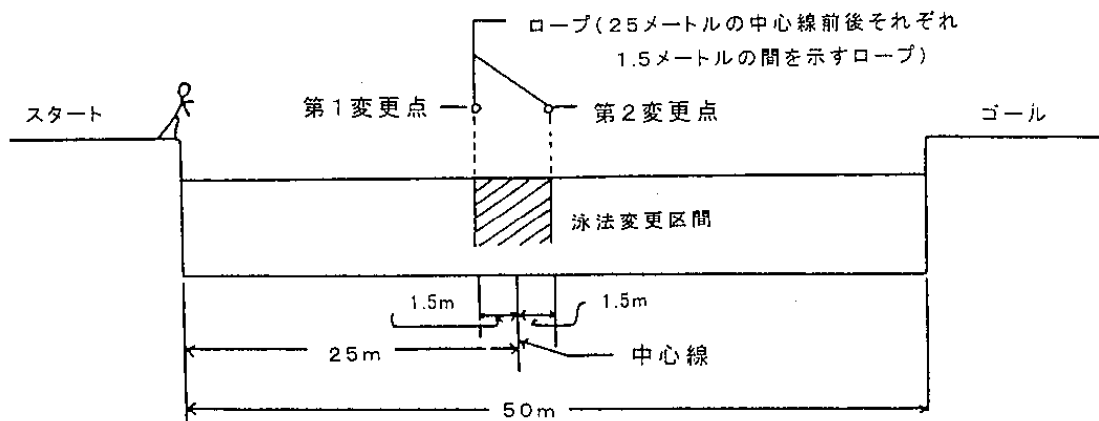
(イ) 実施要領

- a スタートし、「じゅんか飛び込み」で入水する。
- b 入水後、ぬき手で泳ぎ、泳法変更区間で泳法を平泳ぎに変えて泳ぐ。
(25メートルプールの場合、往路をぬき手、復路を平泳ぎで泳ぎ、ターンの方法は自由とするが、顔（目）を水中に没してはならない。）
なお、ぬき手は、腕はクロールの泳ぎ方で、脚（足）の泳ぎ方は自由とする。
- c 泳法変更区間での泳法の変更は、頭を基準とし、第1変更点及び第2変更点の内側で行うこと。
- d いずれの泳ぎも、前方を注視すること。
- e ゴールのタッチは両手同時に行うこと。

イ 施設

泳法変更区間を、25メートルの中心線の前後それぞれ1.5メートルの水面上約0.6メートルにロープを展張して標示する。

泳法変更区画標示図



ウ 所要時間の測定

スタートの号砲から、プール壁面に両手でタッチするまでの所要時間を測定する。

(4) 溺者搬送

スタート地点から20メートル先の要救助者（溺者）をチンプールで確保した後、ヘアキャリーにより救助するまでの安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

- a チームの編成は、救助者1人、要救助者1人の計2人とする。
- b 救助者は、スタート台横に立ち待機する。
- c 要救助者は、スタート側の壁面から20メートルの位置に設定されたロープに身体後部をつけ、ロープを後手で握って水中に立ち、顔をスタート側に向け待機する。

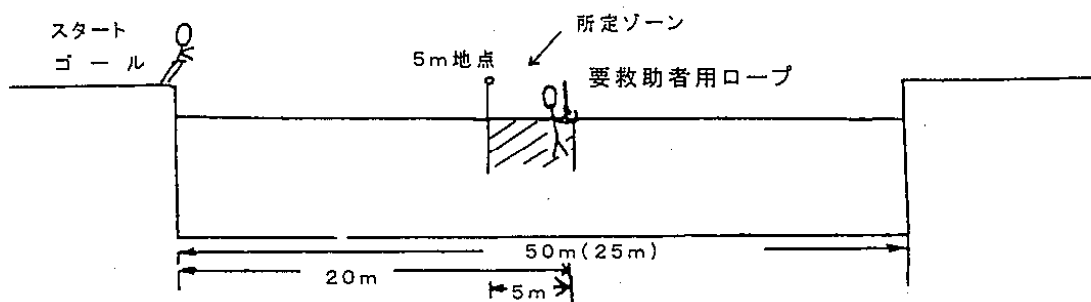
(イ) 実施要領

- a スタートし、「じゅんか飛び込み」で入水する。
- b 救助に向かうときの泳法は自由とする。ただし、要救助者を注視すること。
- c 要救助者に近付いたら、逆行の姿勢をとり、要救助者の腕をとって引き寄せ、チンプールで確保する。
- d 要救助者の頭が所定ゾーンを通過するまでにヘアキャリーに移行して要救助者を搬送救助する。
- e チンプールからヘアキャリーの移行は、手を変えなければならない。
- f 救助者は、要救助者の顔（目）が水中に没したり水をかぶらないようにすること。
- g ゴールは、救助者の手がプール壁面にタッチしたときとする。

イ 施設

所定ゾーンの5メートル地点の標示は、水面上約0.6メートルの高さにロープを展張し、三角旗を取付けること。

所定ゾーン図



ウ 所定時間の測定

スタートの号砲から、救助者の手がプール壁面にタッチするまでの所要時間を測定する。

(5) 人命救助

3人1組（要救助者を含む）で、スタート地点から20メートル先の要救助者をチンプールで確保した後、クロスチェストキャリアで補助者がたぐり寄せるロープを利用して救助後、25メートル地点で水没しつつある要救助者（「マネキン（訓練人形）」を使用する。）を水面に引き揚げ救助するまでの安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(7) 事前準備

- a チームの編成は、救助者1人、補助者1人、要救助者1人の計3人とする。
- b 救助者及び補助者は、スタート地点で待機する。
- c 要救助者1人は、スタート側の壁面から20メートル地点に設定されたロープを両手で握り、スタート側を背面にして水中に立ち待機する。
- d マネキンは、スタート側の壁面から25メートル地点のプール底に、胴体底部が接するように背を下に、頭をスタート側に向けた状態で配置する。
- e 救助ロープは、用具配置区域内に配置する。
- f スタート地点等は、イ、(7)の図のとおり。

(イ) 実施要領

スタート後、次の作業を行う。

a 入水準備

救助者又は補助者は、救助ロープの一端に二重もやい結びを作り、作成者は結索部分を確実に締め付け「結索よし」と呼称した後、行動範囲内でその輪を確実に救助者にしたすき掛けする。

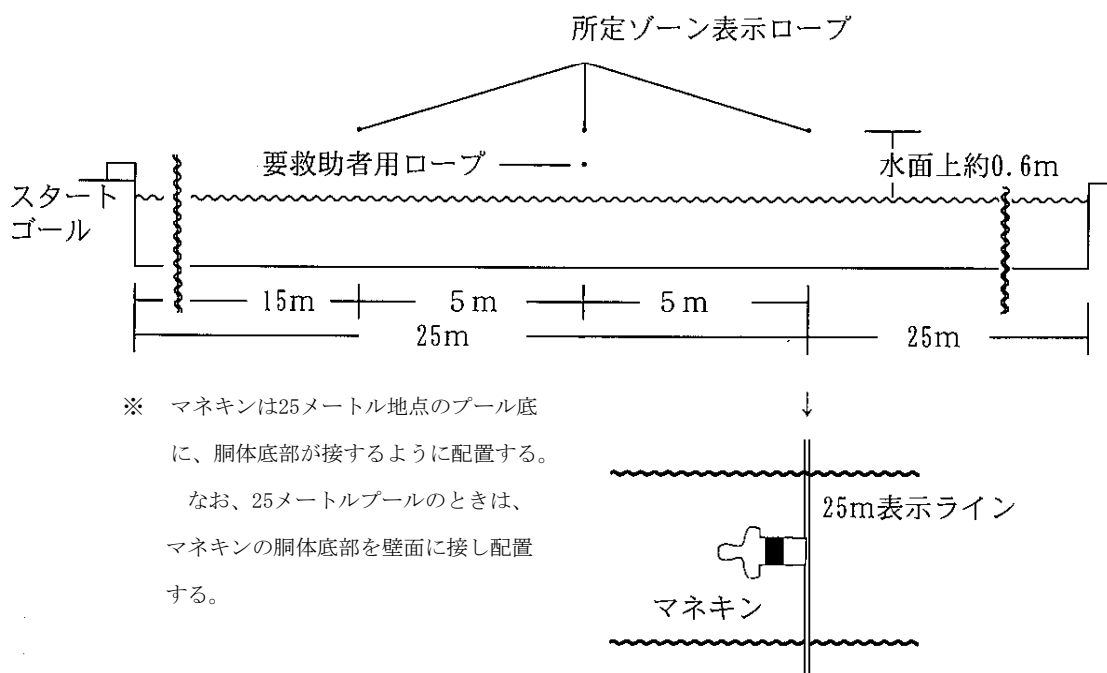
なお、行動範囲内での「たすき掛け」は、助走を含む飛び込み動作に移行するまでに、結び目を背部に回し、もやいの結びの輪の一方を右肩から左脇に掛け、もう一方の輪を左肩から右脇に掛けて、双方の輪が胸の前で交差するように掛けること。

b 要救助者救助

- (a) 救助者は「じゅんか飛び込み」で入水する。
- (b) 要救助者を救助に向かうときの泳法は自由とするが、要救助者を注視しながら近付くこと。
- (c) 補助者は、救助者の行動に合わせて救助ロープを操作する。
- (d) 救助者は、要救助者に近付いたら逆行の姿勢をとり、チンプールで確保した後、所定ゾーン内で（要救助者の頭を基準）クロスチェストキャリアで抱きかかえ、手を上げて「よし」と呼称し、補助者に合図後、救助ロープを握る。
- (e) 救助者は、要救助者を壁面まで搬送し、手で壁面をタッチし「よし」と呼称し補助者に合図した後、直ちにマネキンの救助に向かう。
- (f) 補助者は、救助者の要救助者確保完了合図により、行動範囲内で救助ロープをたぐり寄せる。
- (g) 補助者は、救助者の合図で救助ロープを置いて、要救助者に手を差しのべ、ヒューマンチェーンによりプールサイドに引揚げる。

なお、要救助者は、協力してプールサイドに上ってもよいが、必ず補助者の引き揚げによるものとする。

b マネキン配置図等



(イ) 持込用具

マネキン (満水とし、38キログラム以上に調整したもの。なお、満水時38キログラムに満たない場合は、ウエイト等を付け調整すること。また、調整方法は自由とするが、ウエイトを付ける位置はマネキン内部とする。)

1体

救助ロープ (一ひろ巻き)

1本

ウ 所要時間の測定

スタートの号砲から、救助者がマネキンを搬送し、プール壁面にタッチするまでの所要時間を測定する。

(6) 溺者救助

3人1組（要救助者を含む）で、救助者及び補助者の2人が協力して小型救命浮環（以下「浮環」という。）に救助ロープを結着したのち、補助者が浮環をプール内に投下、救助者がスタート地点から25メートル先の要救助者の位置まで搬送し、これに要救助者をつかまらせ、補助者が救助ロープをけん引して救助するまでの安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

- a チームの編成は、救助者1人、補助者1人、要救助者1人の計3人とする。
- b 救助者及び補助者は、スタート地点で待機する。
- c 要救助者は、スタート側の壁面から25メートルの地点に設定された要救助者ロープに身体後部をつけ、両手でロープを後ろ手に握って水中に立ち、顔をスタート側に向け待機する。
なお、25メートルプールの場合は、プール壁面に背中を付ける。「壁面に背中を付ける」とは、左右の肩甲骨が壁面に接している状態とする。
- d 救助ロープ及び浮環を用具配置区域内に置く。
- e スタート地点等は、イ、(ア)の図のとおり。

(イ) 実施要領

- a スタート後、救助者及び補助者は協力して、救助ロープを浮環に巻き結び（半結びを掛ける）で結着し、補助者が浮環を自己コース（使用コースのコースロープ内側）20メートル以内に投げる。
なお、巻き結びを結着するときは、足底を使い浮環を引き起こしてはならない。
また、浮環を他のコースに投げ込んだ場合（着水時コースロープに乗り上げた状態を含む。）は、再度投げるものとする。
- b 浮環が着水した後、救助者は「じゅんか飛び込み」により入水し、浮環の位置に至る。
- c 救助者が救助に向かうときの泳法は自由とするが、要救助者を注視すること。
- d 救助者は、浮環を一旦取った後、要救助者の位置まで搬送し、水面から上の身体の一部にタッチしたのち浮環を渡す。
- e 要救助者が浮環を両手で握ったら、救助者は手を上げて「よし」と呼称し、補助者に合図する。
- f 補助者は、救助者の合図により、行動範囲内で救助ロープをたぐり寄せて救助し、要救助者に手をさしのべ、ヒューマンチェーンをとる。
なお、要救助者の両手から浮環が離れた場合は、救助者が再度浮環を渡すものとする。
- g 救助者は、補助者に合図後、要救助者が救助者の脇を通過してから、要救助者の後方で要救助者を注視して泳ぎ、補助者がヒューマンチェーンをとれる位置まで要救助者をたぐり寄せ、ヒューマンチェーンをとった後、プール壁面にタッチし「よし」と呼称、合図し、ゴールする。
なお、「要救助者の後方」とは、救助者の手が要救助者の足先より後方にあることをいう。

h 要救助者の顔（目）が水中に没したり水をかぶらないようにすること。

(f) 実施上の注意事項

a 浮環及び救助ロープは、次の方法で搬送してはならない。

(a) 浮環を足を使って搬送する。

(b) 救助ロープを口にくわえ又は首に掛けて搬送する。

b 要救助者は、救助者のタッチを受けるまで要救助者用ロープ（25メートルプールの場合にはプール壁面）を離してはならない。

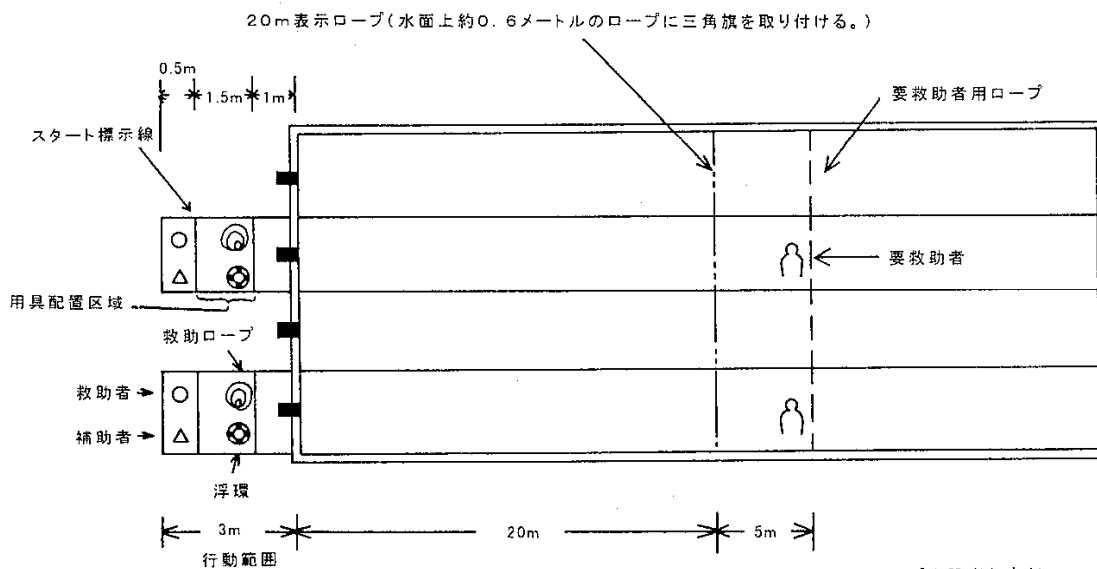
c 補助者は、救助者の合図前に救助ロープの余裕ロープ（たるみ）を調整するのはよいが、要救助者を引いてはならない。

d 救助者は、要救助者の身体の一部及び浮環並びに救助ロープを握って泳いではない。

イ 施設及び用具

(f) 施設は次のとおりとする。

施設配置図



(g) 持込用具

- | | |
|----------------|----|
| a 救助ロープ（一ひろ巻き） | 1本 |
| b 小型救命浮環 | 1個 |

ウ 所要時間の測定

スタートの号砲から、補助者が要救助者にヒューマンチェーンをとった後、救助者がプール壁面で合図するまでの所要時間を測定する。

(7) 水中結索

3人1組で、スタート地点から20メートル先の水中に沈めてある結索環に3種類の指定した結索をリレー方式で行い、安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

- a チームの編成は、3人とする。
- b 各泳者ともスタート側で小綱を携行し待機する。
- c スタート地点等は、イ、(ア)の図のとおり。

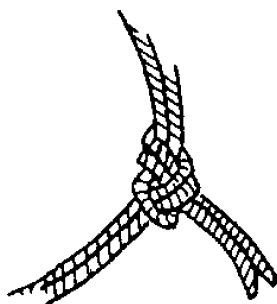
(イ) 実施要領

- a 各泳者のスタートはスタート台からとし、飛び込み入水する。
- b 飛び込み方法及び泳法は自由とする。
- c 各泳者は携行した小綱の結索（ひとえつなぎ）を解き結索環に、第1泳者はもやい結び、第2泳者は巻き結び、第3泳者はふた回りふた結びの結索を行う。
なお、もやい結び及び巻き結びには半結びを掛けること。
- d もやい結びは、結び目が結索環の外周から50センチメートル以内になるように、巻き結び及びふた回りふた結びは、結索環に密着させて結索すること。
なお、「密着」とは、結索環の外周から結び目までの長さが15センチメートル以内になることをいう。
- e 各泳者別による結索箇所は、自由とする。
- f 各泳者は結索後、結索環の位置からターンしてスタート側へ泳ぎ、手でプール壁面にタッチした後に、次の泳者がスタートする。
- g ゴールは、第3泳者の手が壁面にタッチしたときとする。

(ウ) 実施上の注意事項

- a 小綱の携行方法は、中央で二つ折りにして「ひとえつなぎ」に結索（端末は握りこぶし以上残すこと）した小綱を、右又は左肩から左又は右脇に掛けるものとし、水着に挟んだり口にくわえてはならない。
- b 携行した小綱の結索を解くとき、口を使用してはならない。

ひとえつなぎ

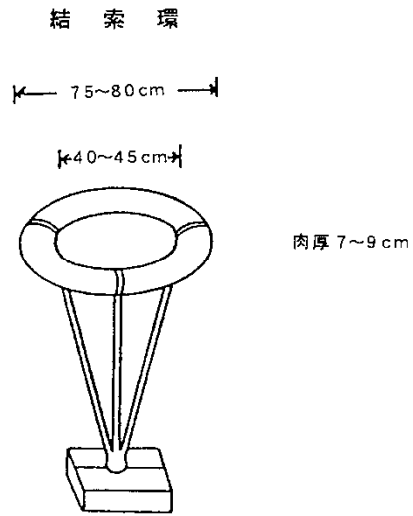


イ 施設及び用具

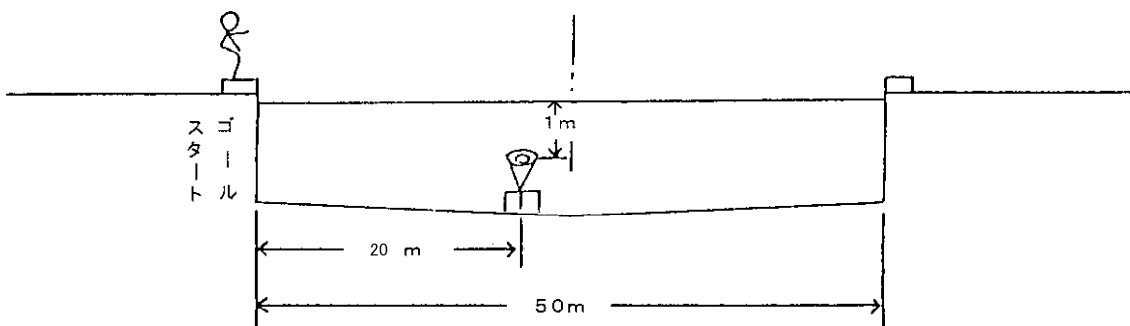
(ア) 施設

結索環は、次のとおりとし、上部が水面から1メートルになるように沈めておくこと。

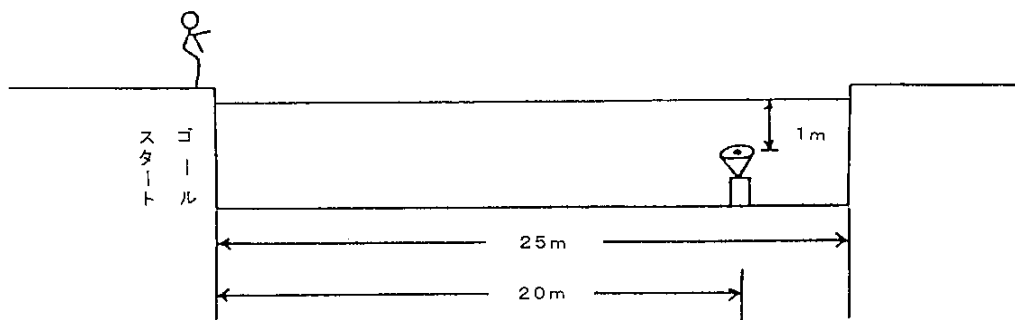
結索環図等



50メートルプール



25メートルプール



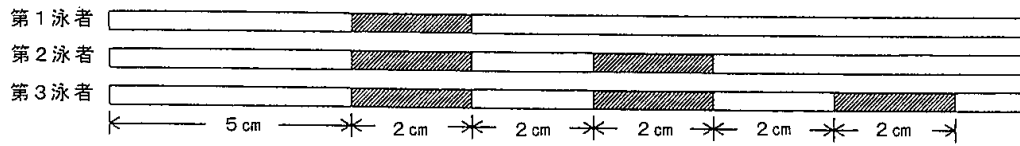
(イ) 持込用具

小綱

3本

(各泳者用として有色ビニールテープ等ではがれないよう
に下図のとおり標示する。)

表示方法



ウ 所要時間の測定

スタートの号砲から、第3泳者の手がプール壁面にタッチするまでの所要時間を測定する。

(8) 水中検索救助

4人1組で、2人が水面と水中を交互に検索し、要救助者（以下「マネキン（訓練人形）」という。）を発見後水面に引き揚げ、他の2人が救出地点まで交互に対岸間を運んで泳ぎ、救助するまでの安全確実性と所要時間を評価する。

ア 実施内容

(ア) 事前準備

- a チームの編成は、4人とする。
- b 第1泳者及び第2泳者はフィンを着け、第1泳者はスタート側のスタート台、第2泳者は対岸のスタート台に立ち待機する。
- c 第3泳者及び第4泳者はフィンを着け、スタート側で待機する。
- d マネキンは、スタート側2.5メートルにあるプール底のラインに、胴体中央部に塗色されたラインが重なるように背を下に、頭をスタート側に向けた状態で配置する。
- e 25メートルプールのときの、各泳者の待機位置は全てスタート側とする。
- f スタート地点等は、イ(ア)の図のとおり。

(イ) 実施内容

- a 各泳者の泳法及び第1・第2泳者の飛び込み方法は自由とする。
- b 第1泳者はスタート後10メートル以内に頭部を浮上させ、以後水面を対岸まで泳ぎ、プール壁面にタッチする。
- c 第2泳者は第1泳者のタッチ後にスタートし、そのまま潜水で泳ぎプール底のマネキンを水面に引き揚げプール壁面にタッチ後「よし」と呼称し、第3泳者に手渡す。
- d 第3泳者及び第4泳者は、第1泳者が飛び込んだ後、共に入水し、第3泳者は片手をプール壁面に付け待機、第4泳者は壁面から5メートルの地点で第2泳者と第3泳者のマネキン引き継ぎに支障のない位置で待機し、共にスタートする。
- e 第3泳者は第2泳者からマネキンを受け取り搬送し、搬送交代ゾーン（イ(ア)の図のとおり）でマネキンを第4泳者に引き継ぎ、その後は、第4泳者の前方又は後方で、監視任務をしながらゴールまで泳ぐ。
- f 第4泳者は第3泳者の前方又は後方を監視任務をしながら泳ぎ、搬送交代ゾーンで、第3泳者からマネキンを受け取り、マネキンを搬送して泳ぎプール壁面をタッチしゴールする。
- g 第3泳者及び第4泳者の監視任務時については、目を常に水面に出し泳ぐ。
- h 25メートルプールのときは全て往復で行う。
なお、各泳者は前泳者スタート後に、次スタート位置につくものとする。

(ウ) 実施上の留意事項

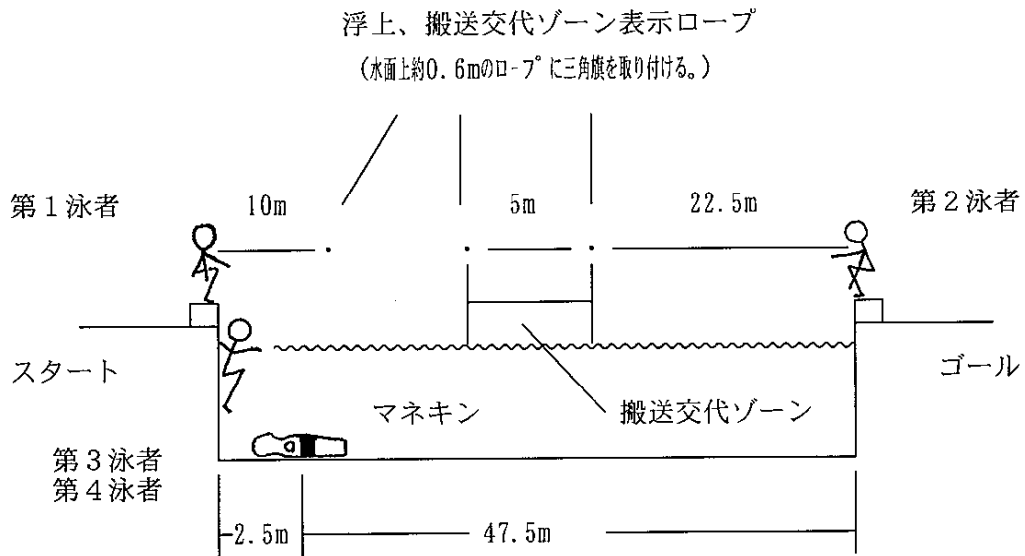
- a 片手をプール壁面に付け待機するとき及びプール壁面へのタッチ（片手でよい。）は、手の平で自コースの水際から上の壁面をタッチすること。
なお、25メートルプールの対岸のターンは、泳者の身体の一部がプール壁面に触れればよいものとする。
ただし、第1泳者はターン後5メートル以内に頭を浮上させること
- b 第2泳者は、スタートからマネキンを引き揚げるまでの間、3回以内の息継ぎを行ってもよいものとする。

- c 第2泳者がマネキン水面引き揚げるとは、マネキンの顔が水面上にでる状態をいい、マネキンは頭部から先に水面上に出るように引き揚げること。
なお、引き揚げるときマネキンの鼻・口・喉をつかんで引き揚げてはならない。
- d 第2泳者と第3泳者のマネキンの引き継ぎは、第2泳者が壁面をタッチした合図後に手渡しで行うものとする。
なお、第3泳者はマネキンを受け取るとき、マネキンの胴体部分を両手でつかみ抱きかかえて受け取り、一旦抱きかかえた後に搬送に移るものとし、抱きかかえるまえにプール壁を蹴ったり、泳ぎ始めてはならない。
- e 第2泳者はマネキンを手渡した後、次泳者の搬送に協力してはならない。
- f 第3泳者は、プール壁を離れるとき壁面を蹴ってもよい。
- g 第3泳者及び第4泳者のマネキン引き継ぎは、搬送交代ゾーン内において、マネキンの顔が常時水面上にでている状態（瞬間的に水がかかるとはよい。）で、第4泳者が手（片手でよい）でマネキンを確保し、「確保よし」と呼称した後、第3泳者が「引き継ぎよし」と呼称し、マネキンから手を離し手渡すこと。
なお、「搬送交代ゾーン内において」とは、第3泳者、第4泳者及びマネキンの頭が搬送交代ゾーン内にある間を示すものとする。
また、25メートルプールの場合、第3泳者が対岸にタッチ後、復路となつてからの5メートルの間を搬送交代ゾーンとして、上記要領で引き継ぐものとする。この場合、第4泳者は対岸まで泳ぐことなく、往路の20メートル地点から対岸の間でターンしてもよいものとする。
- h 第3泳者及び第4泳者の手がマネキンに触れてから、手渡しが完了するまでの間（以下「引き継ぎ時」という。）は、両者の手が同時にマネキンを確保している時期がなくてはならない。
また、この間、マネキンの一部が救助者の頭部より前方にでてはならない。
- i 第3泳者及び第4泳者は、監視任務についているとき（マネキン引き継ぎ時を除く）は、マネキン及び他の救助者に触れる等搬送協力してはならない。
- j マネキンの搬送方法は自由とするが、マネキンの顔が常時水面上にでている状態で（瞬間的に水がかかるとはよい。）手から離れないようにすることとし、ビート板を押しするような搬送方法等、マネキンの一部が搬送者の頭部より前方に出てはならない。
また、手渡しするとき及び搬送中、マネキンの鼻・口・喉を5秒以上つかんではならない。
- k 各泳者は、泳いでいる途中でフィンが離脱した場合は、「拾って着け直す」、「そのまま訓練を続行する」のいずれでもよく、泳者の判断によるものとする。

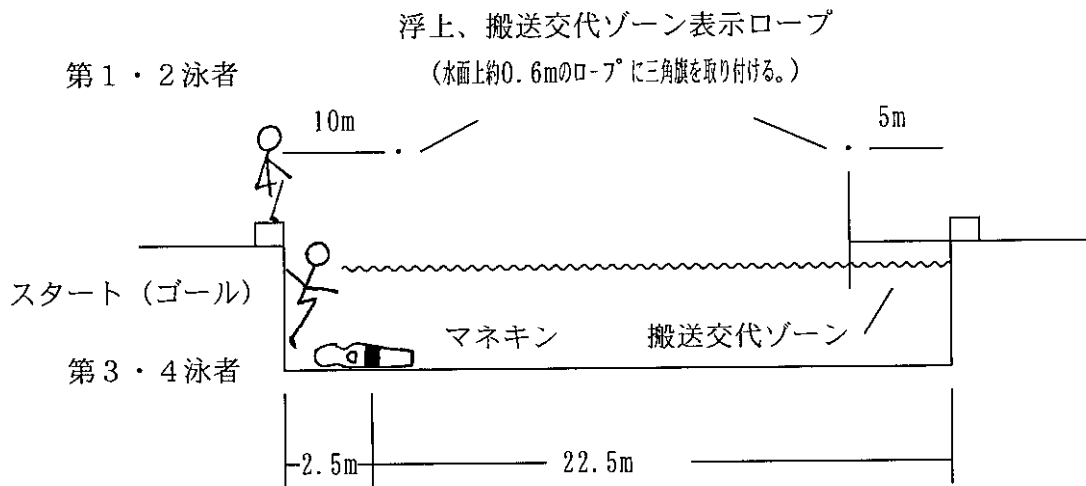
イ 施設及び用具

(ア) 施設は、次のとおりとする。

a 50メートルプール

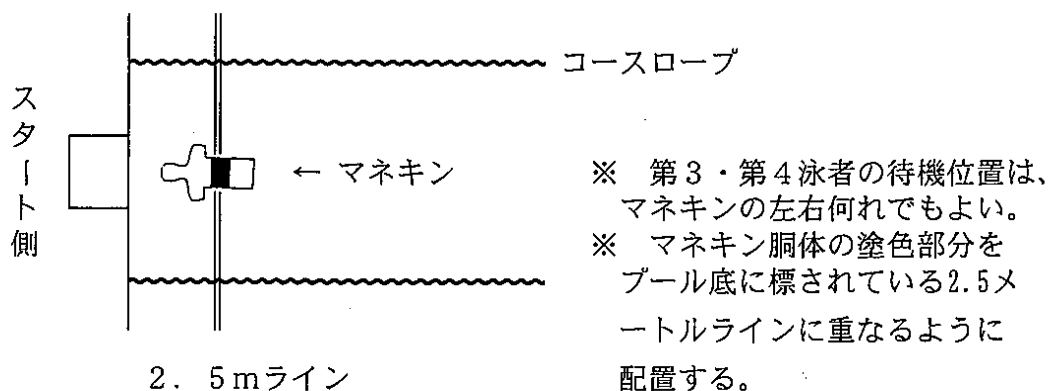


b 25メートルプール



* 25メートルプールの搬送交代ゾーンは、第3泳者が対岸にタッチ後、復路となつてからの5メートルの間とする。

c マネキン配置図



(イ) 持込用具

マネキン (満水とし、38キログラム以上に調整したもの。なお、満水時38キログラムに満たない場合は、ウエイト等を付け調整すること。また、調整方法は自由とするが、ウエイトを付ける位置はマネキン内部とする。)

1体

フィン

4組

ウ 所要時間の測定

スタートの号砲から、第4泳者がマネキンを運んでプール壁面をタッチするまでの所要時間を測定する。

3 技術訓練

(1) 陸上の部

ア 施設及び用具等

- (ア) 使用施設は、A塔、B塔、C塔及び訓練敷地内とする。
- (イ) 要救助者を生体としない場合は、訓練用人形を使用する。
- (ウ) 訓練で使用する用具は、実施消防本部が全て持参するものとする。
ただし、開催地は訓練に必要と思われる用具を任意で準備することができる。

イ 訓練テーマ

訓練テーマは「激甚化する災害における救助活動」とする。

ウ 共通想定

共通想定は「自由」とする。

エ 出場人員

原則5名以内とするが、必要に応じて増加することができる。

(2) 水上の部

ア 用具等

- (ア) 要救助者を生体としない場合は、訓練用人形を使用する。
- (イ) 訓練で使用する用具は、実施消防本部が全て持参するものとする。
ただし、開催地は訓練に必要と思われる用具を任意で準備することができる。

イ 訓練テーマ

訓練テーマは「激甚化する災害における救助活動」とする。

ウ 共通想定

全国消防救助技術大会実施計画 別添1 技術訓練実施計画 2 訓練想定(2)に基づき
共通想定は設けない。

(3) 安全管理

指揮者及び隊員は訓練実施中における安全管理について万全を期すものとする。

(4) 開催地施設における制限事項

開催地の施設状況等において、使用訓練資器材に制限事項が生じた場合は、訓練を実施する地区支部長あてに、事前に通知する。

(5) 訓練時間

訓練時間については、15分以内とする。

別表 審査表等

審 査 表

種目 <u>ロープブリッジ渡過</u>	審 判 員	
組 別	消防本部名	()
コ ー ス	隊 員 名	
支 部 名	ゼ ッ ケ ン	

得 点	点 (B)	備 考	
所要時間	秒 (T)		

評 価 の 要 素		減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査 基 準	1 フライングを行ったとき	10点		
	2 渡過要領が不適であったとき (足場壁面を蹴ったときを含む)	10点		
	3 往路、身体が回転して、渡過ロープの下側になったとき	1回につき 5点		
	4 保護布を巻かなかったとき	10点		
	5 折返し標示線を越えてロープに触れないで折返したとき	20点		
	6 手だけで渡過ロープにぶら下がったとき (折返し動作を除く)	1回につき 10点		
	7 足だけで渡過ロープにぶら下がったとき	1回につき 10点		
	8 命綱だけで渡過ロープにぶら下がったとき	1回につき 20点		
	9 保安帽の着装が不適であったとき	1回につき 5点		
	10 カラビナを掛けなかったとき	10点		
減 点 合 計		() A		
1 隊員が負傷したとき		失 格		
2 用具が落下したとき				
3 用具が損傷したとき (訓練続行不能の場合)				
4 審判 (査) 員の指示・停止に従わなかったとき				
5 審判員から中止を命ぜられたとき				
得点計算	持点 (100×1人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を越えたときの減点 = 得 点			
	100 - () A - { () t - 28 } = (B)			

審 査 員	審 査 位 置			
	消防本部名	氏 名		

審 査 表

<u>種目 はしご登はん</u>		審 判 員	
組 別		消防本部名	()
コ ー ス		隊 員 名	
支 部 名		ゼ ッ ケ ン	

得 点	点 (B)	備 考	
所要時間	秒 (T)		

評 価 の 要 素		減 点 基 準 値	減 点 数	減 点
審 査 基 準	1 フライングを行ったとき	10点		
	2 ロープを足で踏みつけたとき	1回につき 5点		
	3 命綱作成が不適であったとき	20点		
	4 命綱を結索円内で作成しなかったとき	5点		
	5 各呼称、合図を行わなかったとき	1回につき 5点		
	6 手を上げて「確保ロープよし」の呼称を結索円内で行わなかったとき又は結び目をズボンの横縫目より背部に回す前に行ったとき	1回につき 5点		
	7 カラビナを打付けたとき	10点		
	8 カラビナを掛けなかったとき	10点		
	9 登はん要領が不適であったとき	10点		
	10 足を踏み外したとき	20点		
	11 保安帽の着装が不適であったとき	1回につき 5点		
減 点 合 計 () A				
審 査 基 準	1 隊員が負傷したとき	失 格		
	2 用具が落下したとき			
	3 用具が損傷したとき (訓練続行不能の場合)			
	4 登はん中、確保ロープでぶら下がったとき			
	5 審判 (査) 員の指示・停止に従わなかったとき			
	6 審判員から中止を命ぜられたとき			
得点計算	持点 (100×1人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を越えたときの減点 = 得点			
	100 - () A - { () t - 24 } = (B)			

審 査 員	審 査 位 置			
	消 防 本 部 名		氏 名	

審 査 表

種目 <u>ロープ応用登はん</u>			審 判 員	
組 別		消防本部名	()	
コ ー ス		隊 員 名		
支 部 名		ゼ ッ ケ ン		

得 点	点 (B)	備 考	
所要時間	秒 (T)		

評 価 の 要 素		減 点 基 準 値	減 点 数	減 点
審 査	1 フライングを行ったとき	10点		
	2 到達点又は限界で、「確保」と呼称しなかったとき	10点		
	3 保安帽の着装が不適であったとき	1回につき 5点		
	4 カラビナを掛けなかったとき	10点		
減 点 合 計		() A		
基 準	1 隊員が負傷したとき	失 格		
	2 登はん中、確保ロープでぶら下がったとき			
	3 用具が落下したとき			
	4 用具が損傷したとき (訓練続行不能の場合)			
	5 審判 (査) 員の指示・停止に従わなかったとき			
	6 審判員から中止を命ぜられたとき			
得点計算		持点 (100×2人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を越えたときの減点 = 得点 200 - () A - { () t-16 } = (B)		

審 査 員	審 査 位 置			
	消 防 本 部 名		氏 名	

審 査 表

種目 障害突破 (No.1)			審 判 員			
組 別		消防本部名	()			
コース		隊 員 名				
支部名		ゼッケン				
得 点	点 (B)		備 考			
所要時間	分	秒 (T)				
評 価 の 要 素				減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査 目	共 通 減 点	1	フライングを行ったとき	10点		
		2	結索が不適であったとき	1回につき 10点		
		3	ロープを足で踏みつけたとき (展張準備完了後のリードロープを除く)	1回につき 5点		
		4	カラビナを打付けたとき	1回につき 10点		
		5	カラビナを掛けなかったとき	1回につき 10点		
		6	危険ゾーン内で行動したとき	1回につき 20点		
		7	保安帽の着装が不適であったとき	1回につき 5点		
		8	救助者 (補助者) が各呼称、合図をしなかったとき	1回につき 5点		
		9	救助者 (補助者) の合図前に行動したとき	1回につき 10点		
		10	審査員の合図前に行動したとき	1回につき 20点		
査	高 塀 乗 越	1	乗り越え時、補助する救助者の肩、背中及び腰部を利用したとき	1回につき 5点		
		2	高塀から落ち、転倒したとき	1回につき 10点		
		3	高塀からぶら下がった後、両手を伸ばして降りなかったとき	1回につき 5点		
は じ 登 り		1	登はん要領が不適であったとき	1回につき 10点		
		2	足を踏み外したとき	1回につき 20点		
基 準	急 リ ッ ジ	1	自己確保ロープを着けなかったとき	1回につき 10点		
		2	自己確保ロープのカラビナに触れたとき	1回につき 5点		
		3	補助者が砂袋リードロープを握る前に、救助者がリードロープ端末を渡過ロープ (もやい結びの輪) に結索したとき	10点		
		4	リードロープを使用しないで渡過ロープを展張又はリードロープをたぐり寄せなかったとき (リードロープが施設等にからんだり、切れた場合を除く)	5点		
		5	渡過ロープに命綱のカラビナを掛けず、渡過姿勢をとったとき	1回につき 10点		
		6	渡過要領が不適であったとき	1回につき 10点		
		7	保護布を巻かなかったとき	1回につき 10点		
		8	渡過の準備姿勢が不適であったとき	1回につき 10点		
		9	3人以上が渡過ロープに乗ったとき	10点		
		10	命綱だけで渡過ロープにぶら下がったとき	1回につき 10点		
		11	補助者が砂袋を後方等に投げたとき	5点		
		12	補助者が渡過ロープのもやいの輪2本を係留点に掛けなかったとき	20点		
		13	補助者が協力したとき (係留補助及びリードロープの整理を除く)	10点		

種目 障害突破 (No.2)

審査基準	緊急脱出	1 垂直降下要領が不適であったとき	1回につき 10点		
		2 着地前に懸垂ロープを外したとき	1回につき 10点		
		3 着地時、転倒したとき (高墜乗越えに準じる)	1回につき 10点		
		4 塔上の危険ゾーンから上部停止線内への静止の際、手掌及び膝を床面に つかなかったとき	1回につき 10点		
	煙道通過	1 呼吸器着装要領が不適であったとき	1回につき 10点		
		2 行動中、胸バンド等が外れたとき	1回につき 5点		
		3 煙道進入時、ボンベ、保護棒等を煙道入口に接触させたとき	1回につき 5点		
		4 第1通過者が煙道から出る前に、誘導ロープが第3、第4通過者から 離れ、煙道内に引き込まれたとき	10点		
		5 突き当り防止扉が開き、身体の一部が煙道から出て接地したとき	1回につき 5点		
		6 使用資機材をゴールまで携行しなかったとき	5点		
		7 手動補給弁を閉めなかったとき	1回につき 5点		
		8 中間線までにロープの整理及び面体を離脱しなかったとき	1回につき 5点		
		9 面体の保護をしなかったとき	1回につき 5点		
減 点 合 計			() A		
1 隊員が負傷したとき		失 格			
2 用具が落下したとき					
3 用具が損傷したとき (訓練続行不能の場合、Oリング損傷を含む)					
4 審判 (査) 員の指示・停止に従わなかったとき					
5 審判員から中止を命ぜられたとき					
得点計算	持点 (100×5人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を越えたときの減点 = 得点				
	500 - () A - { () t - 157 } = (B)				

審査員	審査位置			
	消防本部名		氏名	

審 査 表

種目 <u>ロープブリッジ救出 (No.1)</u>		審 判 員		
組 別		消防本部名	()	
コ ー ス		隊 員 名		
支 部 名		ゼ ッ ケ ン		

得 点	点 (B)	備 考	
所要時間	分 秒 (T)		

評 価 の 要 素		減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査	共 通 減 点 項 目	1 フライングを行ったとき	10点	
		2 結索が不適であったとき	1回につき 10点	
		3 ロープを足で踏みつけたとき	1回につき 5点	
		4 カラビナを打付けたとき	1回につき 10点	
		5 カラビナを掛けなかったとき	1回につき 10点	
		6 カラビナが同一方向であったとき	5点	
		7 危険ゾーン内で行動したとき	1回につき 20点	
		8 要救助者が協力したとき	1回につき 10点	
		9 保安帽の着装が不適であったとき	1回につき 5点	
		10 命綱作成又は座席 (カラビナを含む) が不適であったとき	1回につき 20点	
		11 自己確保ロープのカラビナに触れたとき	1回につき 5点	
		12 自己確保ロープを着けなかったとき	1回につき 10点	
		13 運搬綱作成要領が不適であったとき	1回につき 20点	
		14 救助者が各呼称、合図をしなかったとき	1回につき 5点	
		15 審査員の合図前に行動したとき	20点	
基 準	救 助 の 行 動	1 渡過員が足場に降りるとき、渡過ロープを握らなかったとき	1回につき 10点	
		2 足場でカラビナを離脱しなかったとき (救出時、脱出時も同様)	1回につき 5点	
		3 渡過ロープに命綱(座席)のカラビナを掛けないで、渡過姿勢をとったとき	1回につき 20点	
		4 渡過要領が不適であったとき (壁面、救助者の身体利用も含む)	1回につき 10点	
		5 保護布を巻かなかったとき	1回につき 5点	
		6 渡過中、命綱だけでぶら下がったとき (チロリアン渡過の場合は、両手が同時に渡過ロープから離れたとき)	1回につき 10点	
		7 運搬綱等を口にくわえて搬送したとき	1回につき 5点	
		8 自己確保ロープを着けるまでに要救助者を円外に出したとき	20点	
		9 座席及び運搬綱を着けるまでに要救助者を円外に出したとき	5点	
		10 要救助者の運搬綱を持って介添えしなかったとき	10点	
		11 要救助者を足場に降ろす前に、運搬綱のカラビナを渡過ロープに付けたとき及び掛けたとき	5点	
		12 要救助者の体重を渡過ロープに掛け、安全確認をしなかったとき	20点	
		13 「運搬綱よし」の前に、救出ロープのカラビナを運搬綱又はカラビナに掛けたとき	5点	
		14 準備完了の合図後、渡過員が要救助者に触れたとき	5点	

種目 ロープブリッジ救出 (No.2)

審 査 基 準	けん引	1 救助者の合図前に行動したとき	10点		
		2 要救助者を円外でけん引したとき	5点		
		減 点 合 計	() A		
審 査 基 準	1 隊員が負傷したとき		失 格		
	2 用具が落下したとき				
	3 用具が損傷したとき (訓練続行不能の場合)				
	4 審判 (査) 員の指示・停止に従わなかったとき				
	5 審判員から中止を命ぜられたとき				
得点計算		持点 (100×4人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を越えたときの減点 = 得点			
		400 - () A - { () t - 75 } = (B)			

審 査 員	審査位置			
	消防本部名		氏 名	

審 査 表

種目 <u>ほふく救出 (No.1)</u>			審判員	
組別		消防本部名	()	
コース		隊員名		
支部名		ゼッケン		

得点	点 (B)	備考	
所要時間	分 秒 (T)		

		評 価 の 要 素	減点基準値	減 点 数	減 点
審 査 目 的	共 通 減 点 項 目	1 フライングを行ったとき	10点		
		2 結索が不適であったとき	1回につき 10点		
		3 ロープを足で踏みつけたとき	1回につき 5点		
		4 カラビナを打付けたとき	10点		
		5 カラビナを掛けなかったとき	10点		
		6 要救助者が協力したとき	1回につき 10点		
		7 保安帽の着装が不適であったとき	1回につき 5点		
		8 信号伝達を行わなかったとき	1回につき 5点		
		9 要救助者の搬送要領が不適であったとき	1回につき 10点		
		10 搬送中、要救助者を落としたとき又は、一緒に転倒したとき	1回につき 20点		
		11 救助者（補助者）が各呼称、合図をしなかったとき	1回につき 5点		
		12 救助者（補助者）の合図前（信号伝達を含む）に行動したとき	1回につき 5点		
		13 使用資機材を落下させたり、引きずったり又はゴールまで携行しなかったとき	5点		
		14 審査員の合図前に行動したとき	1回につき 20点		
基 準	救 助 者 の 行 動	1 呼吸器着装要領が不適であったとき	10点		
		2 行動中、胸バンド等が外れたとき	1回につき 5点		
		3 面体の保護をしなかったとき	5点		
		4 手動補給弁を閉めなかったとき	5点		
		5 要救助者を搬送するまでに面体を離脱しなかったとき	5点		
		6 進入時及び退出時にボンベ、保護棒等を煙道の入口に接触させたとき	1回につき 5点		
		7 事前にけん引綱を作って進入したとき	5点		
		8 小綱を床面で摩擦させて携行したとき	5点		
		9 煙道枠内で信号伝達をしたとき	1回につき 5点		
		10 要救助者に触れなかったとき（片手でよい）	5点		
		11 要救助者を両手で介添えして起こさなかったとき	10点		
		12 救出時、要救助者のけん引綱を持たなかったとき	5点		
補 助 者 の 行 動	1 煙道内に身体の一部を入れたとき	5点			
	2 確保ロープたぐり要領が不適（ロープが救助者、要救助者にかからなかった）であったとき	10点			
	3 要救助者の全身が煙道から出ていないのに「よし」と呼称したとき	5点			

種目 ほふく救出 (No.2)

審査基準	減 点 合 計 () A	
	1 隊員が負傷したとき	失 格
	2 用具が落下したとき	
	3 用具が損傷したとき (訓練続行不能の場合、Oリング損傷を含む)	
	4 審判 (査) 員の指示・停止に従わなかったとき	
	5 審判員から中止を命ぜられたとき	
得点計算	持点 (100×3人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を越えたときの減点 = 得点	
	300 - () A - { () t - 62 } = (B)	

審査員	審査位置			
	消防本部名		氏名	

審 査 表

種目 <u>引揚救助 (No.1)</u>			審 判 員		
組 別		消防本部名	()		
コース		隊 員 名			
支部名		ゼッケン			
得 点	点 (B)		備 考		
所要時間	分	秒 (T)			

		評 価 の 要 素	減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査 基 準	共 通	1 フライングを行ったとき	10点		
		2 結索が不適であったとき	1回につき 10点		
		3 ロープを足で踏みつけたとき	1回につき 5点		
		4 カラビナを打付けたとき	1回につき 10点		
		5 カラビナを掛けなかったとき	1回につき 10点		
		6 危険ゾーン内で行動したとき	1回につき 20点		
		7 要救助者が協力したとき	1回につき 10点		
		8 保安帽の着装が不適であったとき	1回につき 5点		
		9 手動補給弁を閉めなかったとき	1回につき 5点		
	減 点	10 自己確保ロープのカラビナに触れたとき	1回につき 5点		
		11 自己確保ロープを着けなかったとき	1回につき 10点		
		12 確保姿勢が不適であったとき	1回につき 5点		
		13 確保が不完全であったとき	1回につき 10点		
		14 座席 (カラビナを含む) が不適であったとき	1回につき 10点		
		15 確保ロープを後部支持パイプに通さずに直接使用したとき	1回につき 10点		
		16 担当者が塔下、塔上の確保、補助及びロープの降下、引揚げを行わなかったとき	1回につき 5点		
		17 ロープ等を塔上から投げ降ろしたとき	1回につき 5点		
		18 標示線を越えて接地したとき	1回につき 5点		
		19 1番員 (指揮者) の各指示、号令がなかったとき又は指示、号令前に行動を開始したとき (1番員自ら行動する場合を含む)	1回につき 10点		
	項 目	20 救助者が各呼称、合図をしなかったとき (1番員の指示等は除く)	1回につき 5点		
		21 審査員の合図前に行動したとき	1回につき 20点		
降 下 時 の 行 動		1 呼吸器着装要領が不適であったとき	1回につき 10点		
		2 行動中、胸バンド等が外れたとき	1回につき 5点		
		3 垂直降下要領が不適であったとき	1回につき 10点		
		4 救助用縛帯、確保ロープを口にくわえ又は手に持って搬送したとき	5点		
	5 懸垂ロープを自分で外さなかったとき	1回につき 5点			

種目 引揚救助 (No.2)

審 査 基 準	検 索 ・ 搬 送 ・ 引 揚 等 の 行 動	1 要救助者に触れなかったとき (片手でよい)	5 点		
		2 信号伝達を行わなかったとき	1 回につき 5 点		
		3 信号伝達を円内で行わなかったとき	5 点		
		4 要救助者に触れた手を離さずに、二人抱きかかえ搬送に移ったとき	5 点		
		5 要救助者の搬送要領が不適であったとき	10 点		
		6 搬送中、要救助者を落としたとき又は一緒に転倒したとき	20 点		
		7 要救助者を座らせる前に 2 番員が検索ロープを外したとき	5 点		
		8 救助用縛帯のバンドを輪のまま、要救助者に着装したとき	5 点		
		9 縛帯装着を安全マット上で要救助者を座らせて行わなかったとき	5 点		
		10 縛帯装着が不完全なとき (若干のネジレは減点しない)	20 点		
		11 縛帯装着後、要救助者の腰又は背中が壁面に接していないとき若しくは正面向きでなかったとき	5 点		
		12 救出ロープを後部支持パイプに経由しないで使用したとき	20 点		
		13 要救助者を滑車のロープ引出し側で引揚げなかったとき	10 点		
		14 3 番員が塔上で空気呼吸器を離脱しなかったとき	5 点		
		15 確保ロープ等を外される前に空気呼吸器の離脱を開始したとき	5 点		
		16 塔上面角から危険ゾーン外への搬送を 1、4 番員で行わなかったとき	5 点		
		17 要救助者を引きずったり、粗暴に扱ったとき	20 点		
減 点 合 計			() A		
1 隊員が負傷したとき		失 格			
2 用具が落下したとき					
3 用具が損傷したとき (訓練続行不能の場合、リング損傷を含む)					
4 審判 (査) 員の指示・停止に従わなかったとき					
5 審判員から中止を命ぜられたとき					
得点計算	持点 (100×5人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を越えたときの減点 = 得点				
	500 - () A - { () t - 129 } = (B)				

審 査 員	審査位置			
	消防本部名	氏 名		

審 査 表

種目 複 合 検 索 (50メートルプール用)

		審 判 員	
組 別		隊 員 氏 名	
コ ー ス			
支 部 名			
消防本部名	()		

得 点	点 (B)	備 考	
所 要 時 間	秒 (T)		

評 価 の 要 素		減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査	1 フライングを行ったとき	10点		
	2 スタートからゴールまでの間に3点セットが身体から離脱したとき	1回につき 5点		
	3 規定されたスノーケリングを行わなかったとき	1回につき 5点		
	4 スノーケリング中、スノーケルが水中に没したとき	1回につき 5点		
	5 手を使って泳いだとき (潜った後のひとかきを除く)	1回につき 5点		
	6 スノーケリングを始める前にスノーケルクリアーを行わなかったとき	1回につき 5点		
	7 浮環を上から潜らなかったとき	1回につき 10点		
	8 ゴール後、リングをプールサイドに投げ置いたとき	5点		
	9 ゴール後、マスククリアーの審査前にマスクを手で触れたとき	5点		
	10 マスククリアーが不完全であったとき (残水が目の下脛より上のとき)	5点		
減 点 合 計		()	A	
基 準	1 隊員が負傷したとき	失 格		
	2 用具が損傷したとき (訓練続行不能の場合)			
	3 リング運搬用に「ひも」又は、「器具」を使用したとき			
	4 浮環を潜らなかったとき			
	5 コース内の全リング (4個) を持ってゴールしなかったとき又は他のコースのリングを持ってきたとき他コースの隊員が自コースのリングを持ち去った場合は、持ち去られた数を減じたリング数を持ってゴールすればよい)			
	6 審査員の指示・停止に従わなかったとき			
	7 審判員から中止を命ぜられたとき			
得点計算	持点 (100×1人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を超えたときの減点 = 得 点			
	100 - () A - { () t - 40 } = (B)			

審 査 員	審 査 位 置			
	消防本部名		氏 名	

審 査 表

種目 複 合 検 索 (25メートルプール用)

		審 判 員	
組 別		隊 員 氏 名	
コ ー ス			
支 部 名			
消防本部名	()		

得 点	点 (B)	備 考	
所 要 時 間	秒 (T)		

評 価 の 要 素		減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査	1 フライングを行ったとき	10点		
	2 スタートからゴールまでの間に3点セットが身体から離脱したとき	1回につき 5点		
	3 規定されたスノーケリングを行わなかったとき	1回につき 5点		
	4 スノーケリング中、スノーケルが水中に没したとき	1回につき 5点		
	5 手を使って泳いだとき (潜った後のひとかきを除く)	1回につき 5点		
	6 スノーケリングを始める前にスノーケルクリアーを行わなかったとき	1回につき 5点		
	7 浮環を上から潜らなかったとき	1回につき 10点		
	8 リングをプールサイドに投げ置いたとき	1回につき 5点		
	9 往路、壁面にタッチする前にリングを置いたとき	5点		
	10 ゴール後、マスククリアーの審査前にマスクを手で触れたとき	5点		
	11 マスククリアーが不完全であったとき (残水が目の下脛より上のとき)	5点		
減 点 合 計		() A		
基 準	1 隊員が負傷したとき	失 格		
	2 用具が損傷したとき (訓練続行不能の場合)			
	3 リング運搬用に「ひも」又は、「器具」を使用したとき			
	4 浮環を潜らなかったとき			
	5 指定された数のリングをプールサイドに置かなかったとき又は他のコースのリングを持ってきたとき (他コースの隊員が自コースのリングを持ち去った場合は、持ち去られた数を減じたリング数を持ってゴールすればよい)			
	6 審査員の指示・停止に従わなかったとき			
	7 審判員から中止を命ぜられたとき			
得点計算	持点 (100×1人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を超えたときの減点 = 得 点			
	100 - () A - { () t - 40 } = (B)			

審 査 員	審 査 位 置			
	消防本部名		氏 名	

審 査 表

種目 基本泳法

		審 判 員	
組 別		隊 員 氏 名	
コ ー ス			
支 部 名			
消防本部名	()		

得 点	点 (B)	備 考	
所 要 時 間	秒 (T)		

評 価 の 要 素		減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査	1 フライングを行ったとき	10点		
	2 じゅんか飛び込みが不適であったとき	10点		
	3 前方注視を怠ったとき	1回につき 5点		
	4 泳法変更区間内 (25メートルプールの場合は、ターン後) で泳法を変えなかったとき	10点		
	5 (25メートルプールの場合) ターン時、顔 (目) が水中に没したとき	5点		
減 点 合 計		() A		
基 準	1 隊員が負傷したとき	失 格		
	2 定められた泳法でなかったとき			
	3 (25メートルプールの場合) ターン時、プール壁面にタッチしなかったとき			
	4 審査員の指示・停止に従わなかったとき			
	5 審判員から中止を命ぜられたとき			
得点計算	持点 (100×1人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を超えたときの減点 = 得 点			
	100 - () A - { () t - 40 } = (B)			

審 査 員	審 査 位 置			
	消防本部名		氏 名	

審 査 表

種目 溺 者 搬 送

	審 判 員	
組 別	隊 員 氏 名	
コ ー ス		
支 部 名		
消防本部名 ()		

得 点	点 (B)	備 考	
所 要 時 間	秒 (T)		

評 価 の 要 素		減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査 基 準	1 フライングを行ったとき	10点		
	2 じゅんか飛び込みが不適であったとき	10点		
	3 前方注視を怠ったとき	1回につき 5点		
	4 要救助者が協力したとき	10点		
	5 逆行の姿勢が不適であったとき	5点		
	6 チンプルが不適であったとき	5点		
	7 所定ゾーン内でチンプルからヘアキャリーに移行しなかったとき又は移行しても手を変えなかったとき	10点		
	8 ヘアキャリーが不適であったとき	5点		
	9 搬送中、要救助者から手が離れたとき	1回につき 10点		
	10 要救助者の顔(目)が水中に没したとき	1回につき 10点		
減 点 合 計 () A				
1 隊員が負傷したとき		失 格		
2 審査員の指示・停止に従わなかったとき				
3 審判員から中止を命ぜられたとき				
得点計算	持点(100×2人)－審査基準の減点合計－標準所要時間を超えたときの減点＝ 得 点			
	200 - () A - { () t - 42 } = (B)			

審 査 員	審 査 位 置			
	消防本部名		氏 名	

審 査 表

種目 人 命 救 助 (No. 1)

		審 判 員	
組 別		隊 員 氏 名	救助者
コ ー ス			補助者
支 部 名			要救助者
消防本部名	()		
得 点	点 (B)	備 考	
所 要 時 間	分 秒 (T)		

評 価 の 要 素		減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査 基 準	各行動共通	1 フライングを行ったとき	10点	
		2 救助ロープを指定する搬送要領で搬送しなかったとき	1回につき 5点	
		3 ロープを足で踏み付けたとき	1回につき 5点	
		4 補助者がけん引作業中に行動範囲から出て行動したとき	1回につき 5点	
		5 救助者が合図しなかったとき (プール壁面タッチ不適を含む)	1回につき 5点	
		6 補助者が救助者の合図前に行動したとき	1回につき 10点	
	入 水	1 結索が不適であったとき	10点	
		2 じゅんか飛び込みが不適であったとき	10点	
		3 「結索よし」と呼称しなかったとき	5点	
		4 行動範囲内でたすき掛けしなかったとき	10点	
	要 救 助 者 救 助	1 救助に向かうときに前方注視を怠ったとき	1回につき 5点	
		2 逆行の姿勢が不適であったとき	5点	
		3 チンプールが不適であったとき	5点	
		4 クロスチェストキャリアが不適であったとき (所定ゾーン内でクロスチェストキャリアに移行しなかったときを含む)	10点	
		5 ヒューマンチェーンが不適であったとき	5点	
		6 搬送中、要救助者から手が離れたとき	1回につき 10点	
		7 要救助者の顔(目)が水中に没したとき	1回につき 10点	
		8 要救助者が協力したとき	1回につき 10点	
	9 要救助者の搬送方法が不適であったとき	1回につき 5点		
マ ネ キ ン 救 助	1 マネキンを頭部から先に水面に出るように出さなかったとき	5点		
	2 第2ゾーン内に浮上しなかったとき	5点		
	3 マネキンを引き揚げるとき鼻・口・喉をつかんでいたとき	10点		
	4 浮上後及び搬送中にマネキンの顔を水没させたとき (瞬間的に水がかかるのは除く。)	1回につき 10点		
	5 搬送中に、マネキンの鼻・口・喉を5秒以上掴んだとき	1回につき 10点		
減 点 合 計		()	A	

種目 人 命 救 助 (No.2)

審 査 基 準	1 隊員が負傷したとき	失 格
	2 定められた泳法でなかったとき	
	3 救助ロープをたぐり寄せるとき、要救助者の身体がプール壁面に触れたとき	
	4 用具を損傷させたとき（訓練続行不可能の場合）	
	5 浮上後及び搬送中に、マネキンをプール底まで水没させたとき	
	6 マネキンをゴールまで搬送できなかったとき	
	7 審査員の指示・停止に従わなかったとき	
	8 審判員から中止を命ぜられたとき	
得点計算	持点（100×3人）－審査基準の減点合計－標準所要時間を超えたときの減点＝ 得 点	
	300 - () A - { () t - 73 } = (B)	

審 査 員	審 査 位 置			
	消防本部名		氏 名	

審 査 表

種目 溺 者 救 助 (No. 1)

		審 判 員	
組 別		隊 員 氏 名	救 助 者
コ ー ス			補 助 者
支 部 名			要 救 助 者
消 防 本 部 名	()		
得 点	点 (B)	備 考	
所 要 時 間	秒 (T)		

	評 価 の 要 素	減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査 基 準	1 フライングを行ったとき	10点		
	2 結索が不適であったとき	1回につき 10点		
	3 足底を使い浮環を引き起こしたとき	1回につき 5点		
	4 投げた浮環が20メートルを越えたとき	1回につき 5点		
	5 投げた浮環が他のコースに着水したとき (反動で着水した場合を含む)	1回につき 5点		
	6 浮環を着水する前に、救助者が飛び込んだとき	10点		
	7 じゅんか飛び込みが不適であったとき	10点		
	8 前方注視を怠ったとき	1回につき 5点		
	9 救助者が浮環を一旦取らずに、要救助者の位置まで搬送したとき	5点		
	10 足を使って浮環を搬送したとき若しくは救助ロープを口にくわえ又は首に掛けて搬送したとき	1回につき 5点		
	11 救助者が水面から上の身体の一部にタッチしなかったとき	5点		
	12 要救助者が協力したとき	1回につき 10点		
	13 救助者が呼称、合図しなかったとき	5点		
	14 救助者の合図前に行動したとき	10点		
	15 ロープを足で踏み付けたとき	1回につき 5点		
	16 補助者がけん引作業中に行動範囲から出て行動したとき	1回につき 5点		
	17 搬送中、要救助者の両手から浮環が離れた際に、救助者が浮環を渡さなかったとき	1回につき 10点		
	18 救助者が要救助者の後方で泳がなかったとき	5点		
	19 搬送中、救助者が要救助者の身体の一部又は浮環及び救助ロープを握ったとき	1回につき 10点		
	20 ヒューマンチェーンが不適であったとき	5点		
	21 要救助者の顔(目)が水中に没したとき	1回につき 10点		
	減 点 合 計 () A			
	1 隊員が負傷したとき	失 格		
	2 用具が損傷したとき (訓練続行不能の場合)			
	3 浮環が他のコースに着水した場合に再度投げなかったとき			
	4 要救助者の身体の一部がプール壁面に触れたとき (ヒューマンチェーン時は、除く)			

種目 溺 者 救 助 (No. 2)

	5 審査員の指示・停止に従わなかったとき	失 格
	6 審判員から中止を命ぜられたとき	
得点計算	持点 (100×3人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を超えたときの減点 = 得 点	
	300 - () A - { () t - 43 } = (B)	

審 査 員	審 査 位 置			
	消 防 本 部 名		氏 名	

審 査 表

種目 水 中 結 索

		審 判 員	
組 別		隊 員 氏 名	
コ ー ス			
支 部 名			
消防本部名	()		

得 点	点 (B)	備 考	
所 要 時 間	分 秒 (T)		

評 価 の 要 素		減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
審 査	1 フライングを行ったとき	10点		
	2 結索が不適であったとき (結索しなかったときを除く)	1回につき 10点		
	3 小綱を指定の方法で携行しなかったとき	1回につき 5点		
	4 各結索の結び目が環の外周から50センチメートル (もやい結び) 又は15センチメートル (巻き結び、ふた回りふた結び) 以内でなかったとき	1回につき 5点		
減 点 合 計		() A		
基 準	1 隊員が負傷したとき	失 格		
	2 結索しなかったとき			
	3 タッチ前にスタートしたとき			
	4 審査員の指示・停止に従わなかったとき			
	5 審判員から中止を命ぜられたとき			
得点計算	持点 (100×3人) - 審査基準の減点合計 - 標準所要時間を超えたときの減点 = 得 点			
	300 - () A - { () t - 106 } = (B)			

審 査 員	審 査 位 置			
	消 防 本 部 名		氏 名	

審 査 表

種目 水中検索救助 (No.1)

		審 判 員	
組 別		隊 員 氏 名	
コ ー ス			
支 部 名			
消防本部名	()		

得 点	点 (B)	備 考	
所 要 時 間	分 秒 (T)		

評 価 の 要 素	減 点 基 準 値	減 点 回 数	減 点
1 フライングを行ったとき	10点		
2 第1泳者が水面上を泳がなかったとき(10m以内に浮上しなかったとき及び2.5mプール使用时、ターン後5m以内に浮上しなかったときを含む。)	5点		
3 タッチ要領不適	1人につき 5点		
4 第2泳者がスタートからマネキンを引き揚げ浮上するまでに、3回を超える息継ぎをしたとき	1回につき 5点		
5 第2泳者の体の一部が、息継ぎ以外に水面上に出たとき	1回につき 5点		
6 第2泳者が、マネキンを頭部から先に水面に出さなかったとき	5点		
7 第2泳者が、マネキンの顔が水面上に出るまで引き揚げなかったとき	5点		
8 第2泳者が、マネキンの鼻・口・喉をつかんで引き揚げたとき	10点		
9 救助者が呼称、合図をしなかったとき	1回につき 5点		
10 マネキンの引き渡しを手渡しで行わなかったとき	1回につき 10点		
11 第3泳者が、前泳者のタッチ前にプール壁面から手を離れたとき	5点		
12 第3泳者がマネキンを受け取るとき、マネキンの胴体部分を両手で抱きかかえなかったとき	10点		
13 第3泳者がマネキンを抱きかかえる前に、プール壁を蹴ったり泳ぎ始めたとき	5点		
14 第2泳者がマネキンを手渡した後、次泳者の搬送に協力したとき	1回につき 5点		
15 第3泳者及び第4泳者のマネキン手渡し時、両者の手が同時にマネキンに触れなかったとき	10点		
16 第3泳者及び第4泳者が監視任務時、目が水面下になったとき及びマネキンに触れる等搬送協力したとき	1回につき 5点		
17 第3泳者及び第4泳者が搬送交代ゾーン以外で引き継ぎを行ったとき	5点		
18 第3泳者及び第4泳者の引き継ぎ時、マネキンの一部が救助者の頭部より前にでたとき	5点		
19 マネキンの手渡し及び搬送中に、マネキンの顔を水没させたとき(瞬間的に水がかかるとは除く。)	1回につき 10点		
20 搬送中、マネキンから手が離れたとき	1回につき 10点		
21 マネキンの手渡し及び搬送中に、マネキンの鼻・口・喉を5秒以上掴んだとき	1回につき 10点		
22 マネキンの搬送要領が不適であったとき	1回につき 5点		
23 折り返しターン不適(2.5メートルプールのとき適用)	1人1回につき10点		
減 点 合 計	()	A	

種目 水中検索救助 (No.2)

審 査 基 準	1 第2泳者が第1泳者のタッチ前にスタートしたとき	失 格
	2 隊員が負傷したとき	
	3 用具を損傷させたとき (訓練続行不可能の場合)	
	4 マネキンをゴールまで搬送できなかったとき、及び浮上後マネキンをプールの底へ水没させたとき	
	5 審査員の指示・停止に従わなかったとき	
	6 審判員から中止を命ぜられたとき	
得 点 計 算	持点 (100×4人) - 審査基準の減点合計 - 標準時間を超えたときの減点 = 得点	
	400 - () A - { () t - 102 } = (B)	

審 査 員	審 査 位 置			
	消防本部名		氏 名	

計時記録表

整理番号	
ゼッケン	

種 目			
組	コース	消 防 本 部 (チ ー ム) 名	
		()	
計 時 員	計 測 時 間		
	(分 秒)		
	(分 秒)		
	(分 秒)		
所 要 時 間	(分 秒)		

所要時間は、小数点以下第1位まで記入すること。

特 例 用 具 等 申 請 書

一般財団法人全国消防協会
業務理事 ○○ ○○ 殿

△△消防本部
消防長 ◇◇ ◇◇

当消防本部において使用している下記の消防用資器材について、特例用具等として申請します。

地 区 支 部 名 及 び 消 防 本 部 名	
資 器 材 名	
資 器 材 の 概 要	
従 来 品 と の 比 較 及 び 安 全 性 に 関 す る 利 点	
消 防 本 部 で の 配 置 状 況	
そ の 他	

大 会 経 過

- | | | | |
|---------|---------------------------------------|---------|--|
| 第 1 回 | 昭和47年9月28日
東京都 豊島園 | 第 2 1 回 | 平成4年8月28日
千葉市 千葉県消防学校 |
| 第 2 回 | 昭和48年9月21日
大阪市 扇町公園 | 第 2 2 回 | 平成5年8月20日
福岡市 アジア太平洋外-建設用地・県立総合プール |
| 第 3 回 | 昭和49年9月18日
横浜市 県立保土ヶ谷公園 | 第 2 3 回 | 平成6年8月25日
京都市 京都市消防学校 |
| 第 4 回 | 昭和50年9月10日
東京都 平和島公園 | 第 2 4 回 | 平成7年8月25日
北九州市 北九州市文化記念公園 |
| 第 5 回 | 昭和51年9月10日
名古屋市 白川公園・瑞穂プール | 第 2 5 回 | 平成8年8月23日
札幌市 札幌市消防訓練場・札幌平岸プール |
| 第 6 回 | 昭和52年8月18日
横浜市 消防訓練センター | 第 2 6 回 | 平成9年8月22日
千葉市 千葉県消防学校 |
| 第 7 回 | 昭和53年8月22日
千葉市 千葉県消防学校 | 第 2 7 回 | 平成10年8月28日
大阪市 大阪市消防学校 |
| 第 8 回 | 昭和54年8月24日
大阪市 大阪市消防学校 | 第 2 8 回 | 平成11年8月19日
横浜市 消防訓練センター |
| 第 9 回 | 昭和55年8月29日
名古屋市 白川公園・瑞穂プール | 第 2 9 回 | 平成12年8月18日
熊本市 熊本市総合屋内プール(アクアドームくまもと) |
| 第 1 0 回 | 昭和56年8月19日
横浜市 消防訓練センター | 第 3 0 回 | 平成13年8月8日
東京都 東京消防庁豊洲訓練場・東京辰巳国際水泳場 |
| 第 1 1 回 | 昭和57年8月19日
横浜市 消防訓練センター | 第 3 1 回 | 平成14年8月23日
名古屋市 名古屋市消防学校 |
| 第 1 2 回 | 昭和58年8月19日
大阪市 大阪城公園・消防学校 | 第 3 2 回 | 平成15年8月28日
仙台市 仙台市泉総合運動場 |
| 第 1 3 回 | 昭和59年8月24日
名古屋市 白川公園・瑞穂プール | 第 3 3 回 | 平成16年8月26日
神戸市 兵庫県立広域防災センター |
| 第 1 4 回 | 昭和60年8月23日
広島市 中央公園・県立屋内プール | 第 3 4 回 | 平成17年8月25日
さいたま市 岩槻文化公園・県営大宮公園水泳場 |
| 第 1 5 回 | 昭和61年8月22日
神戸市 市民防災総合センター・神戸市王子プール | 第 3 5 回 | 平成18年8月24日
札幌市 札幌市消防訓練場・札幌平岸プール |
| 第 1 6 回 | 昭和62年8月21日
千葉市 千葉県消防学校 | 第 3 6 回 | 平成19年8月22日
東京都 東京消防庁夢の島消防訓練場・東京辰巳国際水泳場 |
| 第 1 7 回 | 昭和63年8月19日
横浜市 消防訓練センター | 第 3 7 回 | 平成20年8月29日
北九州市 北九州市立勝山公園・勝山市民プール |
| 第 1 8 回 | 平成元年8月25日
名古屋市 白川公園・瑞穂プール | 第 3 8 回 | 平成21年8月20日
横浜市 消防訓練センター |
| 第 1 9 回 | 平成2年8月24日
広島市 中央公園・ファミリープール | 第 3 9 回 | 平成22年8月27日
京都市 京都市消防活動総合センター |
| 第 2 0 回 | 平成3年8月28日
大阪市 大阪市消防学校 | 第 4 0 回 | 平成23年8月9日(東日本大震災により中止)
さいたま市 岩槻文化公園・県営大宮公園水泳場 |

- 第41回 平成24年8月7日
東京都 ゆりかもめ新豊洲駅前・東京辰巳国際水泳場
- 第42回 平成25年8月22日
広島市 旧広島市民球場跡地・広島市総合屋内プール
- 第43回 平成26年8月27日 (大規模災害により中止)
千葉市 千葉県消防学校
- 第44回 平成27年8月29日
神戸市 神戸学院大学ホートライントキャンパス
千葉市 神戸市立ホートライントスポーツセンター
- 第45回 平成28年8月24日
松山市 松山中央公園
- 第46回 平成29年8月23日
仙台市 宮城県総合運動公園
- 第47回 平成30年8月24日 (台風通過により中止)
京都市 京都市消防活動総合センター
- 第48回 令和元年8月25日
岡山市 岡山市消防教育訓練センター
岡山市立市民屋内温水プール
- 第49回 令和3年10月9日 (感染症拡大により中止)
北九州市 勝山公園・グローバルマーケットアクアパーク桃園
- 第50回 令和4年8月26日
東京都 立川立飛特設会場
東京消防庁第八消防方面訓練場